

平成16年度

# 包括外部監査の結果に関する報告書

「委託について」

長野市包括外部監査人

倉 田 博 光

# 目 次

第1 外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件(テーマ)	1
(1) 包括外部監査対象事項	1
(2) 包括外部監査期間	1
3 特定の事件として選定した理由	1
4 監査要点及び監査手続	2
(1) 監査要点	2
(2) 主な監査手続	2
5 外部監査実施期間	2
6 外部監査人補助者	3
7 利害関係	3
第2 外部監査対象の概要	4
1 委託の概要	4
(1) 委託の意義	4
(2) 長野市の委託に関連する法律、規則等	4
(3) 契約の方法・方式	5
(4) 契約事務の手続	8
(5) 委託契約の実施状況	15
2 個別調査対象の選定	19
(1) アンケート調査の実施	19
(2) 個別調査対象の選定	24
第3 監査の結果	30
1 「委託アンケート票」による実態調査の結果	30
(1) 担当部局	30
(2) 契約書と請書	31
(3) 契約の方法	33
(4) 一般競争入札	36
(5) 指名競争入札	36
(6) 随意契約	39
(7) 一者随意契約	44
(8) 予定価格	48

(9) 委託金額 .....	50
(10) 契約先の状況 .....	53
(11) 契約締結課の状況 .....	54
(12) 委託理由 .....	59
(13) 委託の効果測定 .....	60
2. 個別調査 .....	61
1 本庁舎警備業務委託 .....	61
2 第一庁舎清掃業務委託 .....	63
3 第二庁舎清掃業務委託 .....	63
4 第一庁舎案内標示プレート作成業務委託 .....	68
5 庁舎衛生設備清掃業務委託 .....	70
6 浅川支所清掃業務委託 .....	72
7 主査研修業務委託 .....	74
8 平成15年度新住民情報システム2次開発業務委託 .....	75
9 システム遠隔監視業務委託 .....	76
11 長野市フルネットセンター警報監視システム業務委託 .....	77
12 駐車場案内システム保守運用業務委託 .....	78
13 長野駅善光寺口周辺自転車駐車場整備計画調査 .....	79
14 平成15年度起債管理 .....	80
17 償却資産データ入力業務委託 .....	81
18 平成15年度OCR保守 .....	83
20 長野市斎場火葬残灰処理業務委託 .....	84
22 環境衛生管理・清掃業務委託 .....	85
26 ひとり暮らし老人等緊急通報システム業務委託 .....	87
27 要介護(在宅)認定調査委託 .....	89
28 要介護(施設)認定調査委託 .....	89
30 長野市が設置する児童館の管理運営等委託 .....	91
32 児童手当システム法改正対応業務委託 .....	94
33 長野市もんぜんぶら座こども広場管理運営委託 .....	95
35 中央隣保館鍵管理業務委託 .....	96
39 犀南保健センター機械警備委託 .....	97
40 北部保健センター機械警備委託 .....	97
48 平成15年度長野市有害大気汚染物質調査委託 .....	98
49 平成15年度長野市中小河川底質分析調査委託 .....	100
50 先進地視察研修旅行業務委託 .....	101
51 環境業務委託 .....	102

5 2	プラスチック分別説明ビデオ制作委託	103
5 3	プラスチック分別説明ビデオ（英語）制作委託	104
5 5	清掃センター焼却施設定期点検整備委託	105
5 7	計画調査湛水防除事業小森地区調査計画委託	106
5 8	未登記農道信更 2 1 7 号線用地測量委託	107
6 0	農集排七二会中部地区管路調査委託	109
6 1	平成 1 5 年度長野市ツキノワグマ学習放獣委託	110
6 5	松代象山地下壕精査点検業務委託	111
7 1	登記未完了市道朝陽 5 0 号線用地測量業務委託	112
7 2	登記未完了市道長野東 7 2 号線用地測量業務委託	112
7 3	長野駅前立体駐車場管理運営委託	115
7 4	長野市緑町駐車場管理業務委託	116
7 5	長野駅東口地下駐車場排水設備清掃業務委託	117
7 6	長野駅東口地下駐車場消防設備等保守点検業務委託	118
7 7	1 5 - 1 4 上松三丁目地区地籍図修正業務委託	119
7 8	国有財産譲与申請に伴う数値地番図作成業務委託	120
7 9	国有財産譲与申請に係る特定作業業務委託	120
8 0	国有財産譲与申請に係る特定作業業務（その 2）委託	120
8 1	測量設計技術指導委託	122
8 8	蛭川排水機場技術指導等業務委託	124
9 2	市営住宅今井団地健康異常管理装置保守業務委託	126
9 5	市営住宅北五明東団地他樹木剪定業務委託	127
9 9	都市計画支援システム構築調整及び都市計画基本図（DM）修正委託	129
1 0 2	若里公園外周高木他剪定業務委託	130
1 0 5	今里公園他 2 公園樹木剪定業務委託	130
1 0 3	西居帰公園他樹木病虫害防除委託	132
1 0 4	神明広田中央公園他樹木病虫害防除委託	132
1 0 7	茶臼山動物園及び城山分園施設管理運営委託	134
1 0 8	茶臼山動物園春期植栽管理委託	136
1 1 1	南長野運動公園トイレ清掃業務委託	137
1 1 2	南長野運動公園植栽管理業務委託（第 1 工区）	139
1 1 3	街路樹管理業務委託	140
1 1 4	長野駅前街路樹診断調査委託	142
1 1 8	駅周辺整備局事務所清掃業務委託	143
1 2 3	住民基本台帳データ渡し	144
1 2 5	真田宝物館警備業務委託	145

1 2 6	山王小学校南校舎耐震診断業務委託 .....	146
1 2 7	山王小学校北校舎耐震診断業務委託 .....	146
1 2 8	テレビ会議用システム構築委託 .....	151
1 2 9	共和小学校・児童センター建設敷地地盤調査委託 .....	152
1 3 3	少年科学センター清掃環境衛生業務委託 .....	154
1 3 4	史跡大室古墳群案内板等作成業務委託 .....	156

報告書中の表の合計は、端数処理の関係で合計欄の値と内訳の合計値が一致しない場合がある。

# 第 1 外部監査の概要

## 1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

## 2. 選定した特定の事件（テーマ）

### （1）包括外部監査対象事項

委託について

### （2）包括外部監査期間

平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日まで

ただし、必要に応じて過年度に遡るとともに、平成 16 年度の予算についても参考とする。

## 3. 特定の事件として選定した理由

長野市は、平成 15 年度一般会計及び特別会計において「委託料」として 125 億 3,196 万円を予算計上している。

委託は、法律行為又は事実行為を他の機関若しくは他の者に依頼するものであるが、委託には法令の根拠に基づいてなされる公法上の委託と法令に基づかず私的契約によってなされる私法上の委託とがある。民間への委託は、民間活力の一形態として広く実施されているものである。

民間活力の活用は、民間経営の専門性、効率性、弾力性等を生かすことにより、住民サービスの向上と行政の効率化を図る観点から推進されてきており、行政に競争原理を導入し、行政の活性化と経費の節減を促そうとするものである。

長野市の行政改革の取り組みは、古くは昭和 56 年に長野市行政制度改善委員会を設置したことから始まるが、行政改革大綱において民間委託等の推進、P F I の導入及び民営化の検討など「民間活力の活用の推進」を推進項目の一つとして謳っている。

今後、効果的な民間委託の推進、民営化等をより進展させるためには、まず、現在行われている委託が地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の趣旨に則り、適法かつ効率的に執行されているか検証する必要がある。

## 4. 監査要点及び監査手続

### (1) 監査要点

#### ア. 適法性・合規性の観点

(ア) 委託業務の契約事務は法令規則に沿って適正に行われているか。

(イ) 契約方法の決定・相手方の選定方法は公平性及び透明性をもって行われているか。

(ウ) 業務委託契約の検査は的確に行われているか。

#### イ. 経済性・効率性の観点

(ア) 予定価格の設計積算は妥当であるか。

(イ) 各種委託業務は効率性を反映するものとなっているか。

(ウ) 委託業務についてコスト管理（コストチェック）は適切に行われているか。

#### ウ. 有効性の観点から

(ア) 新規の業務委託事業に係る採択基準はあるか。

(イ) 委託業務の目的は明確になっているか。

(ウ) 市民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に繋がっているか。

### (2) 主な監査手続

ア. 各種の委託業務契約における予定価格調書、入札書、入札経過調書等入札関係調書並びに随意契約理由書等を入手し、照合、質問及び分析等によって適法性・合規性について検証した。

イ. 各種の委託業務契約における契約書、仕様書等図書、設計積算書及び見積書を入手し、照合、質問及び分析等によって設計積算の経済性及び妥当性について検証した。

ウ. 完了（実績）報告書及び成果品等の提出を求め、委託事業の効果測定方法、評価方法及び評価結果の今後の対応方法について調査・検証した。

## 5. 外部監査実施期間

平成 16 年 7 月 5 日から平成 17 年 3 月 11 日まで

## 6 . 外部監査人補助者

行政実務経験者	中 嶋 正
行政実務経験者	須 藤 正 浩
行政実務経験者	佐々木 威 夫
税理士資格取得者	田 中 孝 一

## 7 . 利害関係

包括外部監査人と補助者 4 名は、包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき事項はない。

なお、包括外部監査の対象とした「歳出予算に係る節の区分」表の 13 節「委託料」に該当する委託契約には、包括外部監査契約も含まれている。このため、個別調査対象の選定に当たり、包括外部監査契約は除外している。



## 第2 外部監査対象の概要

### 1. 委託の概要

#### (1) 委託の意義

委託は、法律行為又は事実行為を他の機関若しくは他の者に依頼するものであるが、委託には法令の根拠に基づいてなされる公法上の委託と法令に基づかず私的契約によってなされる私法上の委託とがある。公法上の委託は地方公共団体相互間の事務委託（地方自治法等 252 条の 14）、公の施設の管理委託（地方自治法第 244 条の 2）、歳入の徴収又は収納の委託（地方自治法施行令第 158 条）等である。

私法上の委託は、一般的に委託契約とよばれるものであるが、その範囲は広く、当該地方公共団体が直接実施するよりも、他の者に委託して実施させるほうが効率的なもの、主として特殊の技術、高度の専門的な知識又は特殊の設備を必要とする事務事業、調査研究等がこれに含まれる。

委託を民法上の契約類型に分類すると委任又は請負に該当する契約が多いが、請負と明確に区分することは困難であるため、今回の監査に当たっては「歳出予算に係る節の区分」表の 13 節「委託料」に該当する委託契約について対象とした。

なお、公の施設については平成 15 年 9 月 2 日に地方自治法が改正され、その管理運営方法が、市の出資法人、公共団体及び公共的団体しか委託することができない「管理委託制度」から「指定管理者制度」（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項）に移行された。

指定管理者制度は、条例の定めるところにより、民間の事業者、NPO 法人、ボランティア団体なども含めて広く公募し、費用、企画などの提案内容から判断して、よりふさわしい施設の管理者を決めて、その者に公の施設の管理を行わせるものである。長野市においては、平成 15 年 12 月 24 日、「長野市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例」（長野市条例第 51 号）を公布し、その定めるところに従い、一定の手續きを経て平成 18 年 4 月 1 日を目途に「指定管理者制度」を導入することとしている。

#### (2) 長野市の委託に関連する法律、規則等

地方公共団体が締結する契約については地方自治法（第 234 条～第 234 条の 3）及び地方自治法施行令（第 167 条～第 167 条の 16）によって規定されている。長野市が締結する契約については地方自治法施行令（第 173 条の 2）に基づく長野市財務規則、長野市契約規則によって規定されている。

なお、長野市においては契約担当職員に対して契約事務の周知徹底を図ることとし

て「契約の手引」を作成し、配付している。「契約の手引」では委託契約について、次のとおり取り扱うこととしている。

「業務委託契約が地方自治法第234条及び長野市契約規則第2条に定める契約行為（売買、貸借、請負、その他の契約）のうち「請負」か「その他の契約」なのかは、民法、地方自治法及び印紙税法等の関係法令により、個々の契約を事例ごとに検証しなければならないが、明確に区分することは困難である。また、業務委託の内容も年々多様化している。これらの事情を考慮し、民法及び印紙税法の解釈により近く、さらに、事実上最も効果的な運用を行うために契約規則上の運用は「請負契約」として取り扱う。」

### (3) 契約の方法・方式

地方公共団体が締結する契約は、地方自治法（第234条第1項）により、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法によることとされている。

「一般競争入札」とは、契約に関する公告をし、不特定多数をして競争させ、契約の主体に最も有利な条件を提供する者との間に締結する契約方法をいう。

「指名競争入札」とは、ある一定の資格を有する複数の相手方を決めて競争させ、契約の主体に最も有利な条件を提供する者との間に締結する契約方法をいう。

「随意契約」とは、競争の方法によらないで、地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して結ぶ契約方法をいう。

長野市における随意契約の方法には、見積合せ、一者随意契約、コンペ方式及びプロポーザル方式がある。見積合せは、2者以上から見積書を提出させ相手方を決定する方法である。一者随意契約は、1者から見積書を提出させ相手を決定する方法である。コンペ方式は、複数の者から設計対象に対する具体的な設計案の提出を求め、これを審査して最優秀案を選定した上で、最適な設計者を選定する方式をいう。プロポーザル方式は、複数の者から、対象となる施設に対する発想、解決方法等の提案及び設計者の経歴、作風、能力等に関する資料の提出を求め、最適な設計者を選定する方式をいう。

「せり売り」とは、他の競争者の表示する価格に対抗してさらに有利な価格を口頭で表示することによって、他の競争者を制して契約の相手方となる機会を与えて契約を締結する方式をいう。長野市の委託契約において、せり売りの方法は行われていない。

#### ア. 一般競争入札方式

地方公共団体が締結する契約方法は、一般競争入札が原則であり、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法は、政令で定める場合に限定されている（地方自治法

第 234 条第 2 項)。一般競争入札は、広く誰でも入札する機会が与えられ、また契約手続を公開して不正の行われるのを防ぎ、できるだけ地方公共団体に有利な契約を公明に結ぼうとするものである。しかしながら、広く誰でも参加し得るということから、信用ある者が果たして落札するかどうか、また確実な契約の履行を期待することができるかどうか、が的確につかめないため、かえって地方公共団体が損失を招くおそれが多い、などを理由として、契約方法の原則となっているにもかかわらず、あまり実施されていない。

長野市における平成 15 年度業務委託契約事務では一般競争入札は全く行っていない。

#### イ. 指名競争入札方式

指名競争入札は、政令で定める場合に該当するときに限り、これを行うことができる、として指名競争入札ができる場合を、次のとおり規定している（地方自治法施行令第 167 条）。

- ① 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- ② その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- ③ 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

#### ウ. 随意契約方式

##### (ア) 地方自治法施行令による規制

随意契約は、政令で定める場合に該当するときに限り、これを行うことができる、として随意契約ができる場合を、次のとおり規定している（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項）。

- ① 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借借料の年額又は総額）が別表第五上欄（下表においては左欄）に掲げる契約の種類に応じ同表下欄（下表においては右欄）に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

別表第五

1 工事又は製造の請負	都道府県及び指定都市	250 万円
	市町村（指定都市を除く。以下この表において同じ。）	130 万円
2 財産の買入れ	都道府県及び指定都市	160 万円
	市町村	80 万円
3 物件の借入れ	都道府県及び指定都市	80 万円
	市町村	40 万円
4 財産の売払い	都道府県及び指定都市	50 万円
	市町村	30 万円
5 物件の貸付け	都道府県及び指定都市、市町村	30 万円
6 前各号に掲げるもの 以外のもの	都道府県及び指定都市	100 万円
	市町村	50 万円

- ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- ③ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- ④ 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- ⑤ 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- ⑥ 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- ⑦ 落札者が契約を締結しないとき。

(イ) 長野市契約規則等による規制

長野市は、長野市契約規則及び「契約の手引」によって地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号から第 7 号の随意契約ができる場合について、次のとおり具体的に示している。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号で定める要件について、長野市契約規則第 29 条により随意契約ができる場合は、売買、貸借、請負その他の契約で予定価格（貸借の契約にあつては予定貸借料の年額又は総額）が、契約の種類に応じ、次の範囲内であるとき。

1 工事又は製造の請負	130 万円
2 財産の買入れ	80 万円
3 物件の借入れ	40 万円
4 財産の売払い	30 万円
5 物件の貸付け	30 万円
6 前各号に掲げる以外のもの	50 万円

- ② 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号については、次のような対象事例をあげている。
  - 市の行為を秘密にする必要がある契約のとき。
  - 外国での契約のとき。
  - 国、他の公共団体、公益法人等との契約のとき。
  - 運送、保管をさせるとき。
  - 契約の目的物が、特定の者でなければ納入することができないとき（定期刊行物、追録等）。
  - 特殊な性質を有する物品の買入れ、特別の目的があることにより物品の買

入れ先が特定されるとき。

- 特殊な技術、機器、設備を必要とするときで、そのものと契約締結しなければ契約の目的を達成できないとき。
  - 施工上の経験、知識を特に必要とするときや現場の状況に精通した者に施工させる必要があるとき。
- ③ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号については、天災地変その他非常緊急の場合で、市民の生命財産の保護、社会・経済維持等の見地から競争に付する時間的余裕のないとき。
- ④ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 4 号については、次のような対象事例をあげている。
- 現に契約履行中での追加関連工事、前工事と密接不可分な後工事等で一定の条件を満たしたとき。
  - 契約時期を失するとき。
- ⑤ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号については、次のような対象事例をあげている。
- ある品物を発注しようとするとき、ある業者が当該品物を多量に所有しており他の業者から購入する場合の市場価格に比し、著しく有利な価格で購入できるとき。
  - ある業者が特殊な機械等を備えているため時価より著しく有利な価格で購入できる見込みのあるとき。

#### (4) 契約事務の手續

契約事務のフローは、契約方式によって異なるが、一般的には次のとおり、①契約方式の決定、②契約の相手方の選定、③契約の締結、④契約の履行、⑤検査・検収、⑥委託料の支払いに区分することができる。長野市における指名競争入札及び随意契約の主な契約事務手續は、以下のとおりである。また、契約事務のフローは（図 1）～（図 4）のとおりである。

##### ア. 指名競争入札の場合の契約事務手續

###### (ア) 入札参加者資格

一般競争入札に参加しようとする者は、市長が定める期間内に入札参加資格審査申請書等を市長に提出する。市長は、提出された申請書等をもとに資格審査のうえ、認定された者を有資格者名簿に登載する（長野市契約規則第 5 条、第 6 条）。

指名競争入札、随意契約についてもこれに準じているので、特別な場合を除き、有資格者名簿に登載された者を契約の相手としなければならない（同規則第 27 条、

第 28 条)。

(イ) 指名競争入札参加者の指名

予算執行者は、指名競争入札に付そうとするときは有資格者名簿に登載された者のうちから、原則として 5 人以上指名するものとする（同規則第 26 条第 1 項）。

(ウ) 入札の通知

予算執行者は、指名競争入札参加者を指名したときは、一定の見積期間を置いて、その者に対し必要な事項を記載した指名入札通知書により通知しなければならない（同規則第 26 条第 3 項）。

(エ) 予定価格

予算執行者は、指名競争に付するときは、あらかじめ当該入札に付する事項の価格の総額について予定価格（貸借にあっては予定貸借料の年額又は総額）を定めるものとする。ただし、一定期間継続して行う製造、修繕、加工、売買、使用等の契約の場合は、単価についてその予定価格を定めることができる（同規則第 12 条第 1 項、第 27 条）。

また、予定価格を定める場合には、あらかじめ仕様書、設計書、物件又は役務の取引実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多少、履行期限の長短等を考慮しなければならない（同規則第 12 条第 2 項、第 27 条）としている。

なお、指名競争入札における予定価格については受注業者選定過程の透明性を高める観点から契約締結後、これを公表している（長野市入札及び契約に係る情報の公表に関する要綱第 3）。

(オ) 入札の執行

- [予定価格]：予定価格を定めたときには、その価格を記載した予定価格調書を封書にし、開札の際、これを開札の場所に置かなければならない（同規則第 14 条、第 27 条）。
- [入札]：入札参加者の入札は、所定の時間、所定の場所へ直接提出することが原則であるが、予算執行者が認めるときは書留郵便によりすることができる（同規則第 15 条第 1 項・2 項、第 27 条）。
- [開札]：開札は、入札場所及び日時に、入札者の立ち会いのもとで入札後直ちに行う。入札者が立ち会わないときは、当該入札に関係のない職員を立ち合わせて行う（同規則第 19 条、第 27 条）。
- [落札の決定]：予算執行者は、落札者を決定したときは、開札場所に在席する落札者に対しては口頭で、在席しない落札者には落札決定通知書により通知する（同規則第 22 条第 3 項、第 27 条）。
- [契約の締結]：落札者は、落札決定通知をした日から 7 日以内に契約を締結しなければならない（同規則第 35 条）。

## イ. 随意契約の場合の契約事務手続

### (ア) 相手方の資格

随意契約の相手方は、特別な場合を除き、有資格者名簿に登載された者のうちから定めなければならない（同規則第 28 条）。

### (イ) 随意契約の執行伺

契約課が入札執行する場合は、担当課で地方自治法施行令及び長野市契約規則の該当条項を記載し、決裁を受けた随意契約申出書を添付する。また、担当課が執行する場合は、地方自治法施行令及び長野市契約規則の該当条項を記載するとともに随意契約の理由を明記することとされている（契約の手引）。

### (ウ) 予定価格

随意契約においても競争入札と同様、あらかじめ仕様書、設計書、需給の状況等によって予定価格を定め、見積額との対比により適正な契約額としなければならない。この場合の予定価格は契約基準とされているが、予定価格の範囲内で最低見積価格の者を相手とすべきである。ただし、予定価格が 50 万円を超える工事の請負契約を締結するときを除き、市長が特に認めるときは、予定価格調書の作成を省略することができる。（同規則第 30 条）。

### (エ) 見積書の徴取

予算執行者は、随意契約による場合は、契約の目的、内容その他契約に関し必要な事項を記載した見積依頼書により 2 人以上の者から見積書を徴するものとする（同規則第 31 条）。ただし、国又は地方公共団体と直接契約するとき、契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるときなど、規則に定める各号の一つに該当するときは、1 人の者から見積書を徴することができる（同規則第 31 条第 1 項）。また、契約の性質又は目的により見積書を徴することが適当でないときは見積書を省略できることとしている（同規則第 31 条第 2 項）。

### (オ) 契約の相手方となるべき者への通知

予算執行者は、契約の相手方となるべき者が決定したときは、その者へ通知する。契約の相手方となるべき者は、通知した日から 7 日以内に契約を締結しなければならない（同規則第 22 条第 3 項、第 32 条）。

## ウ. 契約書の作成

地方公共団体が契約を締結する場合において契約書を作成するときは、契約書に双方が記名押印することにより契約は確定する。これは要式行為を必要としない民法と異なり、民法の特例を規定している。

予算執行者は、契約を締結しようとするときは、契約目的、契約金額、履行期限又は期間等、長野市契約規則第 36 条に規定する事項を記載した契約書を作成するものとする。ただし、契約の性質又は目的により該当しない事項については、この

限りでない（同規則第 36 条第 1 項）。

しかし、地方公共団体の契約は、後日の証拠書類として契約書の作成を原則としているが、契約額が少額のもの、せり売りによるもの、即時履行され後日問題の起こる余地のない契約等について契約書の省略が認められている（同規則第 37 条第 1 項）。

契約書の作成を省略した場合には、契約の目的たる給付内容、契約金額、履行期限その他必要な事項を記載した請書を徴しなければならないとしている（同規則同条第 2 項）。

## エ. 契約の履行確認

契約の相手方の選定も重要であるが、契約の履行が完全に確保されない限り地方公共団体の目的は達成されないことから契約制度の中でも監督・検査は重要である。

### (ア) 検査・検収の方法

検査員は、工事等について、その工事又は給付が完了したときは、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じて監督職員の立会いを求め、契約者又はその代理人の立会いのもとに検査しなければならない。また、検収職員は、物品の買入れその他の契約について、その給付が完了したときは、契約書その他関係書類に基づき給付の内容、数量について契約者又はその代理人の立会いのもとに行うこととしている。

### (イ) 検査調書の作成

検査員は、検査又は検収を行ったときは、検査調書又は検収調書を作成しなければならない。指示事項通知書による指示をした場合は、その旨及びその措置についての意見を調書に記載しなければならない（同規則第 51 条第 1 項）。

また、契約書の作成を省略した場合は支出調書等に検査又は検収年月日及び検収職員の氏名を記入し、押印し、検査調書又は検収調書に代えることができる（同規則第 51 条第 2 項）。

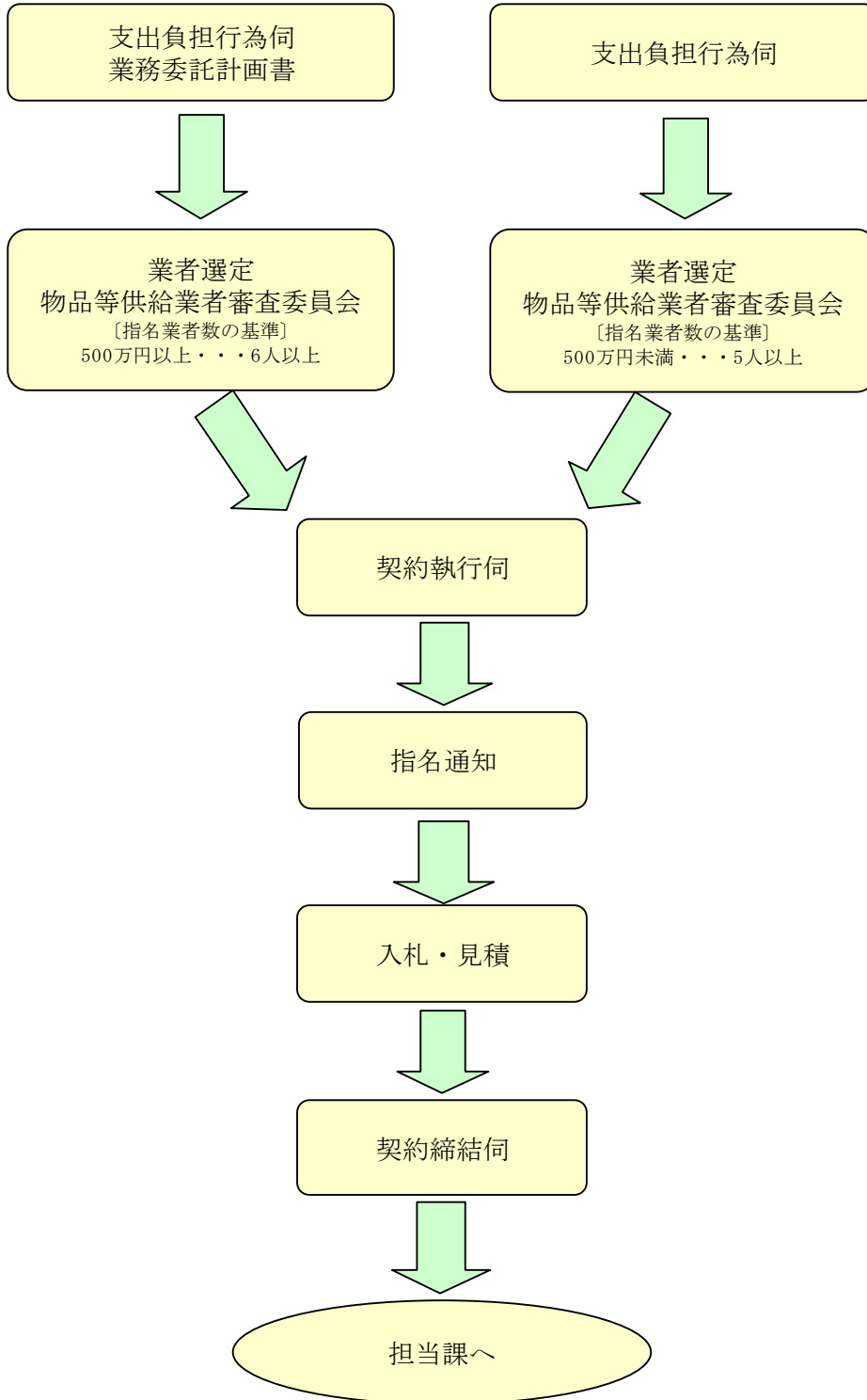


(図1) 契約課で行う業務委託契約（予定価格100万円以上）

(契約の相手方の選定まで)

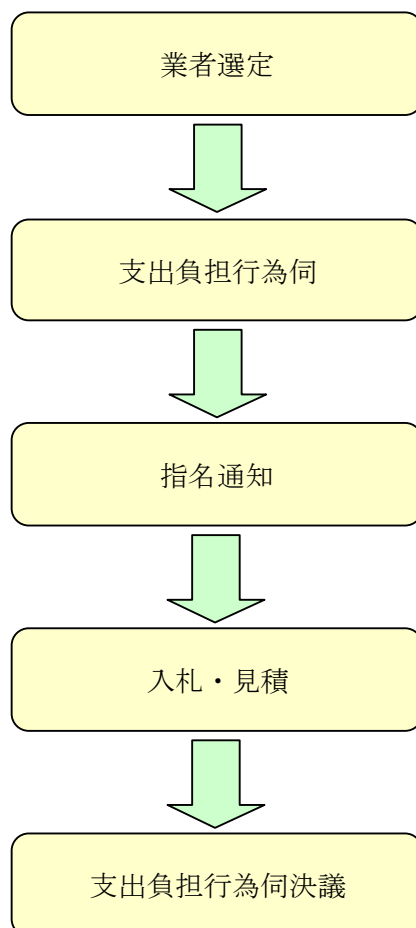
《予定価格500万円以上の案件》

《予定価格500万円未満の案件》



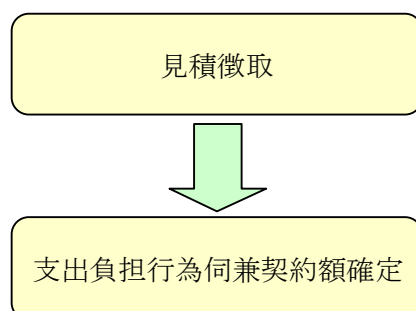
(図2) 担当課で行う業務委託契約（予定価格 100 万円未満 50 万円超）

(契約の相手方の選定まで)

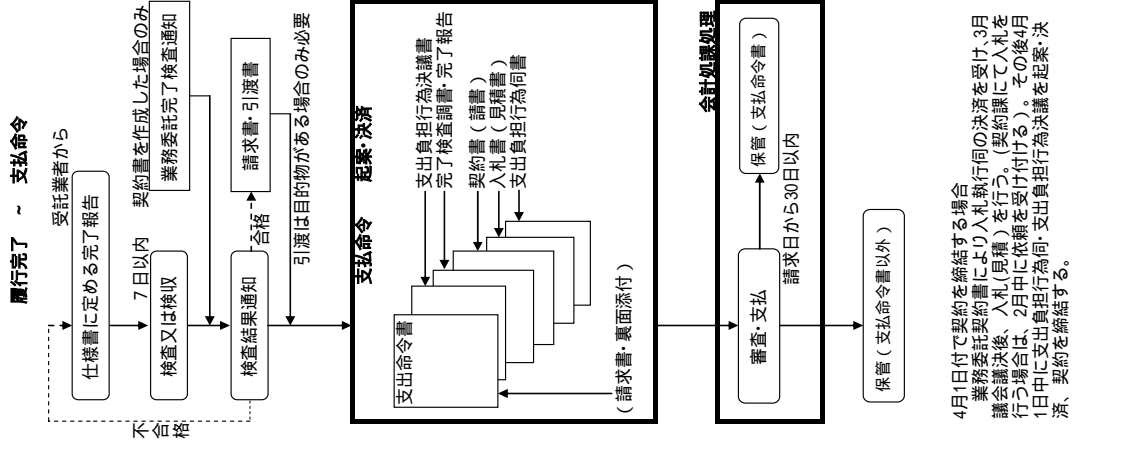
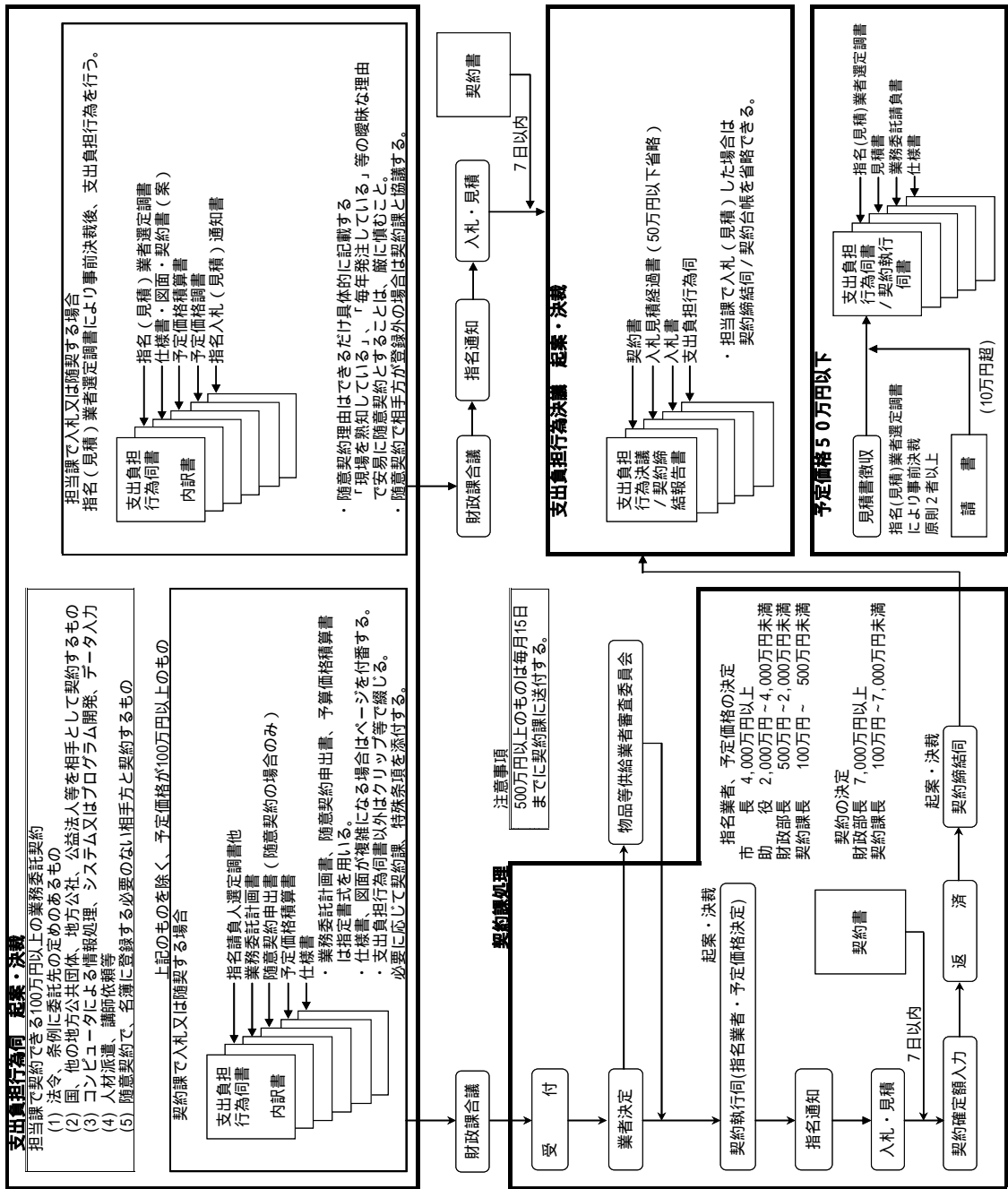


(図3) 担当課で行う業務委託契約（予定価格 50 万円以下）

(契約の相手方の選定まで)



(图4) 業務委託契約事務フローチャート



(5) 委託契約の実施状況

ア. 委託金額（委託料）

長野市は、一般会計決算において平成11年度から平成15年度までの5年間に委託費（委託料）として、（表1）のとおり支出している。委託費の歳出総額に占める割合は平成15年度では8.2%であり、その割合は、平成11年度の9.5%を除き、平成12年度以降8%台で推移している。

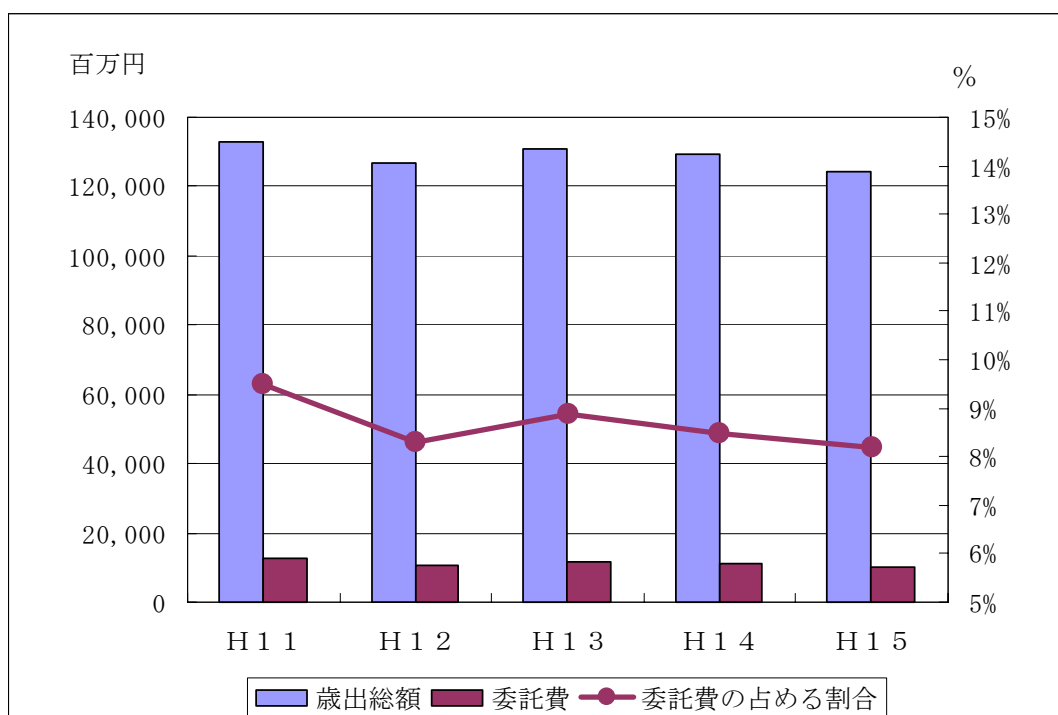
なお、一般会計と特別会計とを合算して委託費の占める割合をみると、平成15年度において歳出総額194,349,885千円、委託費10,658,471千円、5.4%の割合である。

（表1）一般会計に占める委託費の金額、割合調べ

（単位：千円、%）

年度	歳出総額 (A)	委託費 (B)	割合 (B)/(A)
平成11年度	133,021,408	12,635,716	9.5
平成12年度	126,687,582	10,533,532	8.3
平成13年度	130,810,483	11,589,217	8.8
平成14年度	129,491,704	10,983,323	8.4
平成15年度	124,338,447	10,195,900	8.2

（グラフ1）一般会計歳出額と委託費



イ. 委託契約の執行状況

平成 15 年度における委託契約の部局別の執行状況は、(表 2) のとおり、契約件数としては多い順から教育委員会 798 件、建設部 534 件、都市整備部 340 件、農林部 264 件であり、この 4 部局で 1,936 件、64.0%を占めている。一方、委託金額で見ると環境部 2,385,045 千円、教育委員会 1,606,601 千円、建設部 1,179,061 千円、長野市保健所 1,171,227 千円であり、この 4 部局で 6,341,934 千円、59.5%を占めている。

委託契約の件数、金額とも多い部局は、教育委員会と建設部で、この 2 部局で 1,332 件 (44.0%)、2,785,662 千円 (26.1%) と大きな比重を占めている。

(表 2) 平成 15 年度委託契約の部局別一覧

(単位：千円)

部 局 名	件数	構成比	委託金額	構成比
総 務 部	260	8.6%	710,874	6.7%
企 画 政 策 部	28	0.9%	58,582	0.5%
財 政 部	68	2.3%	208,022	2.0%
生 活 部	59	2.0%	449,056	4.2%
保 健 福 祉 部	175	5.8%	974,944	9.1%
長 野 市 保 健 所	130	4.3%	1,171,227	11.0%
環 境 部	115	3.8%	2,385,045	22.4%
農 林 部	264	8.7%	242,425	2.3%
商 工 部	87	2.9%	514,032	4.8%
建 設 部	534	17.7%	1,179,061	11.1%
都 市 整 備 部	340	11.3%	877,969	8.2%
駅 周 辺 整 備 局	77	2.5%	122,124	1.1%
会 計 課	4	0.1%	14,767	0.1%
消 防 局	51	1.7%	68,589	0.6%
教 育 委 員 会	798	26.4%	1,606,601	15.1%
行 政 委 員 会	32	1.1%	75,154	0.7%
合 計	3,022	100.0%	10,658,471	100.0%

ウ. 委託契約件数・金額の階層分布状況

平成 15 年度における委託契約件数・金額の階層分布の状況についてみると、金額的には 5,000 万円以上が 5,516,794 千円であり、委託金額全体の 51.7%で過半を占めている。一方、件数的にみると 50 万円以下の委託金額は、全体的には 445,049 千円で 4.1%とごくわずかであるが、件数的にみると 1,895 件、62.7%で過半を占めている。これに 100 万円未満を加えると、2,234 件、73.9%で、長野市においては比較的少額の委託契約が多いことを示している。

(表 3) 平成 15 年度委託契約額の階層別分布状況表

(単位：千円)

金額範囲	件数	構成比	委託金額	構成比
10 万円以下	536	17.7%	29,101	0.3%
10 万円超 50 万円以下	1,359	45.0%	415,948	3.9%
50 万円超 100 万円未満	339	11.2%	258,292	2.4%
100 万円以上 500 万円未満	532	17.6%	1,218,728	11.4%
500 万円以上 1,000 万円未満	116	3.8%	828,509	7.8%
1,000 万円以上 5,000 万円未満	108	3.6%	2,391,100	22.4%
5,000 万円以上 1 億円未満	17	0.6%	1,364,536	12.8%
1 億円以上	15	0.5%	4,152,258	39.0%
合 計	3,022	100.0%	10,658,471	100.0%

エ. 委託業務契約の種類別執行状況

平成 15 年度における委託業務の種類別執行状況についてみると、大分類の事務事業等の区分で 2,366 件、9,662,046 千円、とそれぞれ 78.3%、90.7%を占めている。建設事業関係の委託契約は 634 件、927,214 千円でそれぞれ 21.0%、8.7%である。

このうち、大分類の事務事業等についてみると、その他事務事業委託 937 件、管理・運営委託 539 件、施設保守点検委託 340 件、清掃委託 282 件であり、この 4 種で 2,098 件、全体の 69.4%を占めている。

(表 4) 平成 15 年度委託業務の種類別一覧表

(単位：千円)

経費区分名称		件数	構成比	委託金額	構成比
事務事業等	管理・運営委託	539	17.8%	3,067,707	28.8%
	清掃委託	282	9.3%	2,106,736	19.8%
	警備委託	31	1.0%	28,352	0.3%
	施設等保守点検委託	340	11.3%	582,498	5.5%
	緊急処理業務委託	73	2.4%	298,434	2.8%
	緊急治療委託	7	0.2%	97,063	0.9%
	健康診断等委託	75	2.5%	887,278	8.3%
	看板作成委託	45	1.5%	9,728	0.1%
	調査委託	36	1.2%	68,822	0.6%
	その他事務事業委託	937	31.0%	2,511,497	23.6%
	無回答	1	0.0%	3,930	0.0%
小計	2,366	78.3%	9,662,046	90.7%	
建設事業関係	設計・管理委託	206	6.8%	354,135	3.3%
	地盤・地質調査委託	12	0.4%	15,965	0.1%
	測量委託	236	7.8%	230,105	2.2%
	調査委託	141	4.7%	208,931	2.0%
	用地取得及び補償事務委託	8	0.3%	8,467	0.1%
	工事委託	1	0.0%	26,145	0.2%
	その他建設事業関係委託	30	1.0%	83,465	0.8%
小計	634	21.0%	927,214	8.7%	
施設入所等措置的委託		3	0.1%	463	0.0%
その他団体に対する負担金・補助金的委託		2	0.1%	9,545	0.1%
無回答		17	0.6%	59,203	0.6%
合計		3,022	100.0%	10,658,471	100.0%

## 2. 個別調査対象の選定

### (1) アンケート調査の実施

長野市のほとんどの部局において業務委託契約は行われているが、業務委託契約について全庁的に集計され、統計的な分析がされていないため、その全体の実態を把握することができない。その実態を把握するため、平成15年度一般会計及び特別会計を中心に、次の「委託アンケート票」により市役所各部局について横断的に業務委託契約の実態調査を行った。

#### 「委託アンケート票」アンケート項目

アンケート項目	備 考
0 担当部所 0.1 部 0.2 課 0.3 所属コード 0.4 担当者 0.5 内線電話	平成16年度の担当部所。
1 平成15年度担当部所 1.1 部 1.2 課 1.3 所属コード 1.4 担当者	平成15年度の担当部所。
2 契約件名	委託契約書に記載されている委託件名。 契約書が作成されていない場合はザイムス（市の財務システム）入力 of 委託件名。
3 小事業名 3.1 短縮コード 3.2 小事業名	
4 契約書の作成等 4.1 契約書の作成 4.2 請書の有無	契約書の作成の有無。 4.1 で無を選択した場合、請書の入手の有無。
5 委託開始年度 5.1 開始元号 5.2 開始年度	開始年度がわからない場合は不明と記載。
6 契約の方法(H15年度～H12年度) 6.1 H15年度 6.1.1 契約の方法 6.1.2 予定価格(消費税抜き) 6.1.3 落札価格(消費税抜き) 6.1.4-1 当初契約金額(消費税込み)	6. x.1 契約の方法…契約の相手方を決定した方法について、次の5つのうち1つを選択。 ① 一般競争入札 ② 指名競争入札（…③のケースを除く） ③ 入札不調による随意契約



<p>6.1.4-2 当初契約金額のうち消費税額</p> <p>6.1.5 指名業者数</p> <p>6.1.6 応札業者数</p> <p>6.1.7 見積業者数</p> <p>6.1.8 支払額(消費税込み)</p> <p>6.2 H14年度</p>	<p>④ 随意契約 (…⑤の一方随意契約を除く)</p> <p>⑤ 一方随意契約 (…見積合せを行わない随意契約)</p> <p>6.x.2 予定価格…消費税抜きの予定価格。</p> <p>6.x.3 落札価格…6.x.1で①一般競争入札又は②指名競争入札を選択した場合の落札価格(消費税抜き)。</p>
<p>6.2.1 契約の方法</p> <p>6.2.2 予定価格(消費税抜き)</p> <p>6.2.3 落札価格(消費税抜き)</p> <p>6.2.4-1 当初契約金額(消費税込み)</p> <p>6.2.4-2 当初契約金額のうち消費税額</p> <p>6.2.5 指名業者数</p> <p>6.2.6 応札業者数</p> <p>6.2.7 見積業者数</p>	<p>6.x.4 当初契約価格…当初に契約した価格について、-1 消費税込み価格、-2 消費税額を入力してください。</p> <p>6.x.5 指名業者数…6.x.1で②指名競争入札及び③入札不調による随意契約を選択した場合、指名した業者数。</p> <p>6.x.6 応札業者数…6.x.1で①一般競争入札、②指名競争入札又は③入札不調による随意契約を選択した場合の、入札に応じた業者数。再度競争入札を行っている場合は再度の入札に応じた業者数。</p>
<p>6.3 H13年度</p> <p>6.3.1 契約の方法</p> <p>6.3.2 予定価格(消費税抜き)</p> <p>6.3.3 落札価格(消費税抜き)</p> <p>6.3.4-1 当初契約金額(消費税込み)</p> <p>6.3.4-2 当初契約金額のうち消費税額</p> <p>6.3.5 指名業者数</p> <p>6.3.6 応札業者数</p> <p>6.3.7 見積業者数</p>	<p>6.x.7 見積業者数…1で④随意契約を選択した場合に、見積書を徴した業者数(契約先を含む)。</p> <p>6.1.8 支払額…平成15年度のみ、15年度支払総額(消費税込み)。</p>
<p>6.4 H12年度</p> <p>6.4.1 契約の方法</p> <p>6.4.2 予定価格(消費税抜き)</p> <p>6.4.3 落札価格(消費税抜き)</p> <p>6.4.4-1 当初契約金額(消費税込み)</p> <p>6.4.4-2 当初契約金額のうち消費税額</p> <p>6.4.5 指名業者数</p> <p>6.4.6 応札業者数</p> <p>6.4.7 見積業者数</p>	
<p>6.5 指名の理由(H15年度対象) (複数選択可)</p> <p>① 一般競争が適さない</p> <p>② 入札参加者が少数</p> <p>③ 一般競争が不利</p>	<p>平成15年度の契約の方法(6.1.1)で②指名競争入札及び③入札不調による随意契約を選択した場合に、当初、指名競争入札にした理由について、3つのうち該当するもの。</p>

<p>6.6.1 随意契約の理由（一者選択）(H15 年度対象)</p> <p>① 少額な契約</p> <p>② 性質・目的が適さない</p> <p>③ 緊急により競争入札ができない</p> <p>④ 競争入札が不利</p> <p>⑤ 著しく有利な価格で契約できる</p> <p>⑥ 落札者が契約を締結しない</p>	<p>平成 15 年度の契約の方法（6.1.1）で④随意契約を選択した場合の、随意契約にした理由。</p>
<p>6.6.2 随意契約の理由（記述）(H15 年度対象)</p>	<p>随意契約申出書又は随意契約執行伺に記載されている随意契約の理由。</p>
<p>6.7.1 一者随意契約の理由（複数選択）(H15 年度対象)</p> <p>① 国などと直接契約</p> <p>② 契約の相手方が特定</p> <p>③ 1 件 50 万円以下の測量</p> <p>④ 複数の見積徴収不適</p> <p>⑤ 過去に設備等を設置</p> <p>⑥ 条例等での定め</p> <p>⑦ コンペ等で業者選定</p> <p>⑧ 業者が 1 社</p> <p>⑨ 過去に経験実績</p> <p>⑩ その他</p>	<p>平成 15 年度の契約の方法（6.1.1）で⑤一者随意契約を選択した場合に、一者随意契約にした理由。</p> <p>① 国又は地方公共団体と直接に契約するため。</p> <p>② 契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるため。</p> <p>③ 予定価格が 1 件 50 万円以下の工事に係る測量等の委託契約のため。</p> <p>④ 2 人以上の者から見積書を徴することが適当でないため。</p> <p>⑤ 過去にその業者の設備等が設置されているため（コンピュータソフト等を含む）。</p> <p>⑥ 条例又は規則等で契約の相手方が定められているため。</p> <p>⑦ コンペ又はプロポーザル方式で業者選定したため。</p> <p>⑧ 委託する業務を扱う業者が 1 社（1 者）しかないため。</p> <p>⑨ 過去に経験、実績があるため。</p> <p>⑩ ①から⑨以外</p>
<p>6.7.2 一者随意契約の理由（記述）(H15 年度対象)</p>	<p>随意契約申出書又は随意契約執行伺に記載されている随意契約の理由</p>
<p>7 契約先</p> <p>7.1 H15 年度</p> <p>7.1.1 契約先</p> <p>7.1.2 契約先コード</p>	<p>7.x.3 契約先の分類は次の 10 のうち 1 つを選択。</p> <p>① 国又は地方公共団体</p> <p>② 市が出資、出捐している団体</p>

7.1.3 契約先の分類	③ 区、町内会等の自治会組織
7.2 H14 年度	④ ②を除く財団、社団
7.2.1 契約先	⑤ 社会福祉法人
7.2.2 契約先コード	⑥ NPO団体
7.2.3 契約先の分類	⑦ 個人を含む医療機関
7.3 H13 年度	⑧ 農協、森林組合、事業協同組合等
7.3.1 契約先	⑨ ①から⑧以外の法人
7.3.2 契約先コード	⑩ ①から⑧以外の個人
7.3.3 契約先の分類	
7.4 H12 年度	
7.4.1 契約先	
7.4.2 契約先コード	
7.4.3 契約先の分類	
8 細節，経費区分(H15 年度対象)	
8.1 会計区分	一般会計、特別会計のどちらか。
8.2 細節名称	支出負担行為の細節番号、名称。
8.3 経費区分名称	支出負担行為の経費区分番号、名称。
9 委託期間	
9.1 H15 年度委託開始日	業務委託の開始年月日。
9.2 H15 年度委託終了日	業務委託の終了年月日。
9.3 債務負担行為等で複数年度契約になっているか	債務負担契約等で複数年度契約になっているか。
10 契約締結課(H15 年度を対象)	
10.1 H15 年度契約締結課は契約課か、それ以外か	平成 15 年度の契約を契約課で行っている場合は「契約課」を、担当課で行っている場合は「それ以外」。
10.2 10.1 がそれ以外の場合の部課名	「それ以外」を選択した場合は、契約締結を行った担当課の部課名。
10.3 10.1 がそれ以外の場合、予定価格が 100 万円未満か	10.1 で「それ以外」を選択した場合、予定価格は「100 万円未満」であったか、「100 万円以上」であったか。
10.4 10.3 が 100 万円以上の場合、別表 2 のどれか	担当課で直接契約した理由について、次の 5 つのうち 1 つを選択。(事務決済規定別表(2)に該当。) <ul style="list-style-type: none"> <li>① 法令(条約を含む)に委託先の定めのあるもの。</li> </ul>

<p>10.5 契約課との事前協議</p>	<p>② 国、他の地方公共団体その他が設置する試験場、職業訓練所、授産所若しくは学校又は公社、公団、地方公共若しくは公益法人を相手方とするもの。</p> <p>③ 電子計算機を使用する情報処理、アプリケーションプログラムの開発、データの入力処理等に係るもの。</p> <p>④ 労働者派遣契約。</p> <p>⑤ 市長が特に認めるもの。</p> <p>9.4 で⑤の市長が特に認めるものを選択した場合に、事前の契約課との協議の有無。</p>
<p>11 委託理由 (H15 年度)</p> <p>11.1 委託理由 (複数選択可)</p> <p>① 高度・専門的な知識等</p> <p>② 業務効率化・経費削減</p> <p>③ 民間経営感覚を活かす</p> <p>④ 緊急時等の対応のため</p> <p>⑤ 一時的・大量事務</p> <p>⑥ 制度化又は指導等</p> <p>⑦ その他</p> <p>11.2 その他の理由</p>	<p>外部委託とした理由。</p> <p>① 高度・最新又は専門的な知識、技能、設備等が必要であるが、内部的に確保できないため。</p> <p>② 外部委託により事務の効率化や経費削減が図れるため。</p> <p>③ 民間的な経営感覚を活かしたサービス提供を行うため。</p> <p>④ 職員では緊急時、時間外、休日等に対応することが困難であるため。</p> <p>⑤ 一時的に発生する大量な事務に見合った人員や設備等が確保されていない (確保できない) ため。</p> <p>⑥ 外部委託が制度化されている又は外部委託するよう指導等がなされているため。</p> <p>⑦ 上記の①から⑥以外。</p> <p>11.1 で⑦その他を選択場合のその理由 (具体的に)。</p>
<p>12 業務委託計画書の有無 (H15 年度)</p>	<p>「有」又は「無」。</p>
<p>13 業務委託完了検査調書の有無 (H15 年度)</p>	<p>「有」又は「無」。</p>
<p>14 委託の効果測定</p> <p>14.1 効果測定の有無</p> <p>14.2 サービスの維持・向上</p>	<p>外部委託したことによる検証及び効果の測定。</p> <p>外部委託したことによって、サービスは少なくとも維持されているか又は向上したか、についての</p>

14.3 競争原理	具体的な検証方法・測定方法。 委託先を決定するにあたって競争原理が働いているか、についての具体的な検証方法・測定方法。
14.4 コスト削減	外部委託をしたことによって削減できたコストの具体的な検証方法・測定方法。
15 備考	上記の回答では現せられない事項や重要な事項。

## (2) 個別調査対象の選定

### ア. 選定方法

個別調査対象の委託契約の選定基準に当たっては、アンケート調査の結果に基づいて委託契約の種類別（経費区分）にそれぞれの種類から委託金額の上位2位までの中から37件を選定した。次に、委託契約の件数分布として非常に高い比率を占める50万円以下の契約について各部から27件を選定した。さらに、件数及び金額の両方で比較的分布率が高い100万円以上1000万円未満の契約額については各部平均的に51件を選定した。その他種類、金額、部局について補充的に選択し、今回の個別調査対象契約として134件の委託契約を選定した。実際の監査に当たっては、これら個別対象契約に関連して適宜、その他の委託契約についても併せて監査した。

今回、個別調査対象とし選定した委託契約（134件）は、(表5)のとおりである。

(表5) 個別調査対象の委託契約一覧

(単位：円)

対象番号	整理番号	部 局 名	契 約 件 名	契約方法	委託金額
1	34	総 務 部	本庁舎警備業務委託	指名	6,111,000
2	35	総 務 部	第一庁舎清掃業務委託	指名	23,184,000
3	36	総 務 部	第二庁舎清掃業務委託	指名	30,240,000
4	45	総 務 部	第一庁舎案内標示プレート作成業務委託	随契	484,575
5	65	総 務 部	庁舎衛生設備清掃業務委託	指名	1,701,000
6	94	総 務 部	浅川支所清掃業務委託	随契	216,300
7	140	総 務 部	主査研修業務委託	一者	1,532,441
8	152	総 務 部	平成15年度新住民情報システム2次開発業務委託	一者	144,060,000
9	157	総 務 部	システム遠隔監視業務委託	一者	1,512,000
10	181	総 務 部	全庁ネットワーク運用管理業務委託	一者	6,300,000
11	197	総 務 部	長野市フルネットセンター警報監視システム業務委託	一者	3,801,000

対象 番号	整理 番号	部 局 名	契 約 件 名	契約 方法	委託金額
12	359	企画政策部	駐車場案内システム保守運用業務委託	一者	14,700,000
13	360	企画政策部	長野駅善光寺口周辺自転車駐車場整備計画調査	指名	2,089,500
14	362	財 政 部	平成 15 年度起債管理	一者	472,552
15	386	財 政 部	吉田広町県営住宅敷地測量業務委託	一者	1,254,309
16	417	財 政 部	土地一筆課標計算システム開発事業委託	随契	6,615,000
17	424	財 政 部	償却資産データ入力業務委託	一者	1,688,295
18	427	財 政 部	平成 15 年度 O C R 保守	一者	378,000
19	431	生 活 部	戸籍事務電算化セットアップ業務委託	一者	235,809,000
20	434	生 活 部	長野市斎場火葬残灰処理業務委託	指名	1
21	459	生 活 部	国民健康保険システム医療制度改正対応開発業務	一者	2,541,000
22	475	生 活 部	環境衛生管理・清掃業務委託	指名	2,782,500
23	480	生 活 部	会館清掃業務委託	一者	1,405,920
24	481	生 活 部	当直(休館日)業務委託	一者	419,564
25	482	生 活 部	当直(夜間)業務委託	一者	2,399,364
26	512	保健福祉部	ひとり暮らし老人等緊急通報システム業務委託	一者	19,349,729
27	563	保健福祉部	要介護(在宅)認定調査委託	一者	9,134,580
28	564	保健福祉部	要介護(施設)認定調査委託	一者	2,847,285
29	600	保健福祉部	次世代育成支援「地域行動計画」ニーズ調査業務委託	指名	1,890,000
30	601	保健福祉部	長野市が設置する児童館の管理運営等委託	一者	238,518,000
31	611	保健福祉部	長野市真島児童クラブ管理運営委託契約	一者	2,201,000
32	617	保健福祉部	児童手当システム法改正対応業務委託	随契	2,236,500
33	634	保健福祉部	長野市もんぜんぱら座こども広場管理運営委託	一者	10,080,000
34	637	保健福祉部	子育て支援ショートステイ事業	随契	165,800
35	651	保健福祉部	中央隣保館鍵管理業務委託	一者	615,785
36	674	長野市保健所	長野市保健所庁舎清掃業務委託	指名	12,600,000
37	685	長野市保健所	長野市急病センター医療行為業務委託	一者	45,506,780
38	690	長野市保健所	長野市在宅当番医制事業委託 長野市医師会	一者	14,225,500
39	693	長野市保健所	犀南保健センター機械警備委託	随契	176,400
40	698	長野市保健所	北部保健センター機械警備委託	随契	176,400
41	701	長野市保健所	北部保健センター清掃業務委託	一者	251,771
42	702	長野市保健所	北部保健センター清掃業務委託	随契	435,592
43	747	長野市保健所	長野市民健康診査委託契約(医療機関)	一者	262,399,268
44	748	長野市保健所	長野市民健康診査委託契約(血液検査機関)	一者	169,625,600

対象 番号	整理 番号	部 局 名	契 約 件 名	契約 方法	委託金額
45	780	長野市保健所	「歯を守る市民の会」専門部会指導事業	一者	275,000
46	793	長野市保健所	長野市中小河川水質測定業務委託	一者	4,147,500
47	800	環 境 部	希少動物保護事業調査委託	指名	7,875,000
48	802	環 境 部	平成15年度長野市有害大気汚染物質調査委託	指名	7,875,000
49	816	環 境 部	平成15年度長野市中小河川底質分析調査委託	随契	349,125
50	821	環 境 部	先進地視察研修旅行業務委託	随契	676,473
51	822	環 境 部	環境業務委託	一者	853,310,073
52	827	環 境 部	プラスチック分別説明ビデオ制作委託	指名	1,026,900
53	828	環 境 部	プラスチック分別説明ビデオ（英語）制作委託	一者	430,500
54	833	環 境 部	不法投棄特別対策事業委託	指名	8,550,150
55	846	環 境 部	清掃センター焼却施設定期点検整備委託	随契	66,675,000
56	884	環 境 部	し尿収集業務委託契約	一者	956,104,317
57	929	農 林 部	計画調査湛水防除事業小森地区調査計画委託	一者	5,250,000
58	934	農 林 部	未登記農道信更217号線用地測量委託	指名	1,575,000
59	962	農 林 部	市単信更田野口地区農道用地調査委託	随契	360,150
60	1056	農 林 部	農集排七二会中部地区管路調査委託	指名	1,470,000
61	1094	農 林 部	平成15年度長野市ツキノワグマ学習放獣委託	一者	124,000
62	1173	商 工 部	産学行連携支援施設建設設計委託	指名	16,800,000
63	1199	商 工 部	エムウェーブ冷凍機ガスエンジンオーバーホール業務委託	一者	39,900,000
64	1216	商 工 部	松代尚和寮跡地駐車場案内看板作成委託	随契	497,700
65	1226	商 工 部	松代象山地下壕精査点検業務委託	一者	2,940,000
66	1240	商 工 部	PFI事業アドバイザー業務委託	一者	3,780,000
67	1241	商 工 部	温湯地区温泉利用施設建設地地盤調査委託	指名	3,675,000
68	1255	商 工 部	サンライフ長野施設内清掃業務委託	一者	1,263,936
69	1256	商 工 部	サンライフ長野館内床及びガラス清掃業務委託	指名	145,996
70	1260	建 設 部	長野市道路台帳・農林道路台帳補正作業委託	指名	21,315,000
71	1286	建 設 部	登記未完了市道朝陽50号線用地測量業務委託	一者	947,100
72	1307	建 設 部	登記未完了市道長野東72号線用地測量業務委託	一者	1,250,550
73	1311	建 設 部	長野駅前立体駐車場管理運営委託	一者	8,894,550
74	1316	建 設 部	長野市緑町駐車場管理業務委託	一者	4,116,000
75	1319	建 設 部	長野駅東口地下駐車場排水設備清掃業務委託	指名	1,029,000
76	1320	建 設 部	長野駅東口地下駐車場消防設備等保守点検業務委託	指名	1,890,000
77	1337	建 設 部	15-14上松3丁目地区地籍図修正業務委託	一者	1,617,000

対象 番号	整理 番号	部 局 名	契 約 件 名	契約 方法	委託金額
78	1346	建 設 部	国有財産譲与申請に伴う数値地番図作成業務委託	指名	99,015,000
79	1347	建 設 部	国有財産譲与申請に係る特定作業業務委託	一者	88,200,000
80	1348	建 設 部	国有財産譲与申請に係る特定作業業務(その2)委託	一者	16,840,000
81	1432	建 設 部	測量設計技術指導委託料(市単独分)	一者	2,544,202
82	1433	建 設 部	公共用地等買収業務委託(東福寺稲里線)	一者	3,281,610
83	1445	建 設 部	道路防災総点検調査業務委託	指名	2,887,500
84	1491	建 設 部	川田保科線踏切改良工事	一者	26,145,000
85	1584	建 設 部	水門等集中制御システム改修業務委託	一者	5,670,000
86	1600	建 設 部	長沼地区桜づつみモデル事業に伴う用地等買収業務委託	一者	2,945,544
87	1623	建 設 部	蛭川排水機場管理委託15年度	一者	120,000
88	1641	建 設 部	蛭川排水機場技術指導等業務委託	一者	50,000
89	1646	建 設 部	蛭川排水機場年点検業務委託	一者	495,600
90	1665	建 設 部	緊急処理その1業務委託	指名	40,824,000
91	1668	建 設 部	除雪委託	随契	173,063,062
92	1701	建 設 部	市営住宅今井団地健康異常管理装置保守業務委託	一者	577,500
93	1711	建 設 部	市営住宅犀南団地B-318号他2軒白蟻駆除業務委託	随契	232,680
94	1716	建 設 部	市営住宅小市団地B-123号蜂駆除業務委託	随契	26,250
95	1723	建 設 部	市営住宅北五明東団地他樹木剪定業務委託	随契	220,500
96	1753	建 設 部	市営住宅宇木団地他排水管清掃業務委託	指名	1,522,500
97	1778	建 設 部	市有建物劣化診断業務委託	一者	34,503,000
98	1800	都市整備部	平成15年度交通量調査委託	指名	2,940,000
99	1806	都市整備部	都市計画支援システム構築調整及び都市計画基本図(DM)修正	指名	36,960,000
100	1839	都市整備部	城山公園除草業務委託	指名	1,900,500
101	1872	都市整備部	若里公園植栽管理業務委託	指名	4,410,000
102	1873	都市整備部	若里公園外周高木他剪定業務委託	随契	498,750
103	1906	都市整備部	西居帰公園他樹木病虫害防除委託	一者	281,137
104	1910	都市整備部	神明広田中央公園他樹木病虫害防除委託(篠ノ井地区後期)	一者	373,012
105	1914	都市整備部	今里公園他2公園樹木剪定業務委託	随契	499,800
106	1924	都市整備部	茶臼山自然植物園下部植栽管理業務委託	指名	7,129,500
107	1977	都市整備部	茶臼山動物園管理運営委託	一者	275,180,950
108	1979	都市整備部	茶臼山動物園春期植栽管理委託	随契	493,500
109	1999	都市整備部	篠ノ井中央公園外周道路測量設計業務委託	指名	6,436,500



対象 番号	整理 番号	部 局 名	契 約 件 名	契約 方法	委託金額
110	2000	都市整備部	篠ノ井中央公園建物等補償調査業務委託	指名	11,550,000
111	2010	都市整備部	南長野運動公園トイレ清掃業務委託	指名	3,218,250
112	2019	都市整備部	南長野運動公園植栽管理業務委託(第1工区)	指名	15,435,000
113	2036	都市整備部	街路樹管理業務委託の代金4月分	一者	538,607
114	2056	都市整備部	長野駅前街路樹診断調査委託	一者	105,000
115	2064	都市整備部	東通り線中央区間線街路樹冬期剪定業務委託	指名	1,890,000
116	2071	都市整備部	運動公園通り線他2線街路樹冬期剪定業務委託	指名	3,045,000
117	2123	都市整備部	長野中央地域市街地再生計画具現化推進事業調査業務委託	一者	5,880,000
118	2135	駅周辺整備局	駅周辺整備局事務所清掃業務委託	指名	1,312,500
119	2188	駅周辺整備局	都市計画道路「駅南幹線」都市計画変更に伴う交通量解析委託	一者	1,890,000
120	2190	駅周辺整備局	長野駅東口変更事業計画及び変更実施計画書作成等業務委託	一者	18,900,000
121	2218	消 防 局	消防局庁舎清掃委託	指名	861,000
122	2241	消 防 局	高規格救急自動車運用の委託	一者	8,560,000
123	2254	消 防 局	住民基本台帳データ渡し	随契	403,200
124	2263	消 防 局	消防緊急通信指令システム保守点検	一者	26,565,000
125	260	教育委員会	真田宝物館・警備業務委託	一者	455,112
126	2344	教育委員会	山王小学校南校舎耐震診断業務委託	指名	3,360,000
127	2345	教育委員会	山王小学校北校舎耐震診断業務委託	指名	3,255,000
128	2434	教育委員会	テレビ会議用システム構築委託	一者	3,828,000
129	2460	教育委員会	共和小学校・児童センター建設敷地地盤調査委託	指名	4,431,000
130	2462	教育委員会	長野労働基準監督署篠ノ井庁舎耐震診断業務委託	指名	1,890,000
131	2499	教育委員会	県費負担教職員研修業務委託	一者	9,270,000
132	2753	教育委員会	浅川青少年山の家管理	一者	210,000
133	2773	教育委員会	少年科学センター清掃環境衛生業務委託	指名	4,987,500
134	2806	教育委員会	史跡大室古墳群案内板等作成業務委託	一者	903,000
合 計					4,279,280,097

(注1) 対象番号は、個別調査対象の番号である。

(注2) 整理番号は、アンケート調査の番号である。

(注3) 契約方法： 指名…指名競争入札 随契…随意契約 一者…一者随意契約

(注4) 太字の契約件名は、指摘事項の監査の結果に記載されているものである。

イ. 部局別選定状況

個別調査対象として選定した委託契約（134件）は、前述のとおりであるが、これを各部局別の実施状況でみると、（表6）のとおり、委託金額10,658,471千円のうち、4,279,282千円、40.1%を選定している。各部局別の実施率についてみると、環境部79.8%、生活部54.6%、消防局53.1%と、この3部局については1件当たりの委託契約額が大きいこともあり、50%を越えた実施率となっている。

（表6）部局別個別調査実施（選定）率

（単位：千円）

部 局 名	委託金額 (A)	個別調査対象 (B)	実施率(B)/(A)
総 務 部	710,874	219,142	30.8%
企 画 政 策 部	58,582	16,790	28.7%
財 政 部	208,022	10,408	5.0%
生 活 部	449,056	245,357	54.6%
保 健 福 祉 部	974,944	287,039	29.4%
長 野 市 保 健 所	1,171,227	509,820	43.5%
環 境 部	2,385,045	1,902,873	79.8%
農 林 部	242,425	8,779	3.6%
商 工 部	514,032	69,003	13.4%
建 設 部	1,179,061	540,223	45.8%
都 市 整 備 部	877,969	378,766	43.1%
駅 周 辺 整 備 局	122,124	22,103	18.1%
会 計 課	14,767	0	0.0%
消 防 局	68,589	36,389	53.1%
教 育 委 員 会	1,606,601	32,590	2.0%
行 政 委 員 会	75,154	0	0.0%
合 計	10,658,471	4,279,282	40.1%

### 第3 監査の結果

#### 1. 「委託アンケート票」による実態調査の結果

業務委託契約について分析に利用するための全庁的な集計データがなかったため、全部局について平成15年度を中心に、一般会計及び特別会計についてアンケート調査を実施した。この結果、3,022件、10,658,471千円の回答を得た。委託金額については財政課のデータと合計金額を照合し、一致していることを確認した。委託件数については、1契約を1件とするよう依頼したが、支払いごとに1件と回答（例えば、1年間を通した1契約で支払いが12回のものを12件と回答）しているものがあった。また本来、回答すべき箇所が空白（無回答）の項目もかなり見受けられた。3,022件のアンケート回答を再度調査依頼している時間的な余裕がなかったため、以下に述べる実態調査の結果には無回答のまま集計してある。

なお、監査対象年度は平成15年度であり、特に断りのないものは平成15年度の実況である。

##### (1) 担当部局

監査対象年度を平成15年度としたため、平成15年度担当部局別に集計した。このため農林部や商工部のように、平成16年度にはない部局名の記載がある（農林部と商工部は平成16年度に統合して産業振興部となっている。）。

平成15年度の担当部局ごとの委託件数及び委託金額は（表7）のとおりであった。

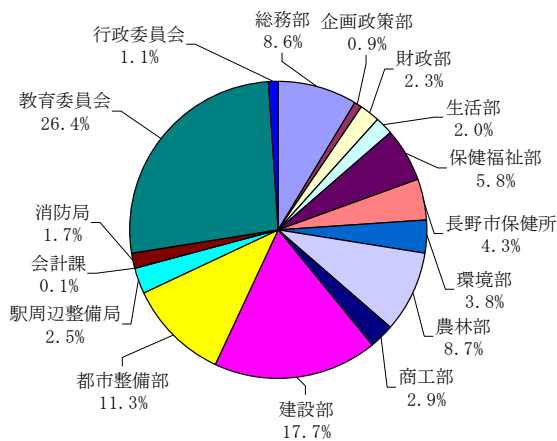
（表7）部局別委託状況

（単位：千円）

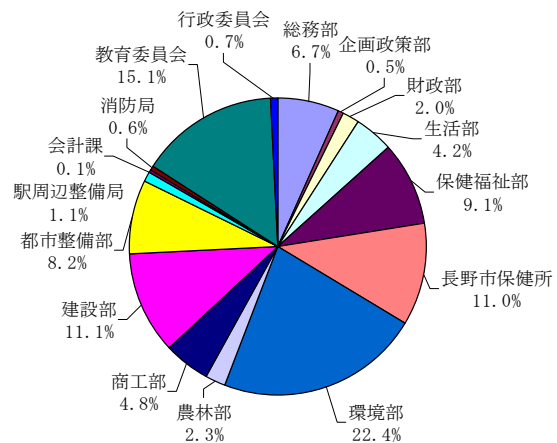
部局名	委託件数	件数割合	委託金額	金額割合
総務部	260	8.6%	710,874	6.7%
企画政策部	28	0.9%	58,582	0.5%
財政部	68	2.3%	208,022	2.0%
生活部	59	2.0%	449,056	4.2%
保健福祉部	175	5.8%	974,944	9.1%
長野市保健所	130	4.3%	1,171,227	11.0%
環境部	115	3.8%	2,385,045	22.4%
農林部	264	8.7%	242,425	2.3%
商工部	87	2.9%	514,032	4.8%

建設部	534	17.7%	1,179,061	11.1%
都市整備部	340	11.3%	877,969	8.2%
駅周辺整備局	77	2.5%	122,124	1.1%
会計課	4	0.1%	14,767	0.1%
消防局	51	1.7%	68,589	0.6%
教育委員会	798	26.4%	1,606,601	15.1%
行政委員会	32	1.1%	75,154	0.7%
合計	3,022	100.0%	10,658,471	100.0%

(グラフ7-1) 部局別件数割合



(グラフ7-2) 部局別金額割合



件数割合と金額割合を比較すると、環境部は件数割合に比べて金額割合が高いのがわかる。これは全件の中で金額順に第1順位の「し尿収集委託（956,104千円）」と第2順位の「ごみ収集委託（853,310千円）」を行っているからであり、この2件で全合計金額（10,658,471千円）の16.9%を占めている。

これとは逆に、教育委員会は件数割合に比べて金額割合が低い。教育委員会798件のうち、随意契約を採用できる500千円以下の少額のものが多い590件と多く、全件数（3,022件）の19.5%に達している。

## (2) 契約書と請書

市は後日の証拠書類として契約書の作成を原則としているが、契約金額が50万円以下の少額な業務委託契約については事務の簡便を図り、かつ、労力、経費を省く見地から契約書作成の省略を認めている。

契約書の作成を省略した場合であっても、10万円以下のものを除き、契約の相手方から履行の誓約をさせることを目的とした「請書（契約の目的たる給付の内容、契約金額、履行期限、その他必要な事項が記載されているもの）」を提出させることにしている。

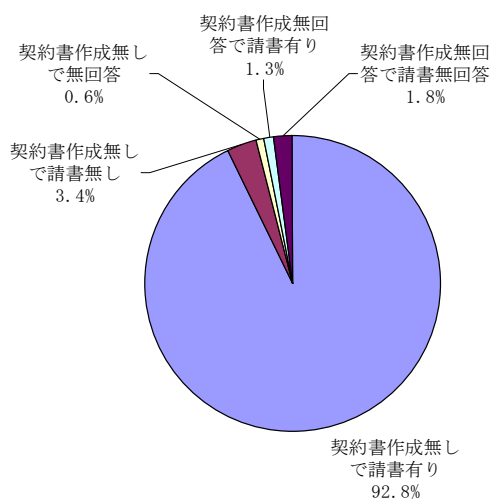
アンケートの結果、10万円を超え50万円以下の契約のうち、契約書の作成が無し（無回答を含む）のものについての請書の入手状況は（表8）のとおりであった。

（表8）契約額が10万円超50万円以下の契約書及び請書の状況

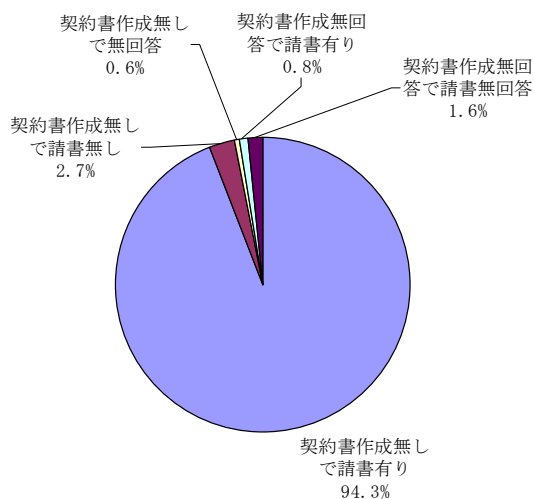
（単位：千円）

契約書・請書	件数	件数比率	委託金額	金額比率
契約書作成無し、で請書有り	905	92.8%	289,545	94.3%
契約書作成無し、で請書無し	33	3.4%	8,201	2.7%
契約書作成無し、で請書無回答	6	0.6%	1,941	0.6%
契約書作成無回答、で請書有り	13	1.3%	2,484	0.8%
契約書作成無回答で、請書無回答	18	1.8%	4,957	1.6%
合計	975	100.0%	307,127	100.0%

（グラフ8-1）請書件数割合



（グラフ8-2）請書金額割合



10万円を超え50万円以下の契約書の作成が無しの契約のうち、33件については請書も無し、と回答している。契約書作成無しで請書無回答、及び契約書作成無回答で請書無回答を加えた57件について、契約書又は請書が有る、との回答を得られなかったことになる。

### (3) 契約の方法

契約の相手方を決定する方法（契約方法）については、一般競争入札を原則とし、政令に定める要件に当てはまるときのみ、指名競争入札、随意契約の方法によることができる」とされている。

市が内部的に発行している「契約の手引き」は、この3つの契約方法の利点・欠点を次のようにまとめている。

	利 点	欠 点
一般競争入札	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 公正・機会均等・適正な競争が確保される。</li> <li>② 経済性が確保される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 不誠実・不信用の者の参加を排除できない。</li> <li>② 手続きが煩雑である。</li> <li>③ 手間や経費がかかる。</li> <li>④ 品質不出来の粗悪を招きかねない。</li> </ul>
指名競争入札	<ul style="list-style-type: none"> <li>① ある程度の機会均等・制限された競争性が確保される。</li> <li>② 比較的適正な相手方が選定できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 違法な受注調整が行われやすい。</li> <li>② 指名が偏ることがある。</li> <li>③ 連合の危険性が高い。</li> </ul>
随 意 契 約	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 手続きが簡単、経費が少ない。</li> <li>② 適正な相手方が選定できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 機会不均等になるおそれがある。</li> <li>② 恣意的になるおそれがある。</li> <li>③ 情実に左右されるおそれがある。</li> <li>④ 一般的に経済性が確保されにくい。</li> </ul>

アンケート調査に当っては上記3分類に、「入札不調による随意契約」と「一者随意契約」を加えた。入札に付した結果、入札者がいないとき又は再度入札に付し落札者がいないときは、随意契約によるが、当初からの随意契約と区別するため、「入札不調による随意契約」とした。また、随意契約の中でも、1者からのみ見積書を徴し見積もり合わせを行わないものを「一者随意契約」とした。

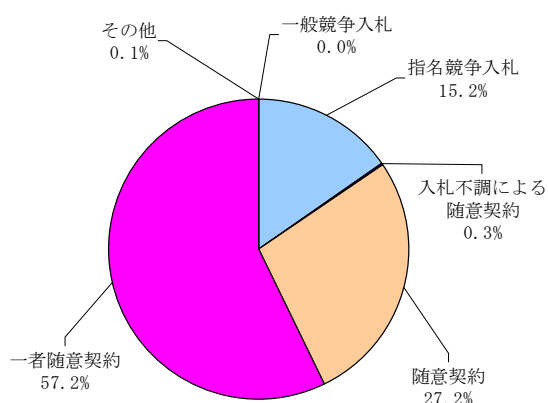
契約方法別のアンケートの結果は（表9）のとおりである。

(表 9) 契約方法別分布状況

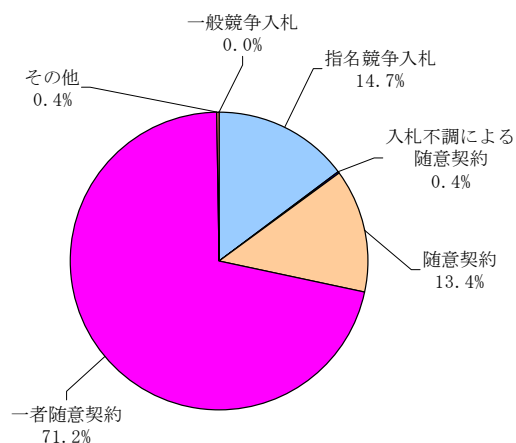
(単位：千円)

契約の方法	件数	件数割合	委託金額	金額割合
一般競争入札	0	0.0%	0	0.0%
指名競争入札	459	15.2%	1,561,919	14.7%
入札不調による随意契約	10	0.3%	37,492	0.4%
随意契約	821	27.2%	1,432,188	13.4%
一者随意契約	1,730	57.2%	7,587,780	71.2%
その他	2	0.1%	39,092	0.4%
合 計	3,022	100.0%	10,658,471	100.0%

(グラフ 9-1) 契約方法別件数割合



(グラフ 9-2) 契約方法別金額割合



一者随意契約が件数割合に比べて金額割合が高くなっている。また、随意契約と一者随意契約をあわせると、全件数の 84.4%、全金額の 84.6%に達している。

委託契約 1 件別の金額上位 20 件をあげてみる (表 10)。

(表 10) 金額上位 20 件

(単位：千円)

担当部局	契 約 件 名	契約の 方 法	契約先分類	委託金額
環 境 部	し尿収集業務委託	一者	組合	956,104
環 境 部	環境業務委託	一者	組合	853,310
都市整備部	茶臼山動物園管理運営委託	一者	出資出捐	275,181
保健福祉部	長野市民健康診査委託（医療機関）	一者	財団・社団	262,399
保健福祉部	長野市が設置する児童館の管理運営等委託	一者	一般企業	238,518
生 活 部	戸籍事務電算化セットアップ業務委託	一者	出資出捐	235,809
建 設 部	除雪委託	随意	一般企業	173,063
保健福祉部	長野市民健康診査委託（血液検査機関）	一者	財団・社団	169,626
教育委員会	長野市総合レクリエーションセンター管理運営及び使用料徴収業務委託	一者	出資出捐	161,338
教育委員会	長野市営南長野運動公園総合運動場管理運営及び使用料徴収業務委託	一者	出資出捐	154,562
教育委員会	長野市営長野運動公園総合運動場総合市民プール管理運営委託	一者	出資出捐	150,145
総 務 部	平成15年度新住民情報システム2次開発業務委託	一者	一般企業	144,060
商 工 部	文化コンベンション施設管理運営委託	一者	財団・社団	143,029
商 工 部	飯綱高原スキー場事業管理運営委託	一者	出資出捐	130,866
保健福祉部	長野市老人福祉センター業務委託	一者	社会福祉法人	104,248
建 設 部	市道安茂里 145 号線道路後退用地測量等業務委託他 473 件	一者	財団・社団	99,764
建 設 部	国有財産譲与申請に伴う数値地番図作成業務委託	指名	一般企業	99,015
保健福祉部	予防接種業務委託	一者	医療機関	98,587
建 設 部	国有財産譲与申請に係る特定作業業務委託	一者	一般企業	88,200
保健福祉部	在宅介護支援センター運営に関する委託	随意	医療機関	87,286
合 計				4,625,110

(注) 契約の方法： 指名…指名競争入札 随契…随意契約 一者…一者随意契約

金額上位 20 件のうち 17 件（4,265,746 千円）が一者随意契約の回答をしている。指名競争入札は、上位 20 件中 1 件のみである。一般に経済性が確保されにくいといわれる随意契約が、高額な契約に採用されている。



#### (4) 一般競争入札

当初のアンケート結果では、平成 15 年度で一般競争入札を採用しているものが 32 件（委託金額 74,711 千円）あったが、確認したところ 32 件とも回答者の勘違いや記載ミスであった。

結局、原則的な契約方法である一般競争入札の方法を採用しているものは 0 件であった。

#### (5) 指名競争入札

##### ア. 指名競争の理由

指名競争入札は一般競争入札の特例であり、地方自治法施行令に定める次の場合に該当するときに限られる。

- ① 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適さないものをするとき。
- ② その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- ③ 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

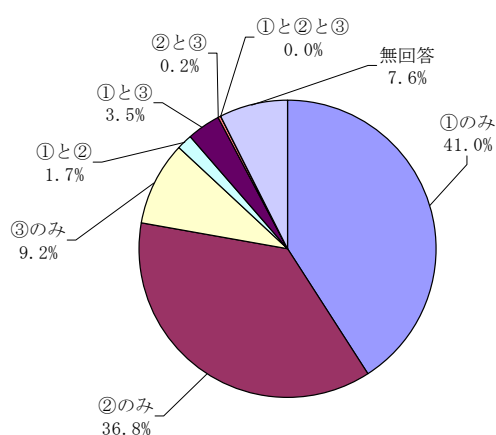
指名競争入札を採用した理由についてのアンケートの結果は、(表 11) のとおりであった。なお、1 契約で同時に上記の要件を複数満たしている場合が想定されるため、アンケートは複数選択可とした。

(表 11) 指名競争の理由

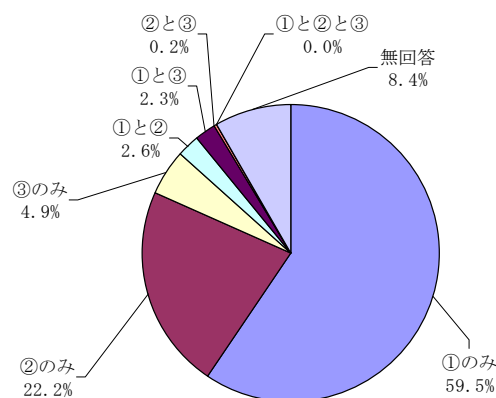
(単位：千円)

指名競争の理由	件数	件数割合	委託金額	金額割合
①一般競争入札が適さない	188	41.0%	928,958	59.5%
②競争に加わるべき者の数が少数	169	36.8%	346,749	22.2%
③一般競争入札が不利	42	9.2%	76,123	4.9%
①と②	8	1.7%	40,582	2.6%
①と③	16	3.5%	35,685	2.3%
②と③	1	0.2%	2,415	0.2%
①と②と③	0	0.0%	0	0.0%
無回答	35	7.6%	131,406	8.4%
合 計	459	100.0%	1,561,919	100.0%

(グラフ 11-1) 指名競争の理由別件数割合



(グラフ 11-2) 指名競争の理由別金額割合



①一般競争入札が適さない、が件数割合及び金額割合でもっとも多い。しかし、①を選択したものの契約件名をみると、清掃業務委託、剪定業務委託や除草業務など、一般競争が適さない、とは思われない業務が含まれている。また、次に多い、②競争に加わるべき者の数が少数、についてもポスター掲示場製作など取扱業者が必ずしも少数とは思えないものがあった。

#### イ. 予定価格による階層別分布

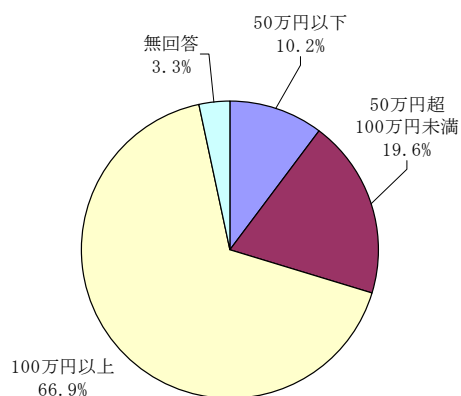
指名競争入札の予定価格による階層別分布の状況は（表 12）のとおりである。

(表 12) 指名競争の予定価格による階層別分布

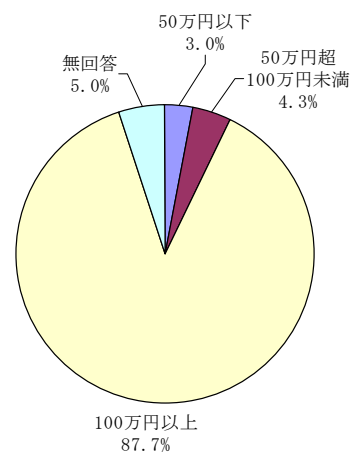
(単位：千円)

金額範囲	件数	件数割合	委託金額	金額割合
50 万円以下	47	10.2%	47,204	3.0%
50 万円超 100 万円未満	90	19.6%	66,883	4.3%
100 万円以上	307	66.9%	1,369,887	87.7%
無回答	15	3.3%	77,945	5.0%
合計	459	100.0%	1,561,919	100.0%

(グラフ 12-1) 指名競争の予定価格階層別  
件数割合



(グラフ 12-2) 指名競争の予定価格階層別  
金額割合



ウ. 指名業者数

指名競争入札の方法で契約するときは、指名業者の選定数は原則として5者以上とすることとされている。

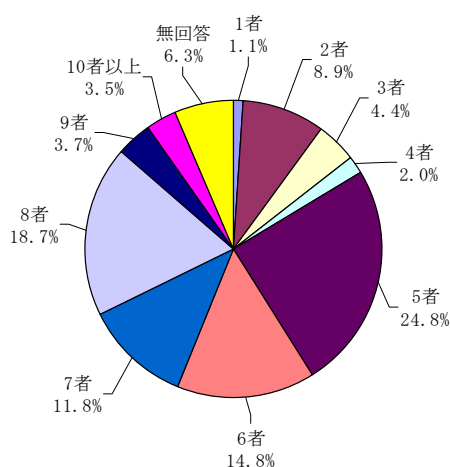
指名競争入札における指名業者の選定数の状況は（表 13）のとおりである。

(表 13) 指名競争入札指名業者数

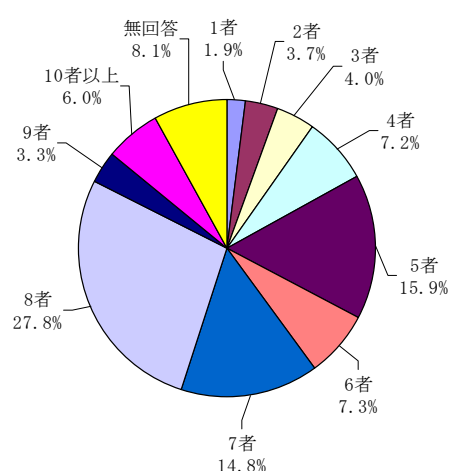
(単位：千円)

指名業者数	件数	件数割合	委託金額	金額割合
1者	5	1.1%	29,709	1.9%
2者	41	8.9%	57,958	3.7%
3者	20	4.4%	62,811	4.0%
4者	9	2.0%	113,022	7.2%
5者	114	24.8%	248,560	15.9%
6者	68	14.8%	113,488	7.3%
7者	54	11.8%	231,402	14.8%
8者	86	18.7%	433,571	27.8%
9者	17	3.7%	51,776	3.3%
10者以上	16	3.5%	93,240	6.0%
無回答	29	6.3%	126,382	8.1%
合計	459	100.0%	1,561,919	100.0%

(グラフ 13-1) 指名業者数別件数割合



(グラフ 13-2) 指名業者数別金額割合



75%以上の回答が5者以上としているが、中には指名業者の数を1者と回答しているものもあった。指名業者数が2者以内の回答は、46件（10.0%）、87,667千円（5.6%）となるが、無回答も合わせると、75件（16.3%）、214,049千円（13.7%）に達する。

指名業者数が1者又は2者と回答したものは46件あるが、このうち前述のア. 指名競争の理由で②（その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数である契約をするとき）と回答したものは16件に過ぎず、30件は指名競争の理由に②をあげていない。

## (6) 随意契約

### ア. 随意契約の理由

随意契約は簡便な方法で契約でき事務上の負担が軽減できるという利点をもつが、反面で、その選定が一部の者に偏り、不利な価格で契約を締結する恐れがあるなどの欠点もある。このため、地方自治法施行令に定める次の要件を備えた場合に限り、随意契約をすることができる。この要件を市における業務委託に限ると、次のようになる。

- ① 予定価格が50万円を超えないもの。
- ② その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- ③ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- ④ 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- ⑤ 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

⑥ 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき（入札不調による随意契約）。

⑦ 落札者が契約を締結しないとき。

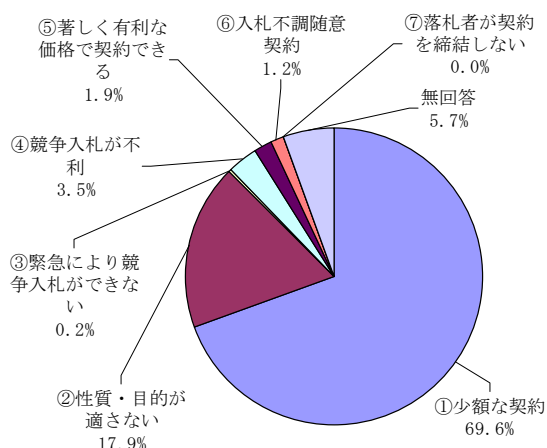
随意契約を採用した理由についてのアンケート結果は（表 14）のとおりである。

（表 14）随意契約の理由別

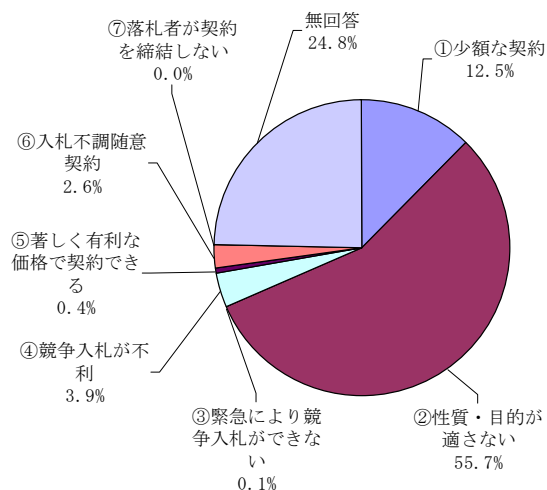
（単位：千円）

随意契約理由	件数	件数割合	委託金額	金額割合
①少額な契約	578	69.6%	183,613	12.5%
②性質・目的が適さない	149	17.9%	819,242	55.7%
③緊急により競争入札ができない	2	0.2%	1,642	0.1%
④競争入札が不利	29	3.5%	56,942	3.9%
⑤著しく有利な価格で契約できる	16	1.9%	6,371	0.4%
⑥入札不調随意契約	10	1.2%	37,492	2.6%
⑦落札者が契約を締結しない	0	0.0%	0	0.0%
無回答	47	5.7%	364,380	24.8%
合 計	831	100.0%	1,469,680	100.0%

（グラフ 14-1）随意契約理由別件数割合



（グラフ 14-2）随意契約理由別金額割合



随意契約の理由として、件数的には少額な契約としているものが 7 割程度ある。このうち年間委託額が 1,000 千円を超えるものが 7 件（うち 4 件が単価契約）ある。金額的には、②性質・目的が競争入札に適さない、としたものが多く、過半数を占めている。

イ. 予定価格から見た随意契約

予定価格が50万円を超えると、原則として競争入札になるが、前述の要件((6)ア.の②～⑦)を備えた場合は随意契約によることができる。随意契約で行った業務委託を予定価格の金額範囲で集計してみると(表15)のようであった。

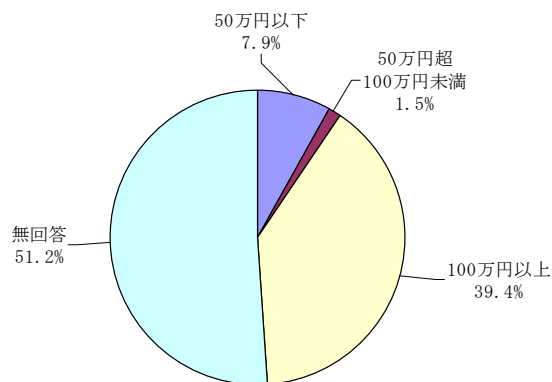
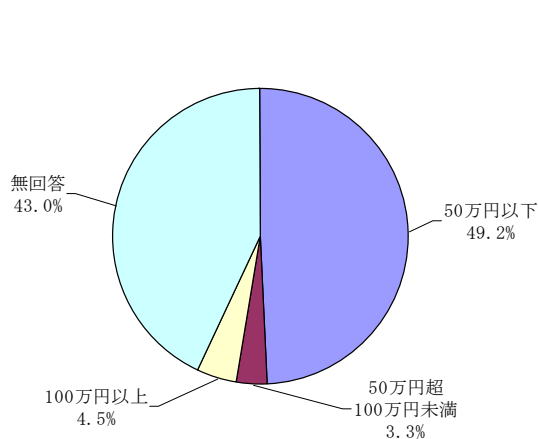
(表15) 随意契約の予定価格別

(単位：千円)

予定価格	件数	件数割合	委託金額	金額割合
50万円以下	404	49.2%	113,463	7.9%
50万円超100万円未満	27	3.3%	21,228	1.5%
100万円以上	37	4.5%	563,688	39.4%
無回答	353	43.0%	733,810	51.2%
合計	821	100.0%	1,432,188	100.0%

(グラフ15-1) 予定価格別件数割合

(グラフ15-2) 予定価格別金額割合



回答があった468件、698,379千円のうち、予定価格が50万円を超えるものは、64件、584,916千円であり、いずれも随意契約の方法で契約が行われている。

予定価格の記入がないものが多いため、参考に随意契約によるものについて、委託金額範囲別に集計した。

(表 16) 随意契約の委託金額範囲別分布状況

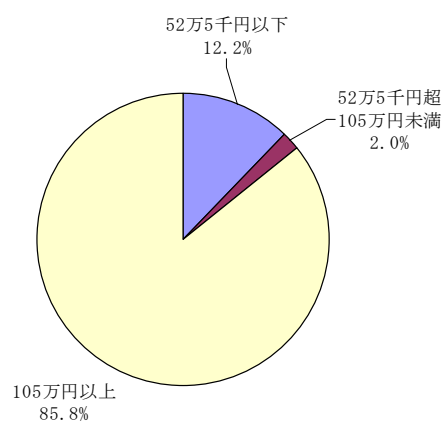
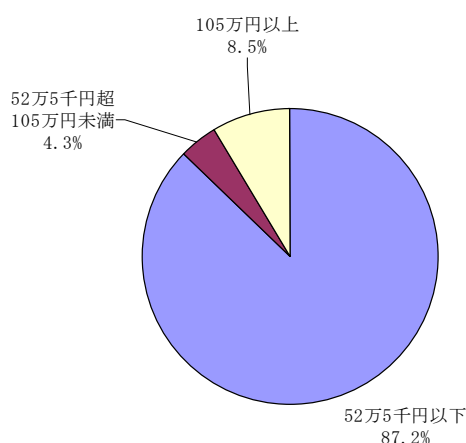
(単位：千円)

金額範囲	件数	件数割合	委託金額	金額割合
52万5千円以下	716	87.2%	175,271	12.2%
52万5千円超 105万円未満	35	4.3%	28,125	2.0%
105万円以上	70	8.5%	1,228,793	85.8%
合 計	821	100.0%	1,432,188	100.0%

(注) 予定価格は消費税抜きの金額であるが、委託金額は消費税を含む額であるため、消費税を考慮した金額範囲とした。

(グラフ 16-1) 委託金額範囲別件数割合

(グラフ 16-2) 委託金額範囲別金額割合



#### ウ. 見積業者数

随意契約は、契約担当者が任意に選定した特定の者を相手方として結ぶ契約であり、価格について業者との協定だけに任せると公正性、適正性を欠く恐れがある。このため、随意契約で契約を結ぶ場合には、2以上の者から見積書を徴し、見積あわせを行うことを原則としている。

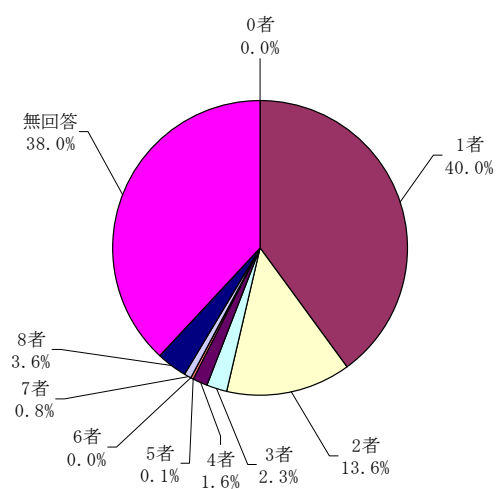
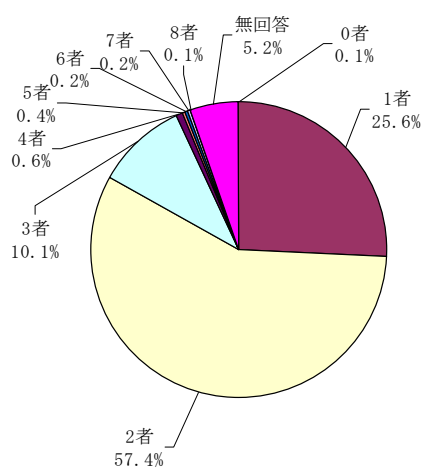
随意契約による場合の見積業者数の状況は(表 17)のとおりである。なお、今回のアンケートでは1者からのみ見積書を徴する場合を一者随意契約として、随意契約とは区別しており、この一者随意契約の数値は含まれていない。

(表 17) 随意契約による場合の見積業者数

(単位：千円)

見積業者数	件数	件数割合	委託金額	金額割合
0者	1	0.1%	166	0.0%
1者	210	25.6%	572,910	40.0%
2者	471	57.4%	195,099	13.6%
3者	83	10.1%	32,765	2.3%
4者	5	0.6%	23,144	1.6%
5者	3	0.4%	1,856	0.1%
6者	2	0.2%	129	0.0%
7者	2	0.2%	11,440	0.8%
8者	1	0.1%	51,080	3.6%
無回答	43	5.2%	543,600	38.0%
合計	821	100.0%	1,432,188	100.0%

(グラフ 17-1) 随意契約見積業者数件数割合 (グラフ 17-2) 随意契約見積業者数金額割合



アンケート調査に当たっては、随意契約と一者随意契約は区別したが、随意契約でも見積業者数が1者のみ、との回答が210件(随意契約の中の25.6%)、572,916千円(40.0%)、もあった。



## (7) 一者随意契約

### ア. 一者随意契約の理由

随意契約は 2 者以上から見積書を徴し見積あわせを行うことを原則としているが、市は 1 者から見積書を徴すればよい（一者随意契約）ものとして、次の事項をあげている。

- 国又は地方公共団体と直接に契約するとき。（表 18 の①に該当）
- 契約の目的又は性質により、契約の相手方が特定されるとき。（表 18 の②に該当）
- 予定価格が 1 件 50 万円以下の工事の請負契約及び工事に係る測量等の委託契約をするとき。（表 18 の③に該当）
- 2 人以上の者から見積書を徴することが適当でないと認められるとき。（表 18 の④に該当）
- その他特別な事情があるとき。

アンケートに当たり、次の項目を一者随意契約の理由に加えた。

- 過去に設備等を設置している。（表 18 の⑤に該当）
- 条例等により契約の相手方が定まっているとき。（表 18 の⑥に該当）
- コンペやプロポーザル方式により契約の相手方を決定したとき。（表 18 の⑦に該当）
- 契約しようとする業務を行う業者が 1 者しかいないとき。（表 18 の⑧に該当）
- 契約しようとする業務を過去に行っており、実績があるとき。（表 18 の⑨に該当）

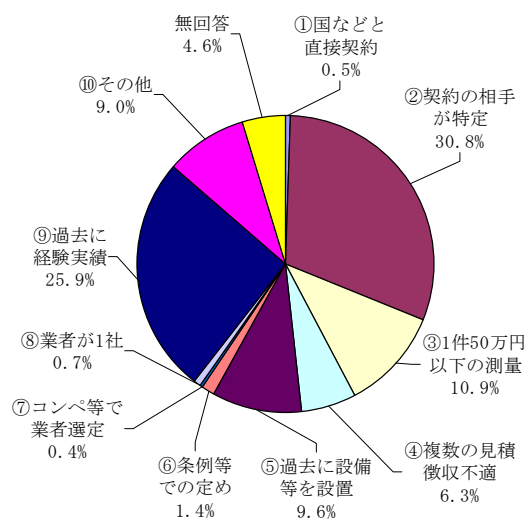
上記項目を設定して、複数選択可でアンケートを行った結果は、（表 18）のとおりである。なお、複数選択形式のため、合計は延べ件数及び延べ金額である。

(表 18) 一者随意契約の理由

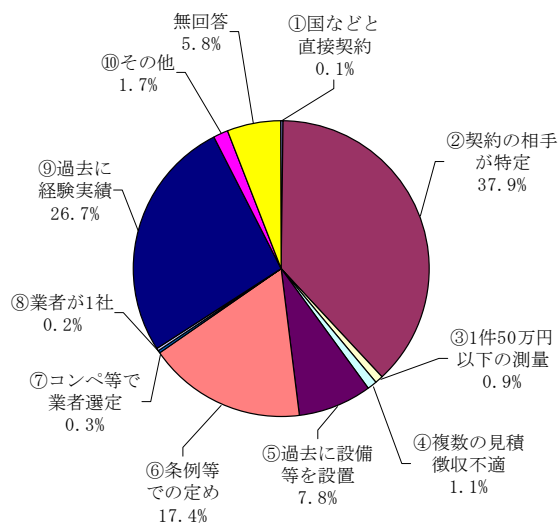
(単位：千円)

一者随意契約理由別	件数	件数割合	委託金額	金額割合
①国などと直接契約	11	0.5%	14,177	0.1%
②契約の相手が特定	718	30.8%	3,630,678	37.9%
③1件50万円以下の測量	254	10.9%	88,405	0.9%
④複数の見積徴収不適	146	6.3%	109,540	1.1%
⑤過去に設備等を設置	224	9.6%	750,988	7.8%
⑥条例等での定め	33	1.4%	1,662,648	17.4%
⑦コンペ等で業者選定	9	0.4%	27,675	0.3%
⑧業者が1社	17	0.7%	18,541	0.2%
⑨過去に経験実績	605	25.9%	2,558,882	26.7%
⑩その他	209	9.0%	163,118	1.7%
無回答	107	4.6%	553,702	5.8%
合計	2,333	100.0%	9,578,355	100.0%

(グラフ 18-1) 一者随意契約理由件数割合



(グラフ 18-2) 一者随意契約理由金額割合



⑨過去に経験実績(契約しようとする業務を過去に行っており、実績があるとき)、が605件(25.9%)、2,558,882千円(26.7%)の回答があった。

イ. 予定価格による階層分布

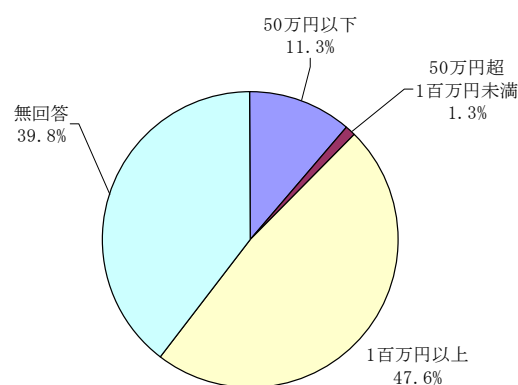
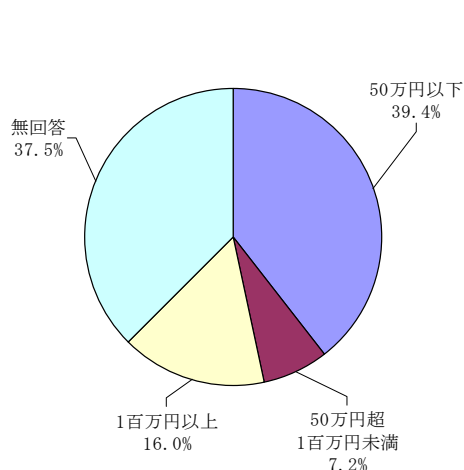
(表 19) 一者随意契約の予定価格別

(単位：千円)

予定価格	件数	件数割合	委託金額	金額割合
50万円以下	682	39.4%	8,601,316	11.3%
50万円超1百万円未満	124	7.2%	965,294	1.3%
1百万円以上	276	16.0%	36,132,982	47.6%
無回答	648	37.5%	30,178,206	39.8%
合計	1,730	100.0%	75,877,799	100.0%

(グラフ 19-1) 予定価格階層別件数割合

(グラフ 19-2) 予定価格階層別金額割合



一者随意契約についても随意契約同様、予定価格についての回答率が悪く、1,730件中648件(37.5%)、30,178千円(39.8%)が無回答であった。

回答があった1,082件のうち50万円以下は682件、8,601,316千円であるが、単純に金額を件数で割ると、1件当たり12,611千円の委託金額になる。これは、肺がん検診、結核検診、大腸がん検診、市民健康診査、胃がん検診、子宮がん検診、市民健康診査、子宮がん検診、し尿収集委託、生活雑排水収集処理業務、独居老人等緊急通報システム設置等の単価契約で行われる委託契約の予定価格(単価)がいずれも10千円以下であるが、委託金額では10,000千円以上の影響である。

予定価格の記入がないものが多いため、参考に一者随意契約によるものについて、委託金額範囲別に集計した。

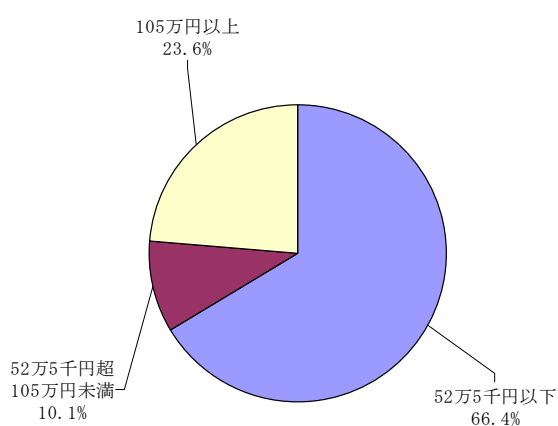
(表 20) 一者随意契約の委託金額範囲別分布状況

(単位：千円)

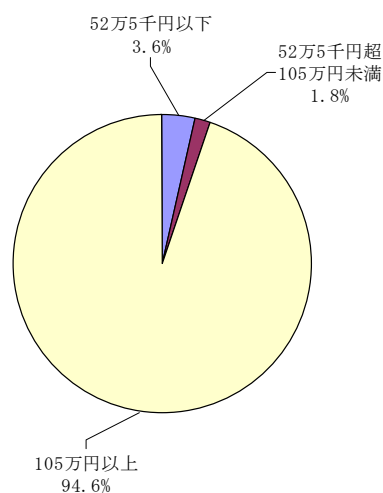
金額範囲	件数	件数割合	委託金額	金額割合
52万5千円以下	1,148	66.4%	270,368	3.6%
52万5千円超 105万円未満	174	10.1%	137,738	1.8%
105万円以上	408	23.6%	7,179,674	94.6%
合計	1,730	100.0%	7,587,780	100.0%

(注) 予定価格は消費税抜きの金額であるが、委託金額は消費税を含む額であるため、消費税を考慮した金額範囲とした。

(グラフ 20-1) 委託金額範囲別件数割合



(グラフ 20-2) 委託金額範囲別金額割合



(8) 予定価格

予定価格の積算は、契約についての基本的かつ重要な行為であって、契約価格の決定に重要な影響を及ぼすものであり、仕様書、設計書、物件又は役務の取引実例価格、需要と供給の状況、履行の難易、契約数量の多少、履行期限の長短等を考慮して決定される。

市が行う委託契約は、予定価格によって契約手続きが変わってくる。予定価格が50万円以下の場合、少額な契約と位置づけられ、随意契約ができる。予定価格が50万円を超えると、原則として競争入札を行わなければならない。また予定価格が100万円未満の場合は、契約課に代わり、担当課で直接契約することができる。

予定価格を上記の3段階で集計してみると、(表21)のような状況にある。

(表21) 予定価格別分布状況

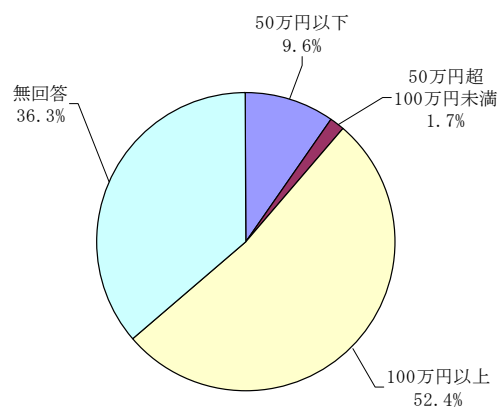
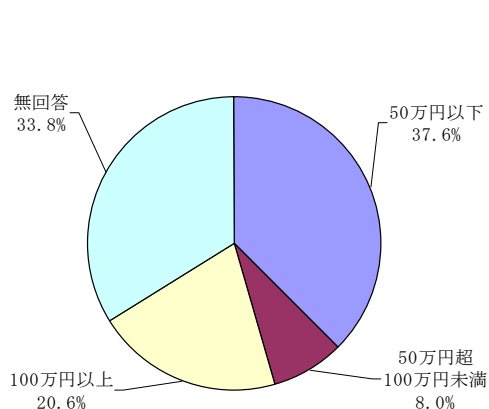
(単位：千円)

予定価格	件数	件数割合	委託金額	金額割合
50万円以下	1,135	37.6%	1,021,743	9.6%
50万円超100万円未満	243	8.0%	186,478	1.7%
100万円以上	624	20.6%	5,580,982	52.4%
無回答	1,020	33.8%	3,869,269	36.3%
合計	3,022	100.0%	10,658,471	100.0%

予定価格が50万円以下の業務委託は、金額的には9.6%にすぎないが、件数的には37.5%と1/3以上になっている。

(グラフ21-1) 予定価格範囲別件数割合

(グラフ21-2) 予定価格範囲別金額割合



アンケートでは予定価格についての記載のないものが全体の約 1/3 を占めているため、参考に委託金額範囲別に集計した。

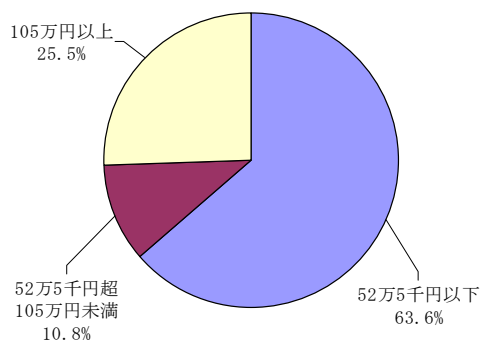
(表 22) 委託金額範囲別分布状況

(単位：千円)

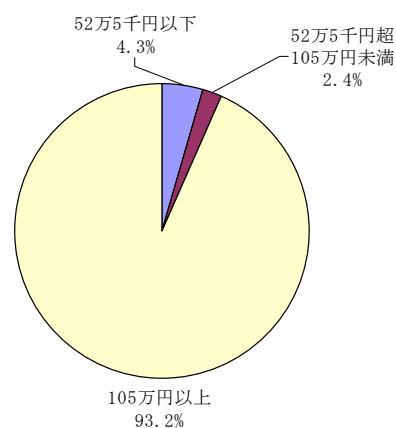
金額範囲	件数	件数割合	委託金額	金額割合
52万5千円以下	1,923	63.6%	459,564	4.3%
52万5千円超 105万円未満	327	10.8%	260,168	2.4%
105万円以上	772	25.5%	9,938,739	93.2%
合計	3,022	100.0%	10,658,471	100.0%

(注) 予定価格は消費税抜きの金額であるが、委託金額は消費税を含む額であるため、消費税を考慮した金額範囲とした。

(グラフ 22-1) 委託金額範囲別件数割合



(グラフ 22-2) 委託金額範囲別金額割合



(9) 委託金額

アンケート調査結果 3,022 件のうち、1 件当たり委託金額の最小額は 1 円、最高額は 956,104,317 円であった。金額階層分布状況は (表 23) とおりである。

(表 23) 委託金額階層分布

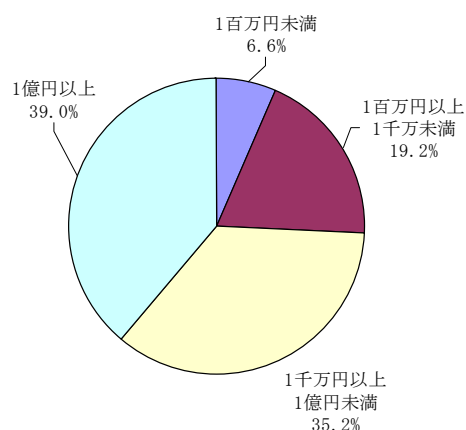
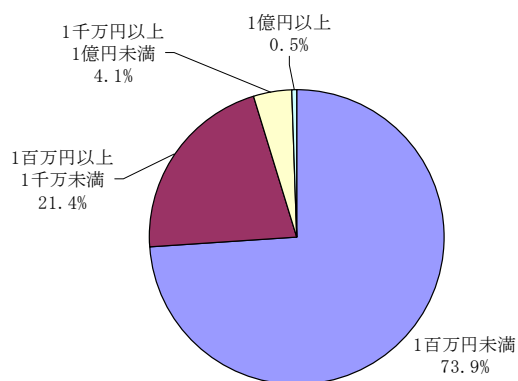
(単位：千円)

1 件当たりの委託金額	件数	件数割合	委託金額	金額割合
1 百万円未満	2,234	73.9%	703,341	6.6%
1 百万円以上 1 千万未満	648	21.4%	2,047,237	19.2%
1 千万円以上 1 億円未満	125	4.1%	3,755,635	35.2%
1 億円以上	15	0.5%	4,152,258	39.0%
合 計	3,022	100.0%	10,658,471	100.0%

1 百万円未満の委託は、金額的には 6.6% にすぎないが、件数的には 73.9% を占めている。1 億円以上は件数的には 0.5% だが金額的には 39.0% に達している。これは、(1) 担当部局、で分析したように、金額順に第 1 順位の「し尿収集委託 (956,104 千円)」と第 2 順位の「ごみ収集委託 (853,310 千円)」の 2 件で全合計金額 (10,658,471 千円) の 16.9% を占めている影響が大きい。なお、金額上位 20 件については、(表 10) を参照されたい。

(グラフ 23-1) 委託金額階層別件数割合

(グラフ 23-2) 委託金額階層別金額割合



件数的に 73.9%と全体のほぼ 3/4 を占めている 1 百万円未満を、さらに 10 万円刻みにしたものが (表 24) である。

(表 24) 1 百万円未満の階層分布

(単位：千円)

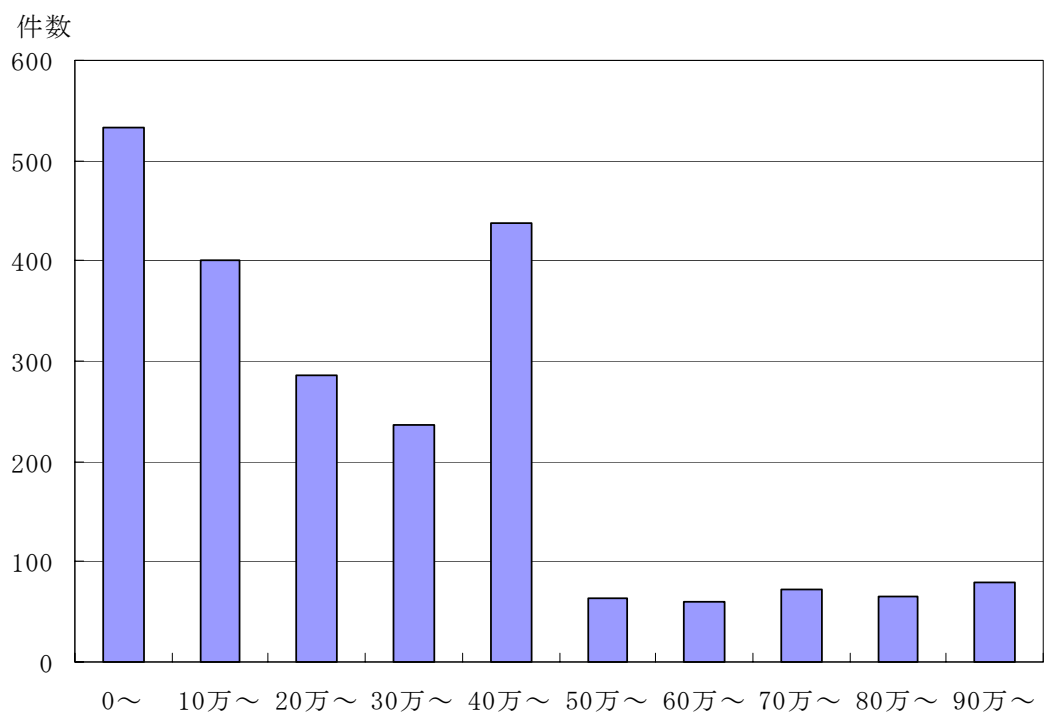
1 件当たりの委託金額	件数	件数割合	委託金額	金額割合
10 万円未満	533	23.9%	28,801	4.1%
10 万円以上 20 万円未満	401	17.9%	58,907	8.4%
20 万円以上 30 万円未満	286	12.8%	70,746	10.1%
30 万円以上 40 万円未満	236	10.6%	82,331	11.7%
40 万円以上 50 万円未満	437	19.6%	203,265	28.9%
50 万円以上 60 万円未満	64	2.9%	34,945	5.0%
60 万円以上 70 万円未満	60	2.7%	38,744	5.5%
70 万円以上 80 万円未満	73	3.3%	55,096	7.8%
80 万円以上 90 万円未満	65	2.9%	55,014	7.8%
90 万円以上 1 百万円未満	79	3.5%	75,492	10.7%
合 計	2,234	100.0%	703,341	100.0%

50 万円を超えない契約は随意契約の方法よることができ、さらに「契約の手引き」では、工事に係る測量等の委託契約においては一者随意契約できる事例として挙げられている。

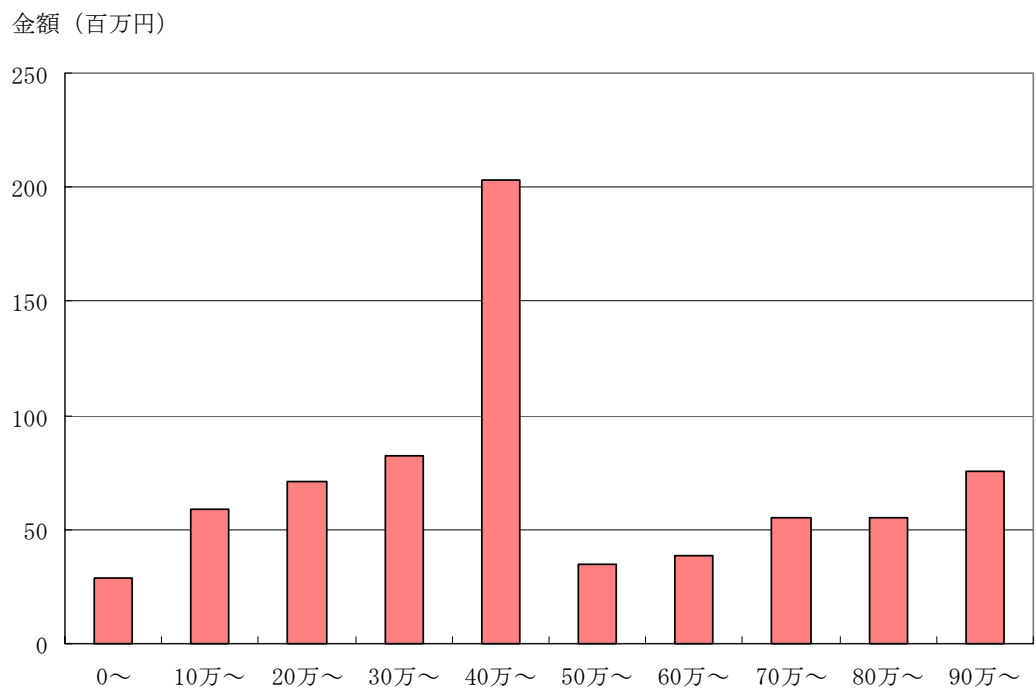
(グラフ 24-1) で明らかなように、金額階層別の件数は 10 万円台、20 万円台、30 万円台と減少してくるが、40 万円台は異常な件数であり、50 万円台以降になると極端に減少している。この結果 (グラフ 24-2) に現れるように、40 万円台の合計金額は突出した結果となっている。



(グラフ 24-1) 1 百万円未満の金額階層別件数



(グラフ 24-2) 1 百万円未満の金額階層別合計金額



(10) 契約先の状況

契約先については、次の10に分類した。

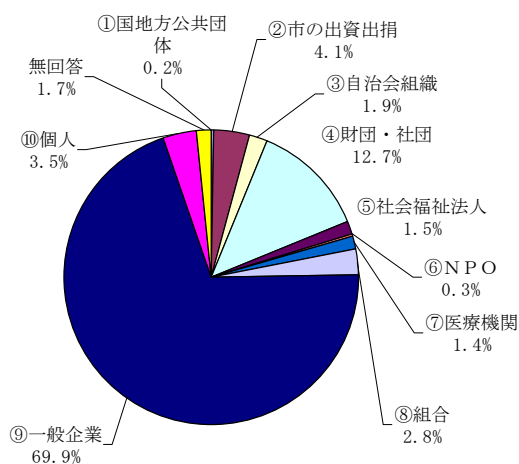
- ① 国・地方公共団体…国又は地方公共団体
- ② 市の出資出捐…市が出資、出捐している団体
- ③ 自治会組織…区、町内会等の自治会組織
- ④ 財団・社団…②を除く財団、社団
- ⑤ 社会福祉法人…社会福祉法人
- ⑥ NPO…NPO団体
- ⑦ 医療機関…個人を含む医療機関
- ⑧ 組合…農協、森林組合、事業協同組合等
- ⑨ 一般企業…①から⑧以外の法人
- ⑩ 個人…①から⑧以外の個人

(表 25) 契約先分類別委託金額

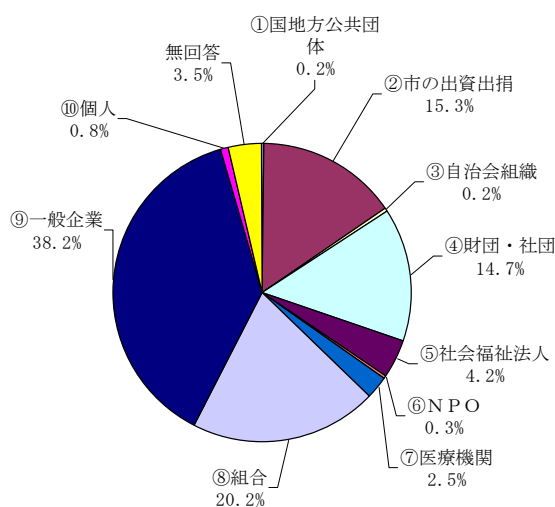
(単位：千円)

分類	件数	件数割合	委託金額	金額割合
① 国・地方公共団体	5	0.2%	23,417	0.2%
② 市の出資出捐	123	4.1%	1,629,783	15.3%
③ 自治会組織	58	1.9%	21,981	0.2%
④ 財団・社団	385	12.7%	1,566,338	14.7%
⑤ 社会福祉法人	44	1.5%	442,574	4.2%
⑥ NPO	8	0.3%	27,503	0.3%
⑦ 医療機関	42	1.4%	268,975	2.5%
⑧ 組合	86	2.8%	2,150,175	20.2%
⑨ 一般企業	2,113	69.9%	4,066,689	38.2%
⑩ 個人	106	3.5%	85,979	0.8%
無回答	52	1.7%	375,052	3.5%
合計	3,022	100.0%	10,658,471	100.0%

(グラフ 25-1) 契約先分類別件数割合



(グラフ 25-2) 契約先分類別金額割合



### (11) 契約締結課の状況

#### ア. 契約締結を契約課で行ったか、担当課で行ったか

委託契約は、契約課で行う場合と担当課で行う場合がある。担当課で直接契約できるものは次のものである。

- ① 予定価格が1件100万円未満の業務委託契約
- ② 法令(条例を含む)に委託先の定めのあるもの
- ③ 国、他の地方公共団体その他が設置する試験場、職業訓練所、授産所若しくは学校、公団、地方公共団体若しくは公益法人を相手方とするもの
- ④ 電子計算機を使用する情報処理、アプリケーションプログラムの開発、データの入力処理に係るもの
- ⑤ 労働者派遣契約
- ⑥ 市長が特に認めるもの

(注) ②～⑥に掲げるものは金額の制限がない。

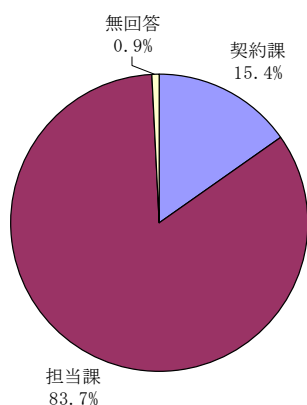
契約課が行った契約と、担当課が直接契約した委託契約の状況は(表26)のとおりである。

(表 26) 契約締結課

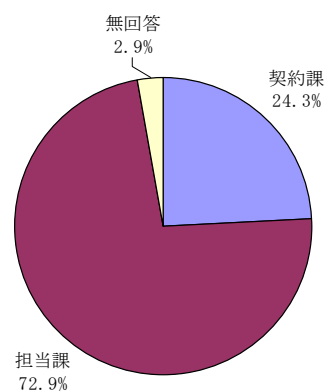
(単位：千円)

契約締結課	件数	件数割合	委託金額	金額割合
契約課	465	15.4%	2,586,846	24.3%
担当課	2,529	83.7%	7,766,330	72.9%
無回答	28	0.9%	305,296	2.9%
合計	3,022	100.0%	10,658,471	100.0%

(グラフ 26-1) 契約締結課件数割合



(グラフ 26-2) 契約締結課金額割合



件数的にも金額的にも、担当課が直接契約している割合が高い。担当課が契約締結を行っているものは、2,529件(83.7%)、7,766,330千円(72.9%)であり、契約課で全庁にわたるデータを把握できない要因になっていると考えられる。

契約課が締結する委託契約の1件当たり平均委託金額は5,563千円であるが、担当課が直接締結する委託契約の1件当たり平均金額は3,071千円と低くなっている。

イ. 担当課で行った委託契約の予定価格階層別

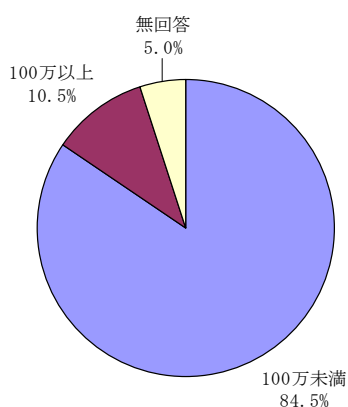
100 万円未満の契約はすべて担当課で直接契約できていることになっているが、100 万円以上の契約も直接担当課で契約できる場合がある。直接担当課で契約した委託契約が 100 万円未満であるか、100 万円以上であるかの状況は（表 27）のとおりである。

（表 27）担当課で行った委託契約

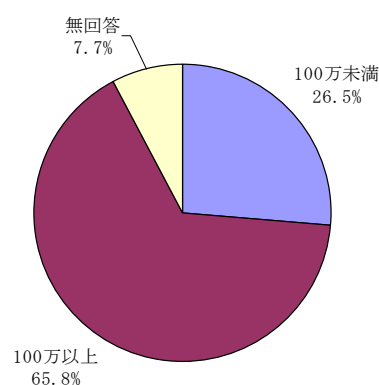
（単位：千円）

予定価格	件数	件数割合	委託金額	金額割合
100 万未満	2, 136	84. 5%	2, 059, 020	26. 5%
100 万以上	266	10. 5%	5, 111, 698	65. 8%
無回答	127	5. 0%	595, 611	7. 7%
合 計	2, 529	100. 0%	7, 766, 330	100. 0%

（グラフ 27-1）担当課契約件数割合



（グラフ 27-2）担当課契約金額割合



件数的には 100 万円未満のものが 84.5%に達しているが、金額的には 26.5%にすぎない。

ウ. 予定価格が 100 万円以上の場合、担当課で直接契約した理由

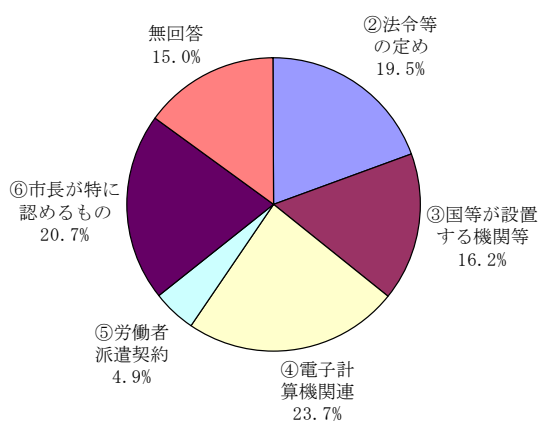
予定価格が 100 万円以上でも、ア. の②～⑥に該当する場合は担当課で直接契約することができる。このため、担当課が直接契約した予定価格 100 万円以上の契約について、その根拠を集計したものが（表 28）である。

（表 28）担当課で直接契約した理由

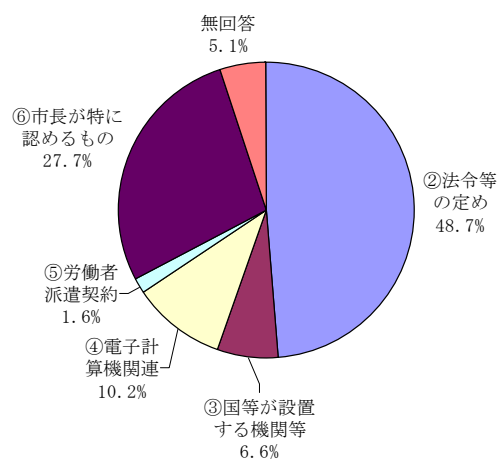
（単位：千円）

理由	件数	件数割合	委託金額	金額割合
② 法令等の定め	52	19.5%	2,489,747	48.7%
③ 国等が設置する機関等	43	16.2%	336,522	6.6%
④ 電子計算機関連	63	23.7%	522,927	10.2%
⑤ 労働者派遣契約	13	4.9%	82,645	1.6%
⑥ 市長が特に認めるもの	55	20.7%	1,417,827	27.7%
無回答	40	15.0%	262,031	5.1%
合 計	266	100.0%	5,111,698	100.0%

（グラフ 28-1）理由別件数割合



（グラフ 28-2）理由別金額割合



件数的には④の電子計算機関連（電子計算機を使用する情報処理、アプリケーションプログラムの開発、データの入力処理に係るもの）がもっとも多く、23.7%を占めている。

エ. 市長が特に認めるもの、事前協議

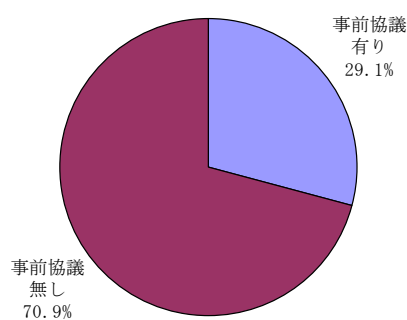
担当課が直接契約できる場合の一つに、市長が特に認めるものがある。ただし、この場合には、事前に契約課との協議が必要とされている。このため、ウ. で、⑥市長が特に認めるもの、を選択している契約について、契約課との事前協議の有無をアンケート項目にした。この結果が（表 29）である。

（表 29）事前協議

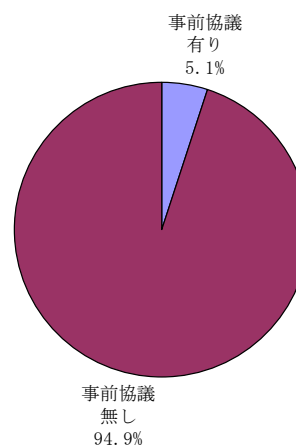
（単位：千円）

契約課との事前協議	件数	件数割合	委託金額	金額割合
有り	16	29.1%	71,859	5.1%
無し	39	70.9%	1,345,968	94.9%
合 計	55	100.0%	1,417,827	100.0%

（グラフ 29-1）事前協議件数割合



（グラフ 29-2）事前協議金額割合



驚くことに、55 件中 39 件について、事前に契約課との協議は無し、と回答された。

金額的には、1,345,968 千円に達している。

(12) 委託理由

業務を外部に委託した理由について、次の7つの選択肢を用意した。

- ① 高度・専門的な知識等…高度・最新又は専門的な知識、技能、設備等が必要であるが、内部的に確保できないため
- ② 業務効率化・経費削減…外部委託により事務の効率化や経費削減が図れるため
- ③ 民間経営感覚を生かす…民間的な経営感覚を活かしたサービス提供を行うため
- ④ 緊急時の対応のため…職員では緊急時、時間外、休日等に対応することが困難であるため
- ⑤ 一時的・大量事務…一時的に発生する大量な事務に見合った人員や設備等が確保されていない（確保できない）ため
- ⑥ 制度化又は指導等…外部委託が制度化されている又は外部委託するよう指導等がなされているため
- ⑦ その他…上記の①から⑥以外

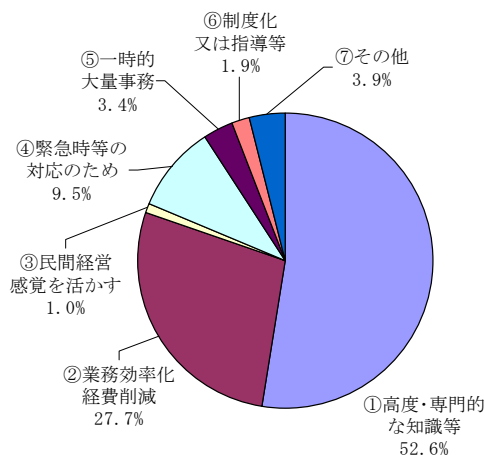
なお、1契約で同時に上記の要件を複数満たしている場合が想定されるため、アンケートは複数選択可とした。

(表 30) 委託理由

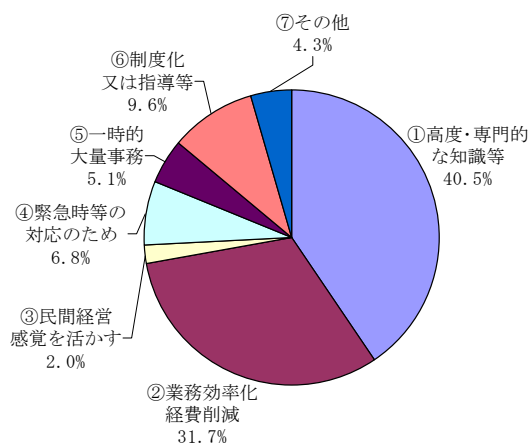
(単位：千円)

委託理由	件数	件数割合	委託金額	金額割合
① 高度・専門的な知識等	2,096	52.6%	6,215,859	40.5%
② 業務効率化・経費削減	1,104	27.7%	4,876,876	31.7%
③ 民間経営感覚を活かす	41	1.0%	308,396	2.0%
④ 緊急時等の対応のため	379	9.5%	1,038,920	6.8%
⑤ 一時的・大量事務	136	3.4%	780,223	5.1%
⑥ 制度化又は指導等	74	1.9%	1,478,803	9.6%
⑦ その他	156	3.9%	662,870	4.3%
合計	3,986	100.0%	15,361,947	100.0%

(グラフ 30-1) 委託理由件数割合



(グラフ 30-2) 委託理由金額割合





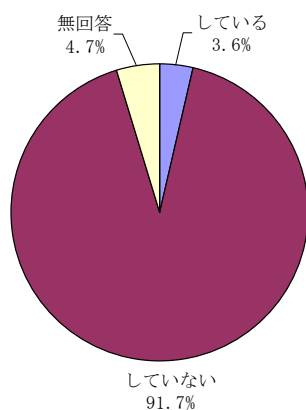
(13) 委託の効果測定

(表 31) 委託の効果測定の有無

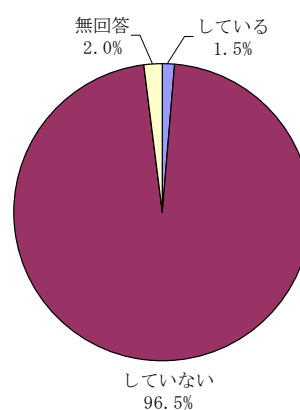
(単位：千円)

効果測定	件数	件数割合	委託金額	金額割合
している	110	3.6%	157,735	1.5%
していない	2,771	91.7%	10,287,719	96.5%
無回答	141	4.7%	213,017	2.0%
合計	3,022	100.0%	10,658,471	100.0%

(グラフ 31-1) 効果測定件数割合



(グラフ 31-2) 効果測定金額割合



業務委託は本来、市の職員が行うべき業務を、対価を払って外部の者に行わせるものであるから、委託した効果が測定されなければならない。少なくとも次の3点について事後評価すべきである。

- サービスの維持・向上…外部委託したことによって、サービスは少なくとも維持されたか、又は向上したか。
- 競争原理…委託先を決定するにあたり、競争原理が働いたか。
- コスト削減…外部委託したことによってコストの削減はできたか。

しかし、3,022 件のうち効果測定をしている、との回答は、わずか 110 件にすぎなかった。

## 2. 個別調査

アンケート調査の回答 3,022 件のうち 134 件を個別調査対象としたが、指摘事項のある 72 件について記載する。個別調査対象の選定方法については、P24 を参照されたい。

個別調査の対象となった委託契約で、委託業務内容で関連するもの、又は指摘事項が同種のものについては、一つにまとめて記載してあるものがある。なお、個別調査の実施に当たっては調査対象となった委託契約以外に、関連する契約についても必要に応じて調査を行っている。このため、個別調査対象以外にも、関連する委託契約の記載を適宜併せて行っている。

### 1 本庁舎警備業務委託

(整理番号：34)

契約件名	本庁舎警備業務委託
担当部課	総務部庶務課
委託先	新日本警備保障株式会社
委託金額	6, 111, 000円
委託業務	市庁舎内・外における盗難、加害、火災及び破壊的行為等の事故の初期発見と防止のための人的な警備業務
委託理由	業務効率・経費節減
契約方法	指名競争入札
委託期間	平成15年4月1日～平成16年3月31日

#### 【指摘事項】

##### (1) 委託業務について効果測定を行うべきもの

本庁舎警備業務委託は、市庁舎内・外における盗難、加害、火災及び破壊的行為等の事故の初期発見と防止のための人的な警備業務であり、不審物及び不審者等の最近の社会情勢を反映して取り入れられた委託業務である。庁舎内の巡回確認、監視及び庁舎外観、駐車場内の巡回確認、監視を行い、併せて来庁者の案内も行っている。その警備日誌は毎日報告することとされ、挙動不審者等について日時、場所等及び具体的な対処、対応が記録されている。

常時巡回監視することも重要であるが、とりわけ、年間、不審物及び不審者等がどの程度認められ、どの場所で多く認められたか否かについては、警備委託の効果測定及び今後の警備方針あるいは体制にとって必要であるが、集約し、分析されていない。

警備日誌の記録を集約し、数量化することによって効果測定を行うべきである。

## (2) 指名競争入札の方法について改善すべきもの

本庁舎警備業務は、毎年度指名競争入札によって受託者を決定し契約を締結している。この契約の指名競争入札の状況は、(表 32) のとおりである。毎年度、5、6 業者を指名して入札を実施しているが、平成 12 年度から平成 14 年度までは予定価格に対する落札率は 100%を下回る入札者は 1 社もなく、平成 15 年度において 1 社のみ下回っているものの落札価格は 98.1%で予定価格に近似している。しかも、4 年間、落札者はすべて A 社（新日本警備保障（株））である。

しかしながら、4 年間のうち 1 部追加指名があっても 5 社は同じ指名業者であって、その都度落札額は入札者全員に周知され、当該業務内容に変化がないにもかかわらず入札において全て予定価格を超える札を入れているのは入札競争の意思が感じられないものである。しかも、最終的には、同一業者が毎年度落札率 100%か、それに近いところで落札しているのは神業に近く非常に不自然である。

契約に当たっては、より競争性を発揮できるような入札方法に改善すべきである。

(表 32) 本庁舎警備業務委託契約入札状況調べ

(単位：千円、%)

業者名	入札	平成 12 年度		平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度	
		入札額	入札率	入札額	入札率	入札額	入札率	入札額	入札率
予定価格（消費税抜き）		5,880		5,940		5,940		5,930	
A 社	第 1 回目	6,000	102.0	5,998	100.9	5,940	100.0	5,820	98.1
	第 2 回目	5,880	100.0	*5,980	100.6	—	—	—	—
B 社	第 1 回目	6,600	112.2	6,800	114.4	7,200	121.2	6,350	107.0
	第 2 回目	辞退	—	辞退	—	—	—	—	—
C 社	第 1 回目	15,000	255.1	12,500	210.4	6,642	111.8	6,642	112.0
	第 2 回目	辞退	—	辞退	—	—	—	—	—
D 社	第 1 回目	7,700	130.9	6,500	109.4	7,000	117.8	6,200	104.5
	第 2 回目	辞退	—	辞退	—	—	—	—	—
E 社	第 1 回目	8,600	146.2	8,600	144.7	7,200	121.2	6,420	108.2
	第 2 回目	辞退	—	辞退	—	—	—	—	—
F 社	第 1 回目	非指名		辞退	—	非指名		非指名	
	第 2 回目			—	—				
G 社	第 1 回目	非指名		非指名		7,608	128.0	非指名	
	第 2 回目					—	—		

(注) 網掛けの数字は落札価格及び落札率であり、網掛けの\*印は入札不調による随意契約対象であるが 5,940 千円で決定している。

## 2 第一庁舎清掃業務委託

(整理番号：35)

契約件名	第一庁舎清掃業務委託
担当部課	総務部庶務課
委託先	株式会社岩野商会
委託金額	23,184,000円
委託業務	第一庁舎における日常及び定期清掃業務
委託理由	業務効率化・経費削減
契約方法	指名競争入札不調による随意契約
委託期間	平成15年4月1日～平成16年3月31日

(注) 契約方法：アンケートでは指名競争入札と回答している。

## 3 第二庁舎清掃業務委託

(整理番号：36)

契約件名	第二庁舎清掃業務委託
担当部課	総務部庶務課
委託先	株式会社岩野商会
委託金額	30,240,000円
委託業務	第二庁舎における日常及び定期清掃業務
委託理由	業務効率化・経費削減
契約方法	指名競争入札不調による随意契約
委託期間	平成15年4月1日～平成16年3月31日

(注) 契約方法：アンケートでは指名競争入札と回答している。

### 【指摘事項】

#### (1) 面積等清掃数量を正確に把握して積算すべきもの

第一及び第二庁舎清掃業務委託契約は、それぞれの庁舎における日常清掃（常駐して行う清掃）、定期清掃（ワックス清掃等）及び特別清掃（ガラス清掃等）を行うものである。日常清掃についてはそれぞれ4人、6人が常駐して行っている。

ところで、個々の項目の積算について第一及び第二庁舎の清掃業務積算を比較すると、二つの庁舎は4,197㎡の建物面積差があるのでそれに対応して清掃面積等も増減するものと一般的には推定されるが、(表33)のとおり、それぞれの数量把握もないまま、同一金額で積算されている。また、ワックス清掃のように一方しか把握されて

いないものもある。

しかしながら、日常清掃、定期清掃及び特別清掃であれ、清掃経費の積算においては清掃すべき面積、個数等数量が基礎であることから、数量表示のないまま積算されていることは適正でない。また、ガラス清掃について両方の仕様書とも内側、外側とも洗剤で洗浄しとあるが、両方の建物の構造上の相違がほとんど考慮されていないのは妥当でない。

庁舎清掃業務委託の積算に当たっては、単に建築延面積を示し、清掃不要面積を図示するのみならず要清掃面積を算出し、個々に必要な清掃面積、個数等を正確に算出し、公正・妥当な根拠のもとに行うべきである。

(表 33) 第 1 庁舎及び第 2 庁舎清掃業務委託契約積算対比表 (積算の一部)

項 目		第 1 庁舎	第 2 庁舎	備 考
建物延面積 (㎡)		12, 193	16, 390	建築面積
夜間清掃	金額 (円)	301, 694/月	301, 694/月	事務室・会議室等面積によって異なる。
	数量 (㎡)	表示なし	表示なし	
ワックス清掃	金額 (円)	116, 604/月	174, 906/月	床の構造による単価の区別が明確でない。
	数量 (㎡)	床面積 6, 675	表示なし	
減価償却費	金額 (円)	10, 000/月	10, 000/月	使用面積で異なる。
ガラス清掃	金額 (円)	167, 400/回	167, 400/回	第 2 庁舎は各階外周回廊の特殊構造である。
	数量 (㎡)	全館 1, 890	全館 2, 004	
窓枠清掃	金額 (円)	111, 600/回	111, 600/回	数量によって価格は異なる。
	数量 (個)	表示なし	表示なし	
案内表示板清掃	金額 (円)	12, 300/回	12, 300/回	数量によって価格は異なる。
	数量 (枚)	表示なし	表示なし	

## (2) 指名競争入札の方法について改善すべきもの

第一及び第二庁舎清掃業務は、毎年度それぞれ指名競争入札によって受託者を決定し契約を締結している。これら契約の指名競争入札状況は、(表 34・35) のとおりである。両庁舎とも毎年度、同一の 9 業者 (H15 年度 8 業者) を指名して入札を実施している。ただ、この 4 年間で予定価格を下回る入札者は 1 社もなく、わずかに平成 12 年度において 1 社のみ落札率 100% で 1 回落札しているのみで、あと 3 年間はいずれも入札不調によって最低価格入札のものと随意契約となっている。しかも、この 4 年間、入札不調による随意契約を含めて、両方の庁舎清掃業務契約とも落札者 (契約者) はすべて A 社 ((株) 岩野商会) である。

しかしながら、両庁舎清掃委託業務契約における指名業者とも、4年間、同じ9業者（8業者）で重複しており、その都度落札額は入札者全員に周知されているにもかかわらず、入札において全て予定価格を超える札を入れているのは入札競争の意思が感じられないものである。しかも、最終的には落札率100%か、入札不調による場合にも最低価格入札者として同じ業者が随意契約をすることは神業に近く非常に不自然である。このような不自然な状態をただ漫然と継続することは、単に入札という形式を整えているに過ぎず適正でない。

契約に当たっては、より競争性を発揮できるような入札方法に改善すべきである。

(表 34) 第一庁舎清掃業務委託契約入札状況調べ

(単位：千円、%)

業者名	入札	平成 12 年度		平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度	
		入札額	入札率	入札額	入札率	入札額	入札率	入札額	入札率
予定価格（消費税抜き）		22,650		22,650		22,280		22,220	
A社	第1回目	23,600	104.1	23,900	105.5	23,600	105.9	23,700	106.6
	第2回目	22,650	100.0	*22,700	100.2	*22,650	101.6	*22,270	100.2
B社	第1回目	23,900	105.5	24,600	108.6	23,700	106.3	23,900	107.5
	第2回目	22,850	100.8	23,300	102.8	22,800	102.3	22,500	101.2
C社	第1回目	23,800	105.0	24,320	107.3	23,850	107.0	24,200	108.9
	第2回目	22,970	101.4	23,400	103.3	22,740	102.0	22,800	102.6
D社	第1回目	23,760	104.9	24,500	108.1	23,800	106.8	23,950	107.7
	第2回目	22,840	100.8	23,400	103.3	22,840	102.5	22,840	102.7
E社	第1回目	23,940	105.6	24,840	109.6	23,880	107.1	23,900	107.5
	第2回目	22,990	101.5	23,200	102.4	22,750	102.1	22,780	102.5
F社	第1回目	23,940	105.6	24,600	108.6	23,750	106.5	24,400	109.8
	第2回目	22,990	101.5	23,520	103.8	22,880	102.6	22,900	103.0
G社	第1回目	23,800	105.0	25,000	110.3	23,770	106.6	24,000	108.0
	第2回目	23,000	101.5	23,500	103.7	22,900	102.7	22,950	103.2
H社	第1回目	24,100	106.4	24,360	107.5	23,950	107.4	非指名	
	第2回目	23,000	101.5	23,480	103.6	22,800	102.3		
I社	第1回目	23,800	105.0	24,900	109.9	23,940	107.4	23,860	107.3
	第2回目	22,990	101.5	23,500	103.7	22,950	103.0	22,880	102.9

(注) 網掛けの数字は落札価格及び落札率であり、網掛けで\*印は入札不調による随意契約対象であるが H13 年度 22,650 千円、H14 年度 22,270 千円、H15 年度 22,080 千円で決定している。

(表 35) 第二庁舎清掃業務委託契約入札状況調べ

(単位：千円、%)

業者名	入札	平成 12 年度		平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度	
		入札額	入札率	入札額	入札率	入札額	入札率	入札額	入札率
予定価格 (消費税抜き)		29,530		29,530		29,000		28,820	
A 社	第 1 回目	30,700	103.9	31,700	107.3	31,600	108.9	30,800	106.8
	第 2 回目	29,530	100.0	*29,600	100.2	*29,530	101.8	*29,000	100.6
B 社	第 1 回目	30,850	104.4	32,000	108.3	31,900	110.0	30,950	107.3
	第 2 回目	29,880	101.1	30,800	104.3	29,700	102.4	29,400	102.0
C 社	第 1 回目	30,900	104.6	32,200	109.0	31,950	110.1	31,800	110.3
	第 2 回目	30,000	101.5	30,780	104.2	29,800	102.7	29,900	103.7
D 社	第 1 回目	30,900	104.6	31,900	108.0	32,000	110.3	31,500	109.2
	第 2 回目	29,850	101.0	30,900	104.6	29,800	102.7	29,500	102.3
E 社	第 1 回目	30,960	104.8	32,000	108.3	32,000	110.3	30,990	107.5
	第 2 回目	29,880	101.1	30,900	104.6	29,800	102.7	29,900	103.7
F 社	第 1 回目	31,000	104.9	32,340	109.5	32,500	112.0	31,200	108.2
	第 2 回目	30,060	101.7	30,840	104.4	29,950	103.2	29,800	103.4
G 社	第 1 回目	31,440	106.4	32,280	109.3	31,800	109.6	31,000	107.5
	第 2 回目	30,000	101.5	31,000	104.9	29,880	103.0	29,500	102.3
H 社	第 1 回目	31,200	105.6	32,500	110.0	32,200	111.0	非指名	
	第 2 回目	30,120	101.9	31,000	104.9	29,960	103.3		
I 社	第 1 回目	30,950	104.8	32,220	109.1	31,700	109.3	31,100	107.9
	第 2 回目	29,900	101.2	30,720	104.0	29,950	103.2	29,740	103.1

(注) 網掛けの数字は落札価格及び落札率であり、網掛けの\*印は入札不調による随意契約対象であるが H13 年度 29,300 千円、H14 年度 29,000 千円、H15 年度 28,800 千円で決定している。

なお、個別調査の対象となった清掃業務委託については、個々に指摘した事例の他に以下にあげる同様事例があった。

## 2.2 環境衛生管理・清掃業務委託

(整理番号 475)

(単位：円)

	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
業者名		C 社	C 社	C 社
予定金額 (消費税抜き)		2,660,000	2,630,000	2,670,000
落札金額 (消費税抜き)		2,630,000	2,630,000	2,650,000
委託金額 (消費税込み)		2,761,500	2,761,500	2,782,500
指名業者数		6	6	6

### 3 6 長野市保健所庁舎清掃業務委託

(整理番号 674)

(単位：円)

	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
業 者 名	D 社	D 社	D 社	D 社
予定金額 (消費税抜き)	11,500,000	11,500,000	12,400,000	12,250,000
落札金額 (消費税抜き)	11,500,000	11,500,000	12,400,000	12,000,000
委託金額 (消費税込み)	12,075,000	12,075,000	13,020,000	12,600,000
指 名 業 者 数	14	14	14	8

### 1 1 8 駅周辺整備局事務所清掃業務委託

(整理番号 2135)

(単位：円)

	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
業 者 名	F 社	F 社	F 社	F 社
予定金額 (消費税抜き)	1,260,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000
落札金額 (消費税抜き)	*1,250,000	*1,250,000	*1,250,000	1,250,000
委託金額 (消費税込み)	1,312,500	1,312,500	1,312,500	1,312,500
指 名 業 者 数	5	5	6	6

(注) \*印は入札不調による随意契約の金額である。

### 1 2 1 消防局庁舎清掃委託

(整理番号 2218)

(単位：円)

	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
業 者 名	E 社	E 社	E 社	E 社
予定金額 (消費税抜き)	843,000	845,870	不明	820,000
落札金額 (消費税抜き)	843,000	835,000	845,000	*820,000
委託金額 (消費税込み)	885,150	876,750	887,250	861,000
指 名 業 者 数	5	5	5	5

(注) \*印は入札不調による随意契約の金額である。



#### 4 第一庁舎案内標示プレート作成業務委託

(整理番号：45)

契約件名	第一庁舎案内標示プレート作成業務委託
担当部課	総務部庶務課
委託先	有限会社カマダ工芸社
委託金額	484,575円
委託業務	庁舎内の部所配置換えによる案内標示プレートの作成業務
委託理由	業務効率化・経費削減
契約方法	随意契約
委託期間	平成15年4月1日～平成15年4月6日

#### 【指摘事項】

##### (1) 総合案内板貼替等少額随意契約について集約すべきもの

長野市は、組織替等によって年度当初あるいは年度末において総合案内板等の貼り替えを行っている。平成15年度における案内標示プレート作成業務等の委託契約は、(表36)のとおり、いずれも50万円以下の随意契約(請書)で行っている。

(表36) 個別調査対象の整理番号45に関連する少額随意契約状況調べ

(単位：円)

	整理番号	契約件名	委託先	委託期間	契約金額
①	45	第一庁舎案内標示プレート作成業務委託契約	(有)カマダ工芸社	H15. 4. 1 ～15. 4. 6	484,575
②	46	第一庁舎総合案内標示他作成貼替業務委託契約	(有)カマダ工芸社	H15. 5. 26 ～15. 6. 1	410,550
③	47	第一庁舎駐車場誘導案内看板作成業務委託契約	(有)カマダ工芸社	H15. 12. 12 ～16. 1. 7	23,940
④	48	第一庁舎総合案内板貼替業務委託契約	(有)カマダ工芸社	H16. 3. 22 ～16. 3. 31	438,900
⑤	49	第二庁舎総合案内板貼替業務委託契約	(有)カマダ工芸社	H16. 3. 22 ～16. 3. 31	473,550
⑥	50	第一・第二庁舎課名吊表示板貼替業務委託契約	(有)カマダ工芸社	H16. 3. 22 ～16. 3. 31	465,885
合 計					2,297,400

このうち、(表 36) の 3 件の委託契約 (④～⑥) は、委託業務内容はいずれも案内板の貼替えで同じ業務であり、契約期間、委託業者とも全く同じであることから、あえて分割契約にする必要のないものである。

これら少額随意契約については契約を分割する合理的な理由がないことから集約 (3 契約合算 1,378,335 円) して競争入札によって契約すべきである。

## 5 庁舎衛生設備清掃業務委託

(整理番号：65)

契約件名	庁舎衛生設備清掃業務委託
担当部課	総務部庶務課
委託先	第一建築サービス株式会社長野営業所
委託金額	1,701,000円
委託業務	第一庁舎及び第二庁舎におけるトイレの定期清掃業務
委託理由	業務効率化・経費削減、一時的・大量事務
契約方法	指名競争入札
委託期間	平成15年4月1日～平成16年3月31日

### 【指摘事項】

#### (1) 指名競争入札の方法について改善すべきもの

庁舎衛生設備清掃業務については、毎年度、指名競争入札によって受託者を決定し、業務委託契約を締結している。当該契約の指名競争入札状況は、(表 37) のとおりである。毎年度、5 業者から 6 業者を指名して入札を実施しているが、平成 12 年度から平成 14 年度までは予定価格に対する落札率は 100% を下回る入札者は 1 社もない。平成 15 年度において第 2 回目の入札においてようやく 3 社が下回っているが、落札価格は 98.1% の高率落札で高位安定している。しかも、この 4 年間の落札者はすべて E 社（第一建築サービス（株）長野営業所）である。

しかしながら、毎年度、ほぼ同じような指名業者であり、その年度の落札額は入札者全員に周知され、昨今の財政状況から予定価格の増額の可能性があるにもかかわらず、第 1 回目の入札において全て予定価格を超える札を入れていることは落札の意思が全く感じられないものである。しかも、第 2 回目の入札では同一業者が、毎年度、落札率 100% 及びそれに近いところで落札しているのは神業に近く非常に不自然である。

契約に当たっては、より競争性を発揮できるような入札方法に改善すべきである。

(表 37) 庁舎衛生設備清掃業務委託契約入札状況調べ

(単位：千円、%)

業者名	入札	平成 12 年度		平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度	
		入札額	入札率	入札額	入札率	入札額	入札率	入札額	入札率
予定価格 (消費税抜き)		1,630		1,630		1,630		1,650	
A 社	第 1 回目	1,890	115.9	1,900	116.5	1,800	110.4	1,810	109.6
	第 2 回目	1,750	107.3	1,750	107.3	1,680	103.0	1,680	101.8
B 社	第 1 回目	非指名		1,890	115.9	1,750	107.3	1,850	112.1
	第 2 回目	非指名		1,700	104.2	1,670	102.4	1,660	100.6
C 社	第 1 回目	1,860	114.1	1,920	117.7	1,850	113.4	1,880	113.9
	第 2 回目	1,690	103.6	1,770	108.5	1,690	103.6	1,650	100
D 社	第 1 回目	1,870	114.7	1,910	117.1	1,780	109.2	非指名	
	第 2 回目	1,710	104.9	1,780	109.2	1,650	101.2		
E 社	第 1 回目	1,830	112.2	1,830	112.2	1,700	104.2	1,700	103.0
	第 2 回目	1,630	100	1,630	100	1,630	100	1,620	98.1
F 社	第 1 回目	1,850	113.4	1,880	115.3	1,790	109.8	非指名	
	第 2 回目	1,790	109.8	1,680	103.0	1,670	102.4		
G 社	第 1 回目	非指名						1,830	110.9
	第 2 回目	非指名						1,640	99.3
H 社	第 1 回目	非指名						1,800	109.0
	第 2 回目	非指名						1,630	98.7

(注) 網掛けの数字は落札価格及び落札率である。

## 6 浅川支所清掃業務委託

(整理番号：94)

契約件名	浅川支所清掃業務委託
担当部課	総務部庶務課
委託先	株式会社岩野商会
委託金額	216,300円
委託業務	浅川支所における特別清掃業務
委託理由	業務効率化・経費削減
契約方法	随意契約
委託期間	平成15年4月1日～平成16年3月31日

### 【指摘事項】

#### (1) 支所と併設施設における維持管理について統一すべきもの

浅川支所と浅川公民館とは併設されており、特別清掃業務についてはそれぞれ総務部と教育委員会とで(株)岩野商会と委託契約を締結している。消防点検については総務部でサンコー特機(株)と手数料をもって契約している。その他支所と公民館等が併設されているものがあるが、当該併設施設の維持管理について、特別清掃及び消防点検とを例にとってみると、次の(表38)のとおり、必ずしも統一的な処理が行われているとはいえない。

しかしながら、1つの建物について維持管理が統一されないまま所管担当部ごとに処理されることは、予算統制及び契約事務の簡素化の観点から適切でない。

このような併設施設の維持管理を統一することによって事務の簡素化に努めるとともに競争性を発揮させるべきである。

なお、消防点検について(節)手数料をもって契約しているが、消防点検については(節)委託料をもって行うべきである。

(表 38) 支所との併設施設の清掃業務及び消防点検担当部所調べ

(単位:円)

施設名		清掃業務 (特別清掃)			消防点検業務		
名称	併設施設	発注課	委託先	委託料	発注課	委託先	委託料
古里	支所 ----- 公民館	総務部庶務課	(株)岩野商会	782,250	教育委員会 生涯学習課	三益消防	*②
浅川	支所	総務部庶務課	(株)岩野商会	216,300	総務部 庶務課	サンコー 特機(株)	123,375
	公民館	教育委員会 生涯学習課	(株)岩野商会	157,500			
安茂里	支所	総務部庶務課	(株)岩野商会	26,250	総務部 庶務課	サンコー 特機(株)	180,600
	公民館	教育委員会 生涯学習課	(有)長野中央 ビルメンテナンス	1,291,500			
	保健センター	健康福祉部 健康課	(有)長野中央 ビルメンテナンス	379,464			
小田切	支所 ----- 公民館	教育委員会 生涯学習課	(株)岩野商会	*①	総務部 庶務課	サンコー 特機(株)	189,000

(注) \*①は、生涯学習課で公民館として一括契約 (年総額 1,840,000 円)

\*②は、生涯学習課で公民館として一括契約 (年総額 966,000 円)

## 7 主査研修業務委託

(整理番号：140)

契約件名	主査研修業務委託
担当部課	総務部職員研修所
委託先	社団法人日本経営協会中部本部
委託金額	1, 532, 441円
委託業務	職員研修業務
委託理由	高度・専門的な知識等
契約方法	一者随意契約
委託期間	平成15年11月10日～平成15年11月20日

### 【指摘事項】

#### (1) 研修業務委託について研修効果測定の方法を検討する必要があるもの

主査研修業務委託契約は、外部講師を依頼し、3日間、政策形成の基本からプロセスの理解、政策形成のための企画技法を学び、指定の政策課題についてグループ・ワーク等を行う実践的な研修であるとされている。

主査研修後、研修受講者から研修に対する満足度、活用度等についてアンケート調査を実施し、それを集計・分析している。一方、研修受講者の、その後の研修効果など研修による行動の変化等についての追跡調査は、現在のところ実施されていない。

市役所という組織における研修は、行政実務に活かされてはじめて研修の効果が認められる。そのためには研修受講者自身の意見・感想のみではなく、研修後、直属の上司に対するアンケート調査を行うなど、他の研修効果測定の方法を検討する必要がある。

## 8 平成15年度新住民情報システム2次開発業務委託

(整理番号：152)

契約件名	平成15年度新住民情報システム2次開発業務委託
担当部課	総務部情報政策課
委託先	富士通株式会社長野支社
委託金額	144,060,000円
委託業務	市民税、資産税、軽自動車税、国民健康保険料、収納（法人収納、保育料含む）及び宛名に関する新システムのプログラム設計等業務
委託理由	高度・専門的知識等、業務効率化・経費節減
契約方法	一者随意契約
委託期間	平成15年4月1日～平成16年3月31日

### 【指摘事項】

#### (1) システム設計における作業時間の実績を把握する必要のあるもの

平成15年度新住民情報システム2次開発業務は、平成14年から稼働している新住民システム第1次開発で構築された新宛名情報を有効利用し、現行の税システムの問題点を整理・解決し、システムを再構築するものである。現行システムは、富士通(株)長野支社によるもので、修正効率も高いとして同社と一者随意契約を締結している。当該契約における予定価格は、SE（システムエンジニア）及びPG（プログラマー）の単価に「人月」を乗じて積算されている。

しかしながら、この「人月」は1人が業務を終了させるためにかかる月数で、1人1日8時間、月20日、月160時間が単位とのものであるが、委託業務の実施状況としてSE、PG等受託職員の当該業務従事時間の報告を受けていない。

当該委託業務に当たっては、業務の性質上、SE、PGが市に常駐している。受託職員は本社に立ち寄ってから市の業務に従事しているが、途中、抜ける時もある。

このように受託職員は、必ずしも、1日中当市の業務に従事してはいることから、その委託業務従事に係る勤務簿の提出を求めるなど、作業時間の実績を把握する必要がある。

また、長野市は、中核市等各市とコンピュータ関連業務における積算状況及び契約内容に係る情報提供・照会等相互に情報交換を行い、経費積算の基礎となる資料の収集に努め、今後の適切な予定価格の積算の参考資料とする必要がある。



## 9 システム遠隔監視業務委託

(整理番号：157)

契約件名	システム遠隔監視業務委託
担当部課	総務部情報政策課
委託先	富士通サポートアンドサービス株式会社
委託金額	1,512,000円
委託業務	GSシリーズネットワークシステムの監視項目に関する監視業務
委託理由	高度・専門的な知識等、業務効率化・経費削減
契約方法	一者随意契約
委託期間	平成15年4月1日～平成16年3月31日

### 【指摘事項】

#### (1) 他市の契約実態等を把握し参考とすべきもの

システム遠隔監視業務は、「監視通報システム C1300」を使用して長野市のホストコンピュータ及びその周辺機器を遠隔監視する業務である。当該システムは、富士通サポートアンドサービス(株)が開発した通報システムであることから同社と一者随意契約を締結し、コンピュータ等トラブルを敏速的確に把握し対応することとしている。

業者側の見積もりを参考に予定価格を月額120,000円としているもののその根拠が明確でないが、これに対して業者に見積もりの内訳を求めるなど見積もりの妥当性を検証するための適切な対処を行っていない。

当該業務の監視項目は18項目もあることから、個々の積算が行われているものと推測されるが、その料金表を求め、あるいは中核市等他市の積算価格の実態を把握するなど、適切な対処が必要である。

## 1 1 長野市フルネットセンター警報監視システム業務委託

(整理番号：197)

契約件名	長野市フルネットセンター警報監視システム業務委託
担当部課	総務部情報政策課
委託先	株式会社エヌ・ティ・ティファシリティーズ首都圏事業本部
委託金額	3,801,000円
委託業務	機械警備・防災設備及び無停電電源装置に係る保守点検業務
委託理由	高度・専門的な知識等、緊急時等の対応のため
契約方法	一者随意契約
委託期間	平成15年4月1日～平成16年3月31日

### 【指摘事項】

#### (1) 積算価格の明確化に努めるべきもの

長野市フルネットセンター警報監視システムは、機械設備異常、火災及び防犯等において中央監視装置によって信号を受信し、一元化するシステムになっている。このシステムの機械警備・防災設備及び無停電電源装置に係る保守点検業務委託について、当該中央監視装置を開発した(株)エヌ・ティ・ティファシリティーズ首都圏事業本部と一者随意契約を締結している。

この委託契約に当たり、業者見積もりを参考に予定価格について警報監視業務1式1,188,000円及び警報監視システム保守点検1式2,632,000円として積算されているが、その根拠は明確にされていない。

見積もり業者からその内訳を求めるなどのほか、他市との情報提供・照会等相互に情報交換を行い、比較検討するなど積算価格の明確化に努めるべきである。

#### (2) 再委託について書面による承諾を与えるべきもの

長野市フルネットセンター警報監視システム業務委託契約によると、乙(受託者)は甲(市)が承諾をした場合を除き、業務委託を自ら行うものとし、他の者にその処理を再委託することができないとしている。

しかしながら、(株)エヌ・ティ・ティファシリティーズ首都圏事業本部は警報監視業務についてセコム上信越(株)に委託しているが、市は承諾書を与えていない。

長野市のその他の標準委託業務契約書においては指示、協議、報告、承諾等は書面により行わなければならないとしていることから、書面によって承諾を与えるべきである。

## 1.2 駐車場案内システム保守運用業務委託

(整理番号：359)

契約件名	駐車場案内システム保守運用業務委託
担当部課	企画政策部交通政策課
委託先	平成15年4月1日～平成15年6月30日 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東日本支社 平成15年7月1日～平成16年3月31日 エヌ・ティ・ティデータ信越テクシス株式会社
委託金額	14,700,000円
委託業務	センター装置、情報入力装置等の定期点検
委託理由	高度・専門的な知識等、業務効率化・経費削減
契約方法	一者随意契約
委託期間	委託先欄参照

### 【指摘事項】

#### (1) 予定価格の積算に当たり他都市及び報告書等を分析・精査し算定すべきもの

この委託事業は、長野市の中心街に存在する駐車場の空き情報を案内するシステムの保守業務で、平成8年度から実施されている。

事業の内容は、センター装置一式、情報入力装置24か所、詳細案内板19か所、ブロック案内板4か所、入口案内板23か所を対象として、①システム運用状況の監視、②故障受付及び故障切り分け作業、③センター装置でのプログラム変更を伴わない程度の条件値の変更、④日報、月報の作成並びに提出、⑤消耗品の補充、⑥定期点検（センター装置年2回、センター装置以外の施設・機器年1回）、⑦巡視点検（センター装置以外の施設・機器を対象として外観上の検査を期間中6回）を行うことにしている。

ところで、委託金額についてみると、平成15年度の契約に当たり、当該装置と類似するものを長野市と設置時期が同時期の他都市での委託内容・点検回数等と委託金額を精査し、前年度より約900万円を減額して契約できたものである。

惜しむらくは、この調査を当初からしていたならば、大幅な経費節減ができたものと思われる。

今後とも、他都市の状況を調査するとともに、事業報告書からみて何時どのような人が何時間、従事しているか判明していることから、市独自に報告書等の内容を分析するなどして次年度契約に活かすよう努力すべきである。

### 1 3 長野駅善光寺口周辺自転車駐車場整備計画調査

(整理番号：360)

契約件名	長野駅善光寺口周辺自転車駐車場整備計画調査
担当部課	企画政策部交通政策課
委託先	ランドブレイン株式会社
委託金額	2,089,500円
委託業務	自転車等駐車状況の把握・整備候補箇所の選定、施設の有効活用等についての調査研究
委託理由	高度・専門的な知識等、業務効率化・経費削減
契約方法	指名競争入札
委託期間	平成16年2月23日～平成16年3月31日

#### 【指摘事項】

#### (1) 契約変更すべきもの

長野駅善光寺口周辺は、「長野市自転車等適正利用の促進に関する条例」により、自転車等整理区域に指定されているが、路上に放置された自転車等が絶えず、歩行者等の通行の妨げや景観の阻害要因となっている。そこで、市としては、放置自転車問題の根本的な解決のため、善光寺口周辺に駐車されている自転車等を收容するに十分な容量の自転車等駐車スペースの確保を目的として「長野駅周辺自転車駐車場整備計画」（平成8年4月策定）の内容を踏まえ、今後の整備方針について検討資料とするために、善光寺口周辺における自転車等駐車状況の把握、整備候補箇所の選定、既存を含む施設の有効活用等について調査研究することを目的として委託するものである。この契約内容のうち、候補地等のスケッチ作成を義務づけている。

しかしながら、この成果品について提出を求めたところ、スケッチは作成場所が多数となるとともに、あまり利用効果もないことから作成を見送ったとのことである。

このような場合、契約変更（減額）などの手続きをとるべきところ、これを行っていないのは、適切でない。

契約内容の変更があった場合には、適切に対処されたい。

#### 1.4 平成15年度起債管理

(整理番号：362)

契約件名	平成15年度起債管理
担当部課	財政部財政課
委託先	株式会社電算
委託金額	472,552円
委託業務	借入台帳（借入先からの償還表）、起債台帳（事業別の償還表）、交付税台帳（交付税別の償還表）、予算台帳（予算分類別の償還表）、用途台帳（用途分類別の償還表）、借入内訳台帳（借入先別の償還表）、減債基金台帳（減債基金の積立金管理用）などによる市債管理
委託理由	業務効率化・経費削減
契約方法	一者随意契約
委託期間	平成15年4月1日～平成16年3月31日

#### 【指摘事項】

##### (1) 委託業務になじまないもの

市は起債管理について委託しているが、本来、市の借入金である起債の管理は市自らが直接行うべきで委託により管理すべきものではない。

市が直接実施すれば、パソコンの能力も向上していることから各種シミュレーションなども可能となり市政運営にプラスとなることが推定できる。

よって、委託業務として起債管理を業者に依存する方式を改善されたい。

なお、平成16年度から市が直接管理する方式に改めている。

## 17 償却資産データ入力業務委託

(整理番号：424)

契約件名	償却資産データ入力業務委託
担当部課	財政部資産税課
委託先	株式会社電算
委託金額	1,688,295円
委託業務	償却資産申告書に基づく資産増減データのコンピュータ入力
委託理由	一時的・大量事務
契約方法	一者随意契約
委託期間	平成15年4月1日～平成16年3月31日

### 【指摘事項】

#### (1) 単価契約とすべきもの

当該委託については、企業から提出される償却資産申告書の内容について入力するもので、毎年、総価契約している。

総価の算出に当たっては、次の(表39)のとおり、内容別に年間発注予定件数を計上しそれぞれの単価を乗じ予定価格を算出している。

(表39) 積算内訳

(数量単位：件、単価及び金額単位：円)

内 容	数量	単価	金額
① 種類別明細書(増加・減少)	31,000	37.9	1,174,900
② 一点データ連絡票…一部減等	5,000	47.8	239,000
③ 申告データ…表紙の数	10,000	10.4	104,000
④ 課税データ…企電の件数	4,000	22.5	90,000
小 計			1,607,900
消 費 税			80,395
合 計			1,688,295

しかしながら、この数量については、予測された数量であり、実際に発注された数量との間に差異が生じているものと思料されるが正確な差異を把握していない。

年度により発注数量が変動するものについては、発注数量に基づき支払がなされる単価契約の方法をとるべきである。

## (2) 競争性を重視した入札に改めるべきもの

当該事業については、従来から（株）電算に一者随意契約している。この一者随意契約とした理由については、「電算化導入時から請負、業務のノウハウがあり他業者への切替は技術的に困難」としている。

しかしながら、この業務内容についてみると、比較的単純なもので特殊なものではなくどのような業者でも対応できるものである。

市は、当該業務遂行が可能な業者について調査していないとのことであるが、一者随意契約の理由について、「契約の手引き」でも述べているようにより具体的な理由を求めているところであるが、上記内容では妥当性の観点から見ると明確な理由と言えない。

従って、今後の委託に当たっては、競争性を重視した入札に改めるべきである。

## 18 平成15年度OCR保守

(整理番号：427)

契約件名	平成15年度OCR保守
担当部課	財政部収納課
委託先	株式会社電算
委託金額	378,000円
委託業務	OCRの保守点検
委託理由	高度・専門的な知識等
契約方法	一者随意契約
委託期間	平成15年4月1日～平成16年3月31日

### 【指摘事項】

#### (1) 再委託の承認手続きをすべきもの

当該OCR装置の保守業務委託については、平成12年10月から実施しており、毎年度、契約先が(株)電算となっている。

一者随意契約を行っている理由として「OCR読み取り等のシステム開発を(株)電算が行ったもので、システムの不都合等が生じた場合スムーズに対応ができる。」としている。

しかしながら、業務完了届をみたところ、実際に保守業務を行っている業者は日立電子サービスであり(株)電算は直接保守業務を行っていない。

これは、(株)電算がソフト部分を担当し、ハード部分を日立電子サービスが担当しているとのことであるが契約書第15条によれば、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、継承させ、または担保の目的に供してはならないとされている。このため、この条項に抵触する恐れのあるものについては、市の承認が必要となっているが、この契約では市は再委託の承認を行っていない。

再委託の承認書を提出させ、再委託について承認手続きを取るべきである。



## 20 長野市斎場火葬残灰処理業務委託

(整理番号：434)

契約件名	長野市斎場火葬残灰処理業務委託
担当部課	生活部市民課
委託先	株式会社西日本環境
委託金額	1円
委託業務	火葬残灰の処理
委託理由	高度・専門的な知識等
契約方法	指名競争入札
委託期間	平成15年7月1日～平成16年3月31日

### 【指摘事項】

#### (1) 火葬残灰の処分委託をすべきでないもの

大峰・松代各斎場から発生する火葬残灰については、金など有価物を含んでいることから平成13年度までは、売却しておりその額は、平成12年度は、1,692,000円、平成13年度は1,364,500円となっている。

ところで、平成14年度については、今までの売り払い方式で行うのか、一般的に不要なものの処分として費用を計上して行うのか検討したものの結論が出ず、平成15年度に至り残灰の処理として、予定価格を220,500円として指名競争入札を行っている。

しかしながら、4者を指名し競争させたものの全ての者が1円入札している。このため、くじにより業者を決定している。

この結果は、指名競争を実施する時点で過去の実績からみて、火葬残灰は、有価物(金等)を含んでいることが分かっていたことから当然想像できたものと思われる。今後は、従前実施していた売却処分とすべきである。

ちなみに、売却処分していたならば、300万円ほどの歳入があったものと思われる。

## 2.2 環境衛生管理・清掃業務委託

(整理番号：475)

契約件名	環境衛生管理・清掃業務委託
担当部課	生活部男女共同参画課
委託先	株式会社第一エンジニアリング
委託金額	2,782,500円
委託業務	勤労者女性会館しなのきのビル管理（空気環境測定・貯水槽清掃・水質検査・害虫駆除・床清掃等）
委託理由	高度・専門的な知識等、業務効率化・経費削減
契約方法	指名競争入札
委託期間	平成15年4月1日～平成16年3月31日

### 【指摘事項】

#### (1) 積算額の標準化について検討すべきもの

清掃作業のうち同一作業について、㎡当たりの単価を調査したところ、個別調査の対象とした委託契約の中でも（表40）のように事業所ごとの価格差が見受けられた。

（表40）同一作業の㎡当たり単価表

（単位：円/㎡）

対象番号	整理番号	契約件名	Pタイルワックス仕上げ	窓ガラス	カーペット清掃	体育館ワックス
22	475	環境衛生管理・清掃業務委託	176	294	/	100
36	674	長野市保健所庁舎清掃業務委託	150	230	420	/
42	702	北部保健センター清掃業務委託	160	320	443	/
69	1256	カンライフ長野館内床及びびガラス清掃業務委託	125	/	/	75
121	2218	消防局庁舎清掃委託	82.3	/	/	/

また、整理番号475、勤労者女性会館しなのきのビル管理の清掃についても、Pタイル・シート部分床面洗浄ワックス仕上げ（244㎡）とフローリング床面洗浄ワックス清掃（250㎡）を比較したところ、作業内容については、ほぼ同様に材料のワックスが相違するだけとなっているが、積算額を㎡当たりの単価で見るとPタイルが176円、フローリングは100円と大きな差が生じている。この単価の構成要素としては、ほとんどが人件費で占められていることから、このように大きく相違することは、不自然である。

事業所ごとに作業条件などにおいて多少の誤差があるものと思われるものの、この

ように価格差が生じている必然性が判然としていない状況にある。

これは、現在の予定価格積算書の作成に当たり、市は事前に業者から見積書を徴し、それを参考にして作成しているとのことであるが、業者からの見積書の内容を検証することなくそのまま計上していることによるものである。

市は、同一の清掃作業については、作業内容を加味した標準価格を定め予定価格積算書に計上するよう検討されたい。

## 26 ひとり暮らし老人等緊急通報システム業務委託

(整理番号：512)

契約件名	ひとり暮らし老人等緊急通報システム業務委託
担当部課	保健福祉部高齢者福祉課
委託先	NTTデータ信越株式会社
委託金額	19,349,729円
委託業務	緊急通報用電話機等を設置されたひとり暮らし老人等に係る緊急事態の発生に即座に対応するための緊急通報監視業務
委託理由	高度・専門的知識等、業務効率化・経費節減
契約方法	一者随意契約
委託期間	平成15年4月1日～平成16年3月31日

### 【指摘事項】

#### (1) 単価契約によって当年度実績で支払うべきもの

長野市は、NTTデータ信越(株)とひとり暮らし老人等緊急通報システム業務委託契約を締結している。これは、ひとり暮らし高齢者の緊急時の通報手段として緊急通報電話及び火災警報機を貸与し、緊急時には通報センターによる様態確認、協力者及びタクシーによる確認、119番通報等を行うことによって、ひとり暮らし高齢者の不安の軽減及び安全の確保を図る事業である。

ところで、委託料については、前年度末設置状況により算定することとし、運営を委託する場合には1件当たり月額1,050円(消費税を含む)を基礎とする(契約書第3条第1項)として、次のとおり算定している。

$$1,050 \text{ 円} \times 12 \text{ か月} \times 1,536 \text{ 件} \times (100 - 0.02) \% = 19,349,729 \text{ 円}$$

また、その委託料は、その年度の当初に一括して支払うものとし、この場合、八十二銀行自由金利型定期預金(6か月もの)金利分(算定式の $(100 - 0.02) \%$ )を割り引くものとしている(契約書第3条第2項)。

しかしながら、毎年度その都度、緊急通報用電話機、緊急用無線発信器(ペンダント型等)、緊急用受信器がワンセットとして設置され、これが当年度で把握されているにもかかわらず、前年度末設置実績によって算定しているのは適正でない。

また、年間分を一括して年度当初に支払っているが、銀行金利相当分 $0.02 \%$ の割引(3,871円)を受けたとしても、予算の効率的執行の面から適切でなく、委託業務の履行も未だ完了していないので適正でない。

当年度緊急通報用機器の設置実績はその都度把握されていることから、このような

場合、単価契約によって当年度実績で支払うべきである。

## (2) 再委託について市の文書による承認を受けるべきもの

ひとり暮らし老人等緊急通報システム業務には、緊急通報センターから出向依頼があった場合に設置高齢者宅に出向確認する協力者が必要である。協力者については本人が申請するとき最低1名を届けることにはなっているが、受託者も緊急要員を準備することとされている。受託業者は2社（つばめ・長野タクシー）のタクシー会社と契約し、空車のタクシーに出向依頼・出向確認を依頼して当該業務を行っている。

これは当初、平成元年度、当該緊急通報用システム事業が発足のとき受託業者と2タクシー会社との共通企画書によって採用されたもので、タクシー会社への再委託は当然の前提であるとの説明である。

しかしながら、契約は単年度契約であり、当該契約書において甲（市）の文書による承認を受けずに委託業務を第三者に委託することができないとされていることから、タクシー会社2社について市の文書による承認を受けるべきである。

## 2.7 要介護（在宅）認定調査委託

（整理番号：563）

契約件名	要介護（在宅）認定調査委託
担当部課	保健福祉部介護保険課
委託先	ふれあい荘外約50事業法人
委託金額	9,134,580円
委託業務	日常生活動作の状況や痴呆の状況等要介護認定申請者に係る要介護認定調査業務
委託理由	高度・専門的知識等、業務効率化・経費削減
契約方法	一者随意契約
委託期間	平成15年4月1日～平成16年3月31日

## 2.8 要介護（施設）認定調査委託

（整理番号：564）

契約件名	要介護（施設）認定調査委託
担当部課	保健福祉部介護保険課
委託先	ふれあい荘外約50事業法人
委託金額	2,847,285円
委託業務	日常生活動作の状況や痴呆の状況等要介護認定申請者に係る要介護認定調査業務
委託理由	高度・専門的知識等、業務効率化・経費削減
契約方法	一者随意契約
委託期間	平成15年4月1日～平成16年3月31日

### 【指摘事項】

#### （1）契約書等において委託業務内容について具体的に示すべきもの

要介護（在宅・施設）認定調査委託契約は、都道府県が実施する認定調査に関する研修を終了している介護支援専門員に要介護認定調査を行わせるものとして、長野市は、各事業法人と単価契約を締結している。委託内容については要介護認定調査（要支援認定調査を含む）の業務を委託するとしか示しておらず、具体的な業務内容は明確ではない。この介護支援専門員であれば、業務内容は当然承知しているとして具体的に示していないものと推測される。

しかしながら、長野市発行の介護保険のパフレットによると、市から委託を受け

た介護支援専門員が訪問して本人及び家族から日常の生活の様子など 79 項目について聞き取り調査をする旨の説明があるが、これらについて契約書に示されておらず、仕様書の添付もない。

双方にとって当然の了解事項であっても、業務内容は契約上重要事項であり、また、履行確認の面からも具体的に示すべきである。

## (2) 要介護認定調査の委託化の推進について検討すべきもの

長野市の要介護認定調査件数は、新規、更新、変更を含めて年間平均 14,922 件 (H12 年度～H15 年度) である。同認定調査における直営と委託の比率では、直営の比率が年々高くなる傾向にあり、平成 15 年度においては直営と委託との比率はそれぞれ 73.95%、26.05% である。これを他市の委託状況 (福祉保健部介護保険課調べ) と比較すると、長野市を含めた 21 市のうち、15 市が 50% 以上の委託率で、100% 委託が 2 市ある。大部分の市が直営、委託の併用であるがその比率は一様でない。

ところで、直営の要介護認定調査について長野市は、嘱託及び臨時の認定調査員を募集し、これらの職員 (H15 年度：嘱託 21 名、臨時 12 名) が要介護認定調査に当たっている。この直営の平成 15 年度同認定調査 1 件当たり金額をみると、5,409 円 (〈嘱託賃金 65,840,157 円 + 需用費 2,022,427 円〉 / 直営認定調査件数 12,546 件) である。

しかし、委託する場合には、契約単価のとおり、委託料は在宅 2,940 円、施設 2,415 円であり、認定調査経費の面からみると、直営の場合に比べて約半分の経費で認定調査することができる。

要介護認定調査の委託料は、全体としては発足以来上昇傾向にあり、平成 14 年度では平均で在宅 3,486.7 円、施設 2,717.1 円 (福祉保健部介護保険課調べ) であり、委託料見直しの動きがあるが、仮に値上げしたとしても、委託契約のほうが経済的であることから、今後、要介護認定調査の委託化の推進について検討すべきである。

### 30 長野市が設置する児童館の管理運営等委託

(整理番号：601)

契約件名	長野市が設置する児童館の管理運営等委託
担当部課	保健福祉部児童福祉課
委託先	社会福祉法人長野市社会福祉協議会
委託金額	238,518,000円
委託業務	児童館の管理運営及び児童館職員の指導・研修、母親クラブの指導・研修並びに児童クラブの指導・研修業務
委託理由	業務効率化・経費削減、緊急時等の対応のため
契約方法	一者随意契約
委託期間	平成15年4月1日～平成16年3月31日

#### 【指摘事項】

#### (1) 児童館における保育所運営の実態を改善すべきもの

長野市は、児童福祉法及び地方自治法の規定に基づき市内各地域に、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにするために児童館を設置(長野市児童館の設置及び管理に関する条例)している。その42児童館の管理運営は、社会福祉法人長野市社会福祉協議会に委託(同条例第7条)されている。

児童館において主に指導の対象とする児童は、市内に居住するおおむね小学校第1学年から第3学年で、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの又はおおむね3歳以上の児童で、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの(同条例施行規則第4条)である。

児童館の開館時間は、午後1時から午後6時までであるが、川合新田児童館及び古牧児童館の二つの児童館については、午前8時30分から午後5時まで(同条例施行規則第6条)として、学齢未満児を対象とし、小学生は登録されておらず、その実態は保育所である。

これは、「児童福祉法第24条但し書き」に基づいて幼児保育型児童館として運営されているとの説明であるが、長野市から社会福祉法人長野市社会福祉協議会への委託費算定に当たっては、保育所に対する特段の配慮は行われておらず、その他の児童館と同じ扱いである。

ところで、この二つの幼児保育型児童館では、独自に園児(幼児・乳児)を募集・決定しており、平成16年12月31日現在、二つの児童館に登録している幼児等は、(表41)のとおり129人である。



(表 41) 幼児保育型児童館の登録児童数

(単位：人)

児童館名	5歳児	4歳児	3歳児	3歳未満児	合計
川合新田	22	21	26	8	77
古 牧	15	15	17	5	52
合 計	37	36	43	13	129

当該幼児保育型児童館では保育料料金を独自に決定し、保護者からそれぞれ川合新田児童館 18,132,000 円、古牧児童館 12,164,900 円の保育料（H15 年度：おやつ等実費も含む。）を徴収している。川合新田児童館の保育料は、一律 3 歳～5 歳児 14,000 円、3 歳未満児 16,000 円であり、古牧児童館の保育料は 3 歳以上児 19,000 円、1 歳児以上 3 歳未満児 23,000 円、1 歳未満児 28,000 円（おやつ等実費を含む。）である。

しかしながら、この二つの幼児保育型児童館の保育料については、契約条項には、規定されておらず、収納委託も行われていない。何らの根拠もないまま、児童館が実費と併せて保育料を徴収していることは、使用料の徴収に関する事項は条例で定めなければならない（地方自治法第 228 条）ことから適正でない。

また、保育所については、市福祉事務所において公・私立保育所全体について保育所入所基準によって入所決定（保育の実施）される。その保育料は、応能主義による保育料徴収基準によって決定され、これを市福祉事務所が徴収している。一方、児童館の場合には、福祉事務所を通じて行われる入所決定も行わず、保育料も一律であり、市民にとって不公平であることから妥当でない。

幼児保育型児童館は、児童福祉法第 24 条但し書きに根拠を置いており、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護をしなければならない、として保育所の代替に児童館が使用されてきたものである。

幼児保育型児童館は、公私立保育所、幼稚園が充足されている現在、既にその役割を終え、これを敢えて継続する必然性は乏しく、一方で学童保育のニーズが高いことから本来の学童用の機能を持った児童館とするなど、そのあり方について検討改善すべきである。

## (2) 各児童館の収支状況等の実態を把握しておくべきもの

長野市は、条例に基づき学童型 40 館及び幼児保育型 2 館の 42 の児童館の管理運営を社会福祉法人長野市社会福祉協議会に委託している。契約によると児童館事業報告書（事業報告書、決算書）及び児童館事業計画書、予算書を提出するものとしている。

しかしながら、同社会福祉協議会からは同法人の事業報告書・決算書及び事業計画書・予算書は提出されているが、一般会計事業のうち児童館受託運営事業が一括計上

されているだけで、決算内容が全体でしか分からず、各児童館の個々具体的な決算内容を把握していないのは執行状況の検査確認の観点から適切でない。

長野市は、児童館の利用状況報告については別途児童館ごとに報告を求めている。併せて収支状況についても児童館ごとに提出させ、その実態を正確に把握しておくべきである。

### 3 2 児童手当システム法改正対応業務委託

(整理番号：617)

契約件名	児童手当システム法改正対応業務委託
担当部課	保健福祉部児童福祉課
委託先	富士通株式会社長野支社
委託金額	2, 236, 500円
委託業務	児童手当システムの法改正に対応する修正業務
委託理由	高度・専門的知識等
契約方法	一者随意契約
委託期間	平成16年2月18日～平成16年3月31日

(注) 契約方法：アンケートでは随意契約と回答している。

#### 【指摘事項】

#### (1) システム設計において作業時間の実績を把握すべきもの

児童手当システム法（児童手当法）改正対応業務は、当該システム開発時より富士通（株）長野支社に委託してきており、今回の法改正に伴い同システムの修正業務であるため同社と一者随意契約するものである。

当該契約における予定価格は、業者の見積もりのとおり、SE（システムエンジニア）及びPG（プログラマー）の単価に「人月」を乗じて積算されている。

しかしながら、この「人月」は1人が業務を終了させるためにかかる月数で、1人1日8時間、月20日、月160時間が単位とのことであるが、委託業務の実施状況としてSE、PG等受託職員の当該業務従事時間の報告を受けていない。

受託職員は、必ずしも、1日中当市の業務に従事してはいないことから、その委託業務従事に係る勤務簿の提出を求め、作業時間の実績を把握すべきである。

また、長野市は、中核市等各市とコンピュータ関連業務における積算状況及び契約内容に係る情報提供・照会等相互に情報交換を行い、経費積算の基礎となる資料の収集に努め、今後の適切な予定価格の積算の参考資料とする必要がある。

### 3.3 長野市もんぜんぷら座こども広場管理運営委託

(整理番号：634)

契約件名	長野市もんぜんぷら座こども広場管理運営委託
担当部課	保健福祉部保育課
委託先	特定非営利活動法人ながのこどもの城いきいきプロジェクト
委託金額	10,080,000円
委託業務	施設管理業務及び子育て相談・子育て中の親とこどもの交流事業・子育てグループ等の育成・子育て講座・イベントの開催等業務
委託理由	業務効率化・経費削減、民間経営感覚を活かす
契約方法	一者随意契約
委託期間	平成15年6月1日～平成16年3月31日

#### 【指摘事項】

#### (1) 委託契約に当たり貸与物品について適切な処理を行うべきもの

もんぜんぷら座こども広場は、乳児及び幼児とその親の子育てに対する悩みや不安を解消し、もってそれらの者の福祉増進に資するため、子育て支援の拠点施設として広場を設置した（長野市こども広場の設置及び管理条例：平成15年長野市条例第8号）ものである。乳児及び幼児であることから対象年齢はおおむね3歳未満児である。平成15年6月から開設し、当該施設の管理運営をNPO法人に委託しており、平成15年度の実績をみると1日平均211人（入場者58,763人／開館日279日）と需要は多い。

ところで、当該契約書の仕様書において委託業務の主なものとして施設管理業務がある。そのうちのひとつとして備品及び機器類（印刷機、コピー機、遊具、図書等）を管理することとしている。また、設備、備品等の管理、来館者の応対・相談等広場の円滑な管理に支障のない組織体制を整えることが委託条件の一つとされている。

そこで備品及び機器類の管理については具体的に指示しなければならないが、当該業務担当課においては受託者に管理させるべき備品等について具体的に把握していないことは妥当でない。

委託契約に当たっては貸与物品として備品一覧表で貸与し、年度末に実数確認させ、提出させるなど適切な処理を行うべきである。

### 3 5 中央隣保館鍵管理業務委託

(整理番号：651)

契約件名	中央隣保館鍵管理業務委託
担当部課	保健福祉部人権同和対策課
委託先	社団法人長野シルバー人材センター
委託金額	615,785円
委託業務	休日等の開錠・見回り施錠及び平日の見回り施錠業務
委託理由	業務効率化・経費削減、緊急時等の対応のため
契約方法	一者随意契約
委託期間	平成15年4月1日～平成16年3月31日

#### 【指摘事項】

#### (1) 予定価格の積算について適切に行うべきもの

中央隣保館鍵管理業務委託契約における契約単価は、開錠1人1回1,070円及び施錠1人1回1,605円とされており、業務内容は次のとおりである。

- ① 開錠業務は、午前8時30分までに中央隣保館の玄関等の鍵を開け、利用者が入館できるようにする。原則として休日等（土曜日・日曜日・祝日）のみで平日は行わない。
- ② 施錠業務は、午後9時30分以降、中央隣保館の館内を見回り、必要な点検を行うとともに玄関等の鍵を施錠する。平日及び休日等に行う。

当該業務の実施の依頼については①及び②のいずれの場合にも市から原則として7日まえに貸付状況連絡・確認表をもって行うこととされている。これら業務の積算に当たり、特に拘束時間ははっきりしていないが、契約単価でみる限り1回当たり1時間としてみているものと推測される。

しかしながら、夜間の見回り、施錠については巡回警備的な要素もあり、ある程度の時間は必要と考えられるが、開錠には1時間は要しないことから1時間当たり単価は妥当でない。また、採用している単価は、非常勤嘱託928円（1時間換算）及び一般賃金775円（1時間換算）と比較すると大きな差があるが、業務的にみてそれ以上の加算を要する業務とは認め難い。さらに、施錠単価（夜）が開錠単価（昼）の5割増にしているのは職員の時間外単価等と比べても合理的と言えない。

業務量に見合った適切・妥当な単価をもって予定価格の積算をすべきである。

### 3 9 犀南保健センター機械警備委託

(整理番号：693)

契約件名	犀南保健センター機械警備委託
担当部課	長野市保健所健康課
委託先	株式会社サニウェイ
委託金額	176,400円
委託業務	警備に必要な機器を設置し夜間無人化した庁舎内の異常確認
委託理由	高度・専門的な知識、業務効率化・経費削減
契約方法	随意契約
委託期間	平成15年4月1日～平成16年3月31日

### 4 0 北部保健センター機械警備委託

(整理番号：698)

契約件名	北部保健センター機械警備委託
担当部課	長野市保健所健康課
委託先	株式会社全日警長野支社
委託金額	176,400円
委託業務	警備に必要な機器を設置し夜間無人化した庁舎内の異常確認
委託理由	高度・専門的な知識、業務効率化・経費削減
契約方法	随意契約
委託期間	平成15年4月1日～平成16年3月31日

#### 【指摘事項】

#### (1) 単年度契約から複数年度契約にすべきもの

犀南保健センター機械警備委託並びに北部保健センター機械警備委託は、庁舎に熱線センサー等警備に必要な機器を設置し、夜間無人化した庁舎内の異常の確認を委託しているものであり、前者は昭和62年度から、また、後者は平成元年度から開始されており、どちらも長期間同一業者が受託している。

この機械警備委託契約は、新規業者が参入する場合は、前の業者が設置した機器を取り外し新たに機器を設置することとなる。現状では、撤去費は市が負担し、新規業者は設置費をみることになる。市はこの機械警備委託契約を単年度契約とし、毎年度2者から見積を徴して業者決定している。

しかしながら、前年度の業者は新規機器設置費用をみる必要がないため低価格を提示することができ、結果として同一業者と長期にわたり契約することとなってしまうのは適切でない。

事務の簡素化のためにも、債務負担行為の手続きをとったうえで設置機器の耐用年数を考慮した複数年契約とすべきである。

#### 4 8 平成 1 5 年度長野市有害大気汚染物質調査委託

(整理番号：802)

契約件名	平成 15 年度長野市大気汚染物質調査委託
担当部課	環境部環境管理課
委託先	株式会社科学技術開発センター
委託金額	7, 875, 000円
委託業務	長野市内 3 地点での大気汚染物質（クロロホルム、トリクロロエチレン等 10 物質）の測定調査
委託理由	高度・専門的な知識等
契約方法	指名競争入札
委託期間	平成 1 5 年 4 月 1 日～平成 1 6 年 3 月 3 1 日

#### 【指摘事項】

##### (1) 測定場所の選定を計画的・合理的に行うべきもの

大気汚染防止法の改正により、少量でも有害な物質の調査が地方公共団体に義務付けられたことにより、平成 9 年度から調査を委託してきている。

調査の結果は、毎年度発行する長野市環境白書に掲載（過去 5 年間を比較できる形でデータ整理されている。）される。また、市のホームページでも閲覧することも可能となっている。

平成 14 年度からは、測定頻度の増加（年 4 回⇒年 12 回）、測定項目の増加（6 項目⇒11 項目）、測定箇所の増加（鍋屋田測定局、篠ノ井測定局（窒素酸化物）、南長池児童遊園地の 3 局）が行われている。

平成 15 年度には、このほかに北長池地区について、別契約（490,245 円）で同種大気汚染物質の測定調査を株式会社科学技術開発センターに委託している。これは、平成 15 年 8 月 30 日に開催された朝陽地区元気なまちづくり市民会議において、施設（廃プラスチック破碎施設）の東側に当たる北長池地区から測定要望があったためこれに対応して実施したものとの説明である。

しかしながら、平成 15 年度当初の測定業務委託の設計に当たって、周辺の状況を把握していれば、北長池地区についても測定調査計画に織り込めたはずであり、別契約として契約する必要がなかったものである。

大気汚染測定場所の決定については、計画的・合理的に行うべきである。

## (2) 予定価格の決定に係る見積書を保存すべきもの

平成 15 年度の予定価格決定に際しては、(株)科学技術開発センター、(株)環境技術センター、(株)信濃公害研究所、(財)上越環境科学センターの 4 者から見積もりを取り、7,540,000 円としたとの説明である。

この 4 者からの見積書の呈示を要求したが、監査日（平成 17 年 1 月 11 日）現在、確認することができなかった。予定価格決定に当たっての見積書は重要な意味を持つ書類であることから、保存しておくべきである。



#### 4 9 平成 1 5 年度長野市中小河川底質分析調査委託

(整理番号：816)

契約件名	平成 15 年度長野市中小河川底質分析調査委託
担当部課	環境部環境管理課
委託先	株式会社科学技術開発センター
委託金額	3 4 9, 1 2 5 円
委託業務	水質汚濁防止法の規制対象物質を排出する可能性がある事業所の放流口のある中小河川流域 35 か所の底質調査分析
委託理由	高度・専門的な知識等
契約方法	随意契約
委託期間	平成 1 6 年 2 月 1 0 日～平成 1 6 年 3 月 1 5 日

#### 【指摘事項】

##### (1) 設計積算に必要な情報の収集に努めるべきもの

この調査の目的は、個別企業に対する指導のための情報収集であり、平成 15 年度の調査項目は、銅、亜鉛、全クロムの 3 種類となっている。設計書書式にあらかじめ記載のあるカドミウム、鉛、全水銀については二重線で削除して調査を行っていない。また、この調査の結果は、長野市環境白書には掲載されない。

調査地点は、目的に照らして、水質汚濁防止法の規制対象物質を排出する可能性がある事業所からの放流口の上流及び直下を調査地点としている。このことについての要綱等の定めはない。

過去、この調査を基にして個別企業に対して指導した実績は、平成 14 年度の 1 件・1 社のみである。

この調査委託は、事前に実施したアンケート調査の結果によると、過去 4 年間、同一業者が受託して調査している。

契約方式は、平成 13 年度までは一者随意契約であり、平成 14 年度から随意契約とし、5 者による見積もり合わせを行っているものである。

予定価格の積算方法を見たところ、平成 8 年度に、業者（(株)科学技術開発センター：現在の受注業者）に依頼して単価（@3,200 円）を出させているが、現在もその単価を使っていて、業務処理に要する人工についての検証はしていない。

業務報告の内容に、業務処理に当たった要員数、所要時間等を記載させるように改め、契約の履行状況の確認に併せて、今後の設計・積算に有用な情報を収集すべきである。

## 5 0 先進地視察研修旅行業務委託

(整理番号：821)

契約件名	先進地視察研修旅行業務委託
担当部課	環境部環境第一課
委託先	ミスズ観光株式会社
委託金額	676,473円
委託業務	ごみ処理施設先進地研修視察旅行に係る企画・実施業務委託
委託理由	業務効率化・経費節減
契約方法	随意契約
委託期間	平成15年6月25日～平成15年6月26日

### 【指摘事項】

#### (1) 企画立案に当たって留意すべきもの

この事業は、大豆島地区のうち松岡区所在の清掃センター内焼却施設（昭和57年稼働）・不燃物資源化施設の運転に関連して、地域住民の理解を得るために実施してきている。現在の記録では、平成11年度からの実施が確認できる。

平成14年度までは、「旅費」名目で松岡区（430区の中の1つ）行政委員会（松岡区18名）のメンバーのうちから14年度7名、13年度14名、12年度13名、11年度14名の先進地視察旅費を支出してきている。

平成15年度は、市の職員でないものに旅費を支給することは適当でないとして、委託費の形で執行したものである。

視察先は、板橋清掃工場・川口市朝日環境センターである。

平成15年度の契約手続きを見ると、企画書を2者から提出させ、より安い企画書を提出したミスズ観光(株)を委託先としたものである。

同企画書によると、上記視察先のほか宿泊地として、犬吠崎に行くことになっている。東京都板橋区、埼玉県川口市の視察と犬吠崎の宿泊は、合理性のある宿泊場所の選定とは言い難い。

視察研修の設計に当たっては、合理性のあるルート設定とすべきである。

## 5 1 環境業務委託

(整理番号：822)

契約件名	環境業務委託
担当部課	環境部環境第一課
委託先	長野市委託浄掃事業協同組合
委託金額	853,310,073円
委託業務	廃棄物の収集運搬業務
委託理由	業務効率化・経費節減
契約方法	一者随意契約
委託期間	平成15年4月1日～平成16年3月31日

### 【指摘事項】

#### (1) 平成14年度包括外部監査報告での指摘事項に対する対応が遅れているもの

平成14年度包括外部監査報告において、契約方式が一者随意契約となっていることについて、より競争性のある契約方式とするよう指摘したところであるが、監査日（平成17年1月12日）現在、いまだに一者随意契約での業務委託を行っている。

担当者に説明を求めたところ、担当課内での検討は進めてきたところであるが、平成17年度に、正式に委員会を立ち上げて地域の分割などについての議論を経てから、平成18年度に競争性のある契約方式とする方向で準備中との説明であった。

平成14年度の監査結果への対応としては、遅れているものといわざるを得ない。長野市の業務委託契約のうちにあっては高額の業務委託でもあることから、迅速な改善が望まれる。

## 5.2 プラスチック分別説明ビデオ制作委託

(整理番号：827)

契約件名	プラスチック分別説明ビデオ制作委託
担当部課	環境部環境第一課
委託先	株式会社共立プランニング
委託金額	1,026,900円
委託業務	平成16年4月からのプラスチック分別収集のスタートに向けての市民向けPR用ビデオの制作委託
委託理由	高度・専門的な知識等
契約方法	指名競争入札
委託期間	平成15年4月25日～平成15年6月6日

### 【指摘事項】

#### (1) 必要数量の設計が過大なもの

プラスチック分別説明ビデオ制作委託契約では、ビデオ1,000本を制作・納入させている。

その利用状況をみると、ビデオは、470地区に対して554本を配布し、残りの446本は、貸出用との説明である。

しかし、その貸出状況は、平成15年度、平成16年度で延べ7回に過ぎない。

ビデオは、1本650円で作成しているが、事実上、446本が残った状態になっている。

ビデオ本数を地区の数に合わせた数を発注し、不足分をダビングして渡すようにすれば、利用する可能性のない446本は発生しなかったものであり適切でない。

必要数量の設定に当たっては十分検討すべきである。

### 5.3 プラスチック分別説明ビデオ（英語）制作委託

（整理番号：828）

契約件名	プラスチック分別説明ビデオ（英語）制作委託
担当部課	環境部環境第一課
委託先	株式会社共立プランニング
委託金額	430,500円
委託業務	プラスチック分別説明ビデオ英語版の作製業務委託
委託理由	高度・専門的な知識等
契約方法	一者随意契約
委託期間	平成15年12月20日～平成16年1月30日

#### 【指摘事項】

#### （1）一者随意契約理由に該当しないもの

前述（整理番号827）のプラスチック分別説明ビデオは日本語版のみであるが、このビデオは、地元行政委員会（自治会・町内会）からの要請があって、作成することとしたものであり、貸出用として利用している。

日本語版を制作した(株)共立プランニングへ委託することにより台詞、ナレーション、スーパーを英語・中国語・手話入りに編集しなおすだけで英語・中国語・手話入りによる説明ビデオが制作できるとして、(表42)のように3つをそれぞれ一者随意契約としている。

(表42) プラスチック分別説明ビデオ（英語版、中国語版、手話入り版）

(単位：円)

整理番号	契約件名	委託先	契約方法	委託期間	委託金額
828	プラスチック分別説明ビデオ（英語）制作委託	株式会社共立プランニング	一者	H15.12.20～ H16.1.30	430,500
829	プラスチック分別説明ビデオ（中国語）制作委託	株式会社共立プランニング	一者	H15.12.20～ H16.1.30	399,000
830	プラスチック分別説明ビデオ（手話入り）制作委託	株式会社共立プランニング	一者	H15.12.20～ H16.1.30	380,850
合 計					1,210,350

委託する業務は、既に、説明会でも利用しているビデオの英語版・中国語版・手話入り版を作成するというものであり、日本語版の制作業者でなければできない業務とはいえ、随意契約の理由には該当しない。

計画段階での検討を十分に行い、1契約とすることで事務処理の効率化を図り、より競争性のある契約方式とすべきである。

## 5.5 清掃センター焼却施設定期点検整備委託

(整理番号：846)

契約件名	清掃センター焼却施設定期点検整備委託
担当部課	環境部清掃センター
委託先	日立造船株式会社
委託金額	66,675,000円
委託業務	清掃センターの焼却施設の定期点検及び整備業務
委託理由	高度・専門的な知識等
契約方法	一者随意契約
委託期間	平成15年5月12日～平成16年3月31日

(注) 契約方法：アンケートでは随意契約と回答している。

### 【指摘事項】

#### (1) 設計・積算の検証をすべきもの

清掃センターは、昭和56年12月稼動した施設で、稼動開始以降22年間、焼却施設定期点検整備の業務は、「ごみ焼却施設は、その特殊性から、施設全体がメーカー固有の技術によって独自に設計製作されているため、機器の特性を理解し、技術的に精通していることが極めて重要となる。また、ごみの滞貨を極力抑えながら実施しなければならないので、整備に当たっては、施工期間の短縮を図ることが必要不可欠であることから、現場に精通し、豊富な経験がある納入施工メーカーに限定される」ことを理由に1者に委託されてきた。

そこで、予定価格の積算手順をみたところ、1者（日立造船）のみの見積もりを基礎に積算しているとの説明である。22年間、同業他社の目に触れる機会がなく契約金額が決定されてきたこと自体が異常であるとの認識がないように見受けられる。

他市の同規模施設（150t焼却炉）の同種業務委託状況を調査する等の検証を行うべきである。

## 5.7 計画調査湛水防除事業小森地区調査計画委託

(整理番号：929)

契約件名	計画調査湛水防除事業小森地区調査計画委託
担当部課	農林部農業土木課
委託先	株式会社葵エンジニアリング
委託金額	5,250,000円
委託業務	湛水防除事業の新規事業採択資料の作成のための基礎調査等業務
委託理由	高度・専門的な知識等、業務効率化・経費削減
契約方法	一者随意契約
委託期間	平成15年7月22日～平成15年10月31日

### 【指摘事項】

#### (1) 契約書に仕様書等設計図書を添付等すべきもの

長野市は、計画調査湛水防除事業小森地区調査計画業務について(株)葵エンジニアリングと一者随意契約を締結している。

ところで、この契約書においては仕様書等の設計図書については見積もりの説明のときに手渡してあるため改めて頭書の契約書に添付あるいは別冊で示すことはない、との説明である。したがって、契約書には標準契約書の他には特別仕様書等の設計図書の添付あるいは別冊で示されることはない。

しかしながら、当該契約書第1条において「発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。)を履行しなければならない。」として仕様書等設計図書が契約書の重要な一部であるとしている。

当該委託業務に当たっては仕様書等が具体的な業務指針となり、契約の履行確認においては契約書及びその仕様書等設計図書によって行われることから当該委託事業の実施に遺漏がないように仕様書等設計図書を契約書に添付等すべきである。

なお、このことについては、当該委託契約書についての指摘事項としてあげたが、長野市においては、同様事例が他にもあるというより、ほとんどの委託契約書に見受けられるところである。

## 5 8 未登記農道信更 2 1 7 号線用地測量委託

(整理番号：934)

契約件名	未登記農道信更 2 1 7 号線用地測量委託
担当部課	農林部農業土木課
委託先	株式会社ダイエー測量設計
委託金額	1, 5 7 5, 0 0 0 円
委託業務	農道の用地測量業務
委託理由	高度・専門的な知識等
契約方法	指名競争入札
委託期間	平成 1 5 年 1 0 月 1 日～平成 1 6 年 1 月 2 6 日

### 【指摘事項】

#### (1) 未登記の農道測量委託について集約して契約すべきもの

農道については、従来、農道を敷設することに専念し、農道敷地の長野市への移転登記は疎かになっていた。農道への固定資産税課税あるいは所有者間のトラブルなどがあるため登記する方向で予算化し、実施してきており、4 年間の実績は、(表 43) のとおりである。

(表 43) 未登記農道測量委託 4 年間実績

年 度	実施件数 (件)	実施延長 (m)	委託金額 (円)
平成 12 年度	7	1, 955	14, 601, 500
平成 13 年度	11	2, 559	14, 814, 450
平成 14 年度	9	1, 675	12, 675, 600
平成 15 年度	10	1, 605	8, 837, 850
合 計	37	7, 794	50, 929, 400

平成 15 年度実施は、個別調査の対象となった整理番号 934 を含む 10 件であり、その内訳は (表 44) のとおりである。



(表 44) 平成 15 年度未登記農道測量委託の内訳

(単位:円)

整理番号	契 約 件 名	委託先	契約方法	委託金額
932	未登記農道松代東 271 号線用地測量委託	B 社	指名競争入札	1,260,000
933	未登記農道若穂東 189 号線用地測量委託	A 社	一者随意契約	410,550
934	未登記農道信更 217 号線用地測量委託	A 社	指名競争入札	1,575,000
935	未登記農道牧内地区用地測量委託	A 社	一者随意契約	498,750
936	未登記農道若穂東 190 号線用地測量委託	C 社	指名競争入札	966,000
937	未登記農道若穂西 104 号線用地測量委託	A 社	指名競争入札	2,173,500
938	未登記農道松代西 227 号線用地測量委託	D 社	指名競争入札	819,000
939	未登記農道浅川 58 号線用地測量委託	E 社	一者随意契約	498,750
940	未登記農道中沖地区用地測量委託	D 社	一者随意契約	138,600
941	未登記農道芋井 69 号線用地測量委託	F 社	一者随意契約	497,700
合 計				8,837,850

未登記の農道は、平成 17 年 1 月 1 日現在、全体の路線数 3,338 路線、路線延長 773,123.84m に対して路線数 1,691 路線 (50.7%)、267,942.49m (34.7%) であり、現在の予算ベースで推移すると未登記状態を解消することはできないと推測される。

このような状況において平成 15 年度に当該用地測量委託契約を含めて 10 件、1,605 m、8,837,850 円を測量実施しているが、10 件のうち、その半分については 50 万円未満の少額の随意契約に終わっている。

厳しい財政状況の中、問題発生の可能性が高いなど緊急性のあるものについて限定的、かつ計画的に実施することが求められていることから、時間的、場所的に出来る限り少額契約を集約し、効率的、経済的に実施すべきである。

## 60 農集排七二会中部地区管路調査委託

(整理番号：1056)

契約件名	農集排七二会中部地区管路調査委託
担当部課	農林部農業土木課
委託先	日本ヘルス工業株式会社長野事務所
委託金額	1,470,000円
委託業務	農業集落排水路における管路状況調査業務
委託理由	高度・専門的な知識等、業務効率化・経費削減、一時的・大量事務
契約方法	指名競争入札
委託期間	平成15年8月1日～平成15年12月15日

### 【指摘事項】

#### (1) 調査結果による修繕等指示及び実施確認を行うべきもの

農集排七二会中部地区における平成13年度から同15年度までの3か年における建設分の管路延長4,950m、マンホール222個について、目視による調査委託を行っている。

この管路調査により委託業者から異常箇所一覧表が報告され、この報告に基づいて長野市は、(表45)のとおり、異常箇所ごとに個々に管路施行業者及び原因者に対して口頭によって修繕指示等を行っている。

しかしながら、この修繕指示等に対する改善結果について確認したか否かを証する文書がない。当該委託契約の成果を踏まえて指示し、実施するものであることから、正確を期すため文書をもって指示及び実施確認を行うべきである。

(表45) 異常箇所報告内容及び修繕等指示内容

人孔番号	異常内容	修繕内容(工法)	業者への指示内容
MH. H85-1	内蓋なし	内蓋設置	修繕指示
MH. S115-1	鉄蓋違い	鉄蓋替え	交換指示
MH. S115-2	鉄蓋違い	鉄蓋換え	交換指示
MH. S115-5	鉄蓋違い	鉄蓋換え	交換指示
MH. S115-9	人孔内帯水、パッカーあり	調査及び撤去	撤去指示
MH. S85-2-7	右上流管口浸入水C	注入工法(Y字管)	修繕依頼
MH. k4-4	鉄蓋損傷B	鉄蓋換え	修繕指示
MH. k4-16	鉄蓋損傷B	鉄蓋替え	修繕指示
MH. k4-20	鉄蓋損傷B	鉄蓋替え	修繕指示
MH. K4-25	パッカー置忘れ	撤去	撤去指示

## 6 1 平成15年度長野市ツキノワグマ学習放獣委託

(整理番号：1094 外)

契約件名	平成15年度長野市ツキノワグマ学習放獣委託
担当部課	農林部林務課
委託先	株式会社野生動物保護管理事務所
委託金額	291,000円
委託業務	ツキノワグマの捕獲用檻設置後定期的見回り、捕獲及び学習放獣
委託理由	高度・専門的な知識等
契約方法	一者随意契約
委託期間	平成15年5月12日～平成15年11月14日

(注) 単価契約：委託金額は、整理番号1094、1095、1096を合算した金額である。

(内訳)

(単位：円)

整理番号	契約件名	委託金額
1094	平成15年度長野市ツキノワグマ学習放獣委託事業	124,000
1095	平成15年度長野市ツキノワグマ学習放獣委託事業	124,000
1096	平成15年度長野市ツキノワグマ学習放獣委託事業	43,000
合 計		291,000

(注) 委託先は(株)野生動物保護管理事務所、委託方法は一者随意契約である。

### 【指摘事項】

#### (1) 仕様書をもって具体的に明確に指示すべきもの

長野市は、(株)野生動物保護管理事務所と平成15年度ツキノワグマ学習放獣委託事業を、捕獲檻設置・撤去作業43,000円及び学習放獣作業81,000円の単価で契約している。その実績は捕獲檻設置等3件、129,000円、学習放獣2件、162,000円で支出額291,000円である。捕獲檻設置等については捕獲に失敗してもその単価をもって支払われるものである。

契約書及び仕様書に捕獲檻設置について発注方法が明示されていないが、この設置は受託業者に一任するのではないことから、発注方法を明確にしておくべきである。

また、捕獲檻設置・撤去作業及び学習放獣について具体的な作業内容(例えば、麻酔薬及び解毒薬投与、血液及び体毛採取、抜歯による年齢確認、唐辛子噴射等)の説明がなく、受託業者に一任している。さらに、放獣の際の危険防止についても十分注意して行うこととしているが、危険防止のためには、最低限、用意すべき事項及び配慮等具体的に指示すべきである。

## 6 5 松代象山地下壕精査点検業務委託

(整理番号：1226)

契約件名	松代象山地下壕精査点検業務委託
担当部課	商工部観光課
委託先	三井金属資源開発株式会社
委託金額	2,940,000円
委託業務	松代象山地下壕内の岩盤及び安全対策用構造物等の状況点検
委託理由	高度・専門的な知識等
契約方法	一者随意契約
委託期間	平成15年4月23日～平成16年3月31日

### 【指摘事項】

#### (1) 一者随意契約を見直すべきもの

当該事業については、平成元年度から始めており、平成12年度には、鉱山等地下施設保安に関わる特殊技術を有する業者4社で指名競争入札を実施している。

ところが、平成13年度からは、「この業務については、鉱山等地下施設保安に関わる特殊技術及び資格を有するとともに、現地を熟知し壕内の経時的変化を把握している事が不可欠である。三井金属資源開発(株)は、鉱山等地下施設保安に関する特殊技術を有すると共に、平成12年度から当該業務を誠実に履行し、当該施設内の状況を把握している。」として三井金属資源開発(株)と一者随意契約をしている。

しかしながら、一者随意契約理由については、「契約の手引き」でも述べているとおり具体的・合理的な理由がなくてはならないとされているが、この業務については、他社でも対応可能であることから、一者随意契約を見直し、特殊技能を有する者の指名競争入札とすべきである。

#### (2) 積算に当たり適切でないもの

当該委託に当たり、市は、予定価格積算書を作成しているが、その内容についてみると、安全精査費として主任技師、技師B、普通作業員について1回当たりそれぞれ2人工計上している(全体で6回実施している。)

このうち1人工については、業者事業所(現飛騨市)から長野市までの車による移動時間としてみているが、人工は実際に業務に従事するための時間を見るもので移動時間まで見ることは適切でない。

今後、業務実態に合った積算とするよう努める必要がある。

## 7 1 登記未完了市道朝陽 5 0 号線用地測量業務委託

(整理番号：1286)

契約件名	登記未完了市道朝陽 50 号線用地測量業務委託
担当部課	建設部監理課
委託先	社団法人長野県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
委託金額	9 4 7, 1 0 0 円
委託業務	登記未完了市道朝陽 50 号線用地測量業務
委託理由	高度・専門的な知識等
契約方法	一者随意契約
委託期間	平成 1 5 年 7 月 2 5 日～平成 1 5 年 9 月 3 0 日

## 7 2 登記未完了市道長野東 7 2 号線用地測量業務委託

(整理番号：1307)

契約件名	登記未完了市道長野東 72 号線用地測量業務委託
担当部課	建設部監理課
委託先	社団法人長野県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
委託金額	1, 2 5 0, 5 5 0 円
委託業務	登記未完了市道長野東 72 号線用地測量業務
委託理由	高度・専門的な知識等
契約方法	一者随意契約
委託期間	平成 1 6 年 1 月 1 9 日～平成 1 6 年 3 月 3 0 日

### 【指摘事項】

#### (1) 競争入札とすべきもの

平成 10 年度調査で 135 路線（地権者数不明）の登記未完了市道敷について、平成 21 年度完了を目途に測量委託を事業化している。

この委託は、「本業務は、関係権利者及び関係機関との調整が煩雑で土地の表示関係事務について高度な知識と経験を必要とする。このため、本業務に類似する案件を数多く手がけ、表示登記業務に精通している社団法人長野県公共嘱託登記土地家屋調査士協会と契約したい。」を理由に、一者随意契約としている。

しかしながら、平成 15 年度において、同種業務委託である（表 46）の 3 件を指名競争入札としている。

そこで、財政部管財課締結の単価契約によったものと指名競争入札によったものと

を仕様書で比較してみると特段の差を認めることができなかった。

これは、随意契約の理由としたことが成り立たないものであることを示すものと考えざるを得ない。

(表 46) 同種業務委託契約のうち指名競争入札の状況

(単位：千円、%)

整理番号	区 分	指名数	予定価格	落札額	落札率
1264	高野中央線用地測量業務委託	6 者	1,830	550	30.05
1265	田野口赤田線用地測量業務委託	6 者	1,530	1,100	71.90
1267	芋井 105 号線用地測量業務委託	6 者	1,680	1,150	68.45

用地測量業務の委託に当たっては、地域を区切るなどして、より競争性のある契約方式とすべきであり、競争入札が可能な業務であることから、特段の事情があるものを除いて競争入札とすべきである。

なお、平成 15 年度実施の登記未完了市道測量委託は、個別調査の対象とした整理番号 1286 及び 1307 を含めて、49 件 (15,286,215 円) であり、その内訳は (表 47) のとおりである。

(表 47) 平成 15 年度登記未完了市道測量委託の委託契約一覧

(単位：円)

整理番号	契 約 件 名	委託先	契約方法	委託金額
1264	登記未完了市道高野中央線用地測量業務委託	B 社	指名	577,500
1265	登記未完了市道田野口赤田線用地測量業務委託	C 社	指名	1,155,000
1266	登記未完了市道長野中 1 1 4 号線用地測量業務委託	A 社	一者	106,050
1267	芋井 1 0 5 号線用地測量業務委託	D 社	指名	1,501,500
1268	登記未完了市道篠ノ井南 9 6 号線用地測量業務委託	A 社	一者	252,000
1269	登記未完了市道長野南 1 5 2 号線用地測量業務委託	A 社	一者	265,650
1270	登記未完了市道長野西 1 6 8 号線用地測量業務委託	A 社	一者	189,000
1271	登記未完了市道松代東 1 3 1 号線用地測量委託	A 社	一者	136,500
1272	登記未完了市道長野中 4 号線用地測量業務委託	A 社	一者	278,250
1273	登記未完了市道長野西 4 0 6 号線用地測量業務委託	A 社	一者	152,250
1274	登記未完了市道長野中 1 9 8 号線用地測量業務委託	A 社	一者	221,550
1275	登記未完了市道差出本堂線用地測量業務委託	A 社	一者	223,650
1276	登記未完了市道長野南 1 5 2 号線 権利登記嘱託業務	A 社	一者	15,015
1277	登記未完了市道太田東町線用地測量業務委託	A 社	一者	330,750

1278	登記未完了市道信更141号線用地測量業務委託	A社	一者	596,400
1279	登記未完了市道大豆島7号線用地測量業務委託	A社	一者	204,750
1280	登記未完了市道柳原77号線用地測量業務委託	A社	一者	193,200
1281	登記未完了市道長野北264号線用地測量業務委託	A社	一者	154,350
1282	登記未完了市道大門小出線用地測量業務委託	A社	一者	159,600
1283	登記未完了市道朝陽185号線用地測量業務委託	A社	一者	215,250
1284	登記未完了市道下駒沢中央線用地測量業務委託	A社	一者	222,600
1285	登記未完了市道長野北85号線用地測量業務委託	A社	一者	194,250
1286	登記未完了市道朝陽50号線用地測量業務委託	A社	一者	947,100
1287	登記未完了市道朝陽48号線用地測量業務委託	A社	一者	164,850
1288	登記未完了市道若穂西266号線用地測量業務委託	A社	一者	215,250
1289	登記未完了市道長野西597号線用地測量業務委託	A社	一者	286,650
1290	登記未完了市道三才東徳間線用地測量業務委託	A社	一者	116,550
1291	登記未完了市道篠ノ井中108号線用地測量業務委託	A社	一者	296,100
1292	登記未完了市道若穂東82号線用地測量業務委託	A社	一者	147,000
1293	登記未完了市道安茂里135号線用地測量業務委託	A社	一者	142,800
1294	登記未完了市道長野西25号線用地測量業務委託	A社	一者	767,550
1295	登記未完了市道更北389号線用地測量業務委託	A社	一者	172,200
1296	登記未完了市道箱清水石堂線用地測量業務委託	A社	一者	165,900
1297	登記未完了市道大豆島143号線用地測量業務委託	A社	一者	339,150
1298	登記未完了市道長野北334号線用地測量業務委託	A社	一者	139,650
1299	登記未完了市道長野西127号線用地測量業務委託	A社	一者	363,300
1300	登記未完了市道長野西364号線用地測量業務委託	A社	一者	393,750
1301	登記未完了市道長野北169号線用地測量業務委託	A社	一者	181,650
1302	登記未完了市道松代東156号線用地測量業務委託	A社	一者	275,100
1303	登記未完了市道長野東98号線用地測量業務委託	A社	一者	332,850
1304	登記未完了市道川中島23号線用地測量業務委託	A社	一者	270,900
1305	登記未完了市道長野東6号線用地測量業務委託	A社	一者	135,450
1306	若穂保科地区水路用地測量業務委託	A社	一者	155,400
1307	登記未完了市道長野東72号線用地測量業務委託	A社	一者	1,250,550
1308	登記未完了市道浅川1号線用地測量業務委託	A社	一者	171,150
1309	登記未完了市道長野西620号線用地測量業務委託	A社	一者	252,000
1310	登記未完了市道大豆島18号線用地測量業務委託	A社	一者	258,300
合 計				15,286,215

(注) 契約方法： 指名…指名競争入札 一者…一者随意契約

### 7 3 長野駅前立体駐車場管理運営委託

(整理番号：1311)

契約件名	長野駅前立体駐車場管理運営委託
担当部課	建設部監理課
委託先	長野市南石堂町区（自治会）
委託金額	8, 894, 550円
委託業務	長野駅前立体駐車場の管理運営業務
委託理由	高度・専門的な知識等、緊急時等の対応のため
契約方法	一者随意契約
委託期間	平成15年4月1日～平成16年3月31日

#### 【指摘事項】

#### (1) 委託業務の必要性について検討すべきもの

この施設は、平成5年6月1日に供用を開始したもので、構造は、18層185台収容可能で、全て機械式（パレット入口は、3か所）の駐車場である。時間制使用料は、最初の30分無料、以後30分ごとに150円、1泊600円である。定期利用は月18,000円で平成15年度平均47台程度利用している。

この施設の管理運営からの収入（24,268,900円、うち定期利用分は10,202,000円）では施設管理費用（31,022,714円）が賄えない状況にあること、とりわけ時間制の稼働率が低いことなどから、駐車場そのものを抜本的に見直さなければならない時期に来ているものと考えられる。

なお、この駐車場建設時の経緯から地元自治会に一者随意契約で委託してきているが、このまま駐車場を存続させるとしても民間駐車場の経営ノウハウを導入する意味で、競争性のある契約方式とすべきである。

(表 48) 稼働率の低さの検証

A. 年間収入	24,268,900円	
B. うち定期利用分	10,202,000円	
C. 差引 時間貸し分	14,066,900円	A - B
D. 1時間当たりの料金	300円	150円/30分
E. 時間利用分年間稼働時間	46,890時間	C / D
F. 時間利用の駐車スペース	138台	185台 - 47台
G. 時間利用1台分当たりの年間稼働時間	340時間	E / F
H. 1年間の営業時間（7時～21時）	5,124時間	14時間×366日（閏年）
I. 稼働率	6.6%	G / H

最初の30分間無料及び30分刻みの端数切捨て時間を加味したとしても、あまりにも低い稼働率である。立体機械式駐車場の必要性に疑義を持たざるを得ない。



## 7 4 長野市緑町駐車場管理業務委託

(整理番号：1316)

契約件名	長野市緑町駐車場管理業務委託
担当部課	建設部監理課
委託先	長野市緑町町内会
委託金額	4, 1 1 6, 0 0 0円
委託業務	長野市緑町駐車場管理業務
委託理由	高度・専門的な知識等、緊急時等の対応のため
契約方法	一者随意契約
委託期間	平成15年4月1日～平成16年3月31日

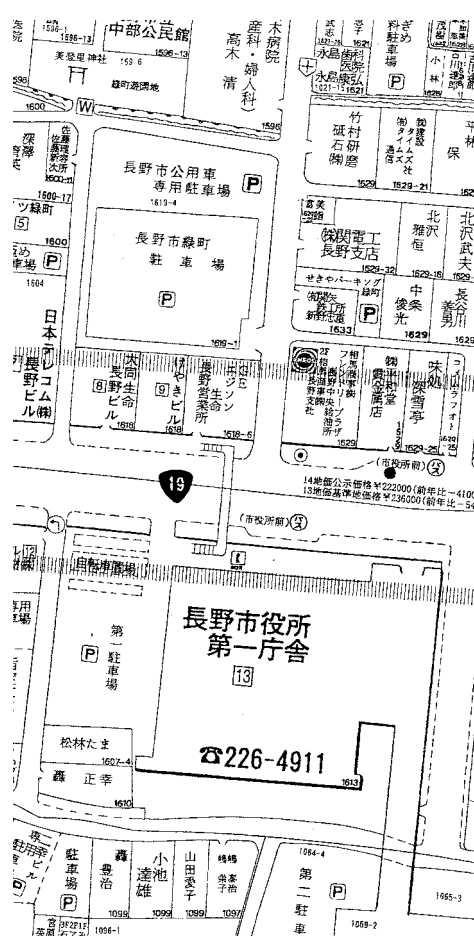
### 【指摘事項】

#### (1) 運営方法の変更を検討すべきもの

この駐車場は、昭和47年に供用を開始したもので、1階42区画が時間利用、2階から4階の136区画が月極めとなっており、計178区画の自走式駐車場である。料金は、時間利用料金250円/1時間（平成16年度から100円/30分）で、月極め料金は、2・3階12,000円、4階10,500円と設定されている。場所的には市役所第1庁舎の真向かいを20mほど入ったところであり、市の公用車専用駐車場が隣接している。

駐車場の管理体制は、自走式駐車場のため、駐車場に常時いるのは1人となっている。

市庁舎に極めて近く、また自走式の駐車場であることから、機械式のパーキングシステムによる無人化の導入等を検討すべきである。



## 7 5 長野駅東口地下駐車場排水設備清掃業務委託

(整理番号：1319)

契約件名	長野駅東口地下駐車場排水設備清掃業務委託
担当部課	建設部監理課
委託先	松澤工業株式会社
委託金額	1,029,000円
委託業務	長野駅東口地下駐車場排水設備清掃業務
委託理由	高度・専門的な知識等、緊急時等の対応のため
契約方法	指名競争入札
委託期間	平成15年4月1日～平成16年3月31日

### 【指摘事項】

#### (1) 競争入札の競争性を確保すべきもの

この業務委託に当たっては、指名競争入札で受託会社を決定している。入札状況の推移を見ると、(表49)のとおり過去4年間同じ業者が指名されており、落札業者以外の業者の入札額はいずれも前年度落札額を超えるものとなっている。

(表49) 長野駅東口地下駐車場排水設備清掃業務委託契約入札状況調べ

(単位：千円、%)

業者名	入札	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
		入札額	入札率	入札額	入札率	入札額	入札率	入札額	入札率
予定価格(消費税抜き)		990		980		990		990	
A社	1回目	1,030	104.0	1,050	107.1	1,050	106.0	1,055	106.5
	2回目	990	100.0	1,000	102.0	980	98.9	980	98.9
B社	1回目	—	—	1,100	112.2	1,100	111.1	1,070	108.0
	2回目	—	—	1,038	105.9	1,030	104.0	1,000	101.0
C社	1回目	1,060	107.0	1,080	110.2	1,080	109.0	1,100	111.1
	2回目	1,000	101.0	1,030	105.1	1,000	101.0	1,010	102.0
D社	1回目	—	—	1,120	114.2	1,120	113.1	1,090	110.1
	2回目	—	—	1,025	104.5	1,000	101.0	1,030	104.0

(注) 網掛けの数字は、落札価格及び落札率である。H13年度は、入札不調による随意契約である。

このことは、指名競争入札の形をとっているが、形骸化し実質的な競争性の確保ができていないことを示す。

より競争性のある契約方式とすべきである。

## 7 6 長野駅東口地下駐車場消防設備等保守点検業務委託

(整理番号：1320)

契約件名	長野駅東口地下駐車場消防設備等保守点検業務委託
担当部課	建設部監理課
委託先	金澤工業株式会社
委託金額	1, 890, 000円
委託業務	長野駅東口地下駐車場消防設備等保守点検業務
委託理由	高度・専門的な知識等、緊急時等の対応のため
契約方法	指名競争入札
委託期間	平成15年4月1日～平成16年3月31日

### 【指摘事項】

#### (1) 競争入札の競争性を確保すべきもの

長野駅東口地下駐車場消防設備等保守点検業務は、平成9年度(10月)の駐車場開業以来行っている。駐車場建設の際に消防設備の建築担当者(金澤工業(株))が、その後の保守点検業務を受託・処理している。平成15年度は、この業務委託に当たって、指名競争入札で受託会社を決定している。

その推移を見ると、過去4年間、同じ業者が指名されており、落札業者以外の業者の入札額は(表50)のとおりであり、指名競争入札の形をとっているが、形骸化し実質的な競争性の確保ができていないことを示す。

より競争性のある契約方式とすべきである。

(表50) 長野駅東口地下駐車場消防設備等保守点検業務委託入札状況調べ(単位：千円、%)

業者名	入札	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
		入札額	入札率	入札額	入札率	入札額	入札率	入札額	入札率
予定価格(消費税抜き)		1,700		1,690		1,690		1,820	
A社	第1回目	1,700	100.0	1,750	103.5	1,800	106.5	1,800	98.9
	第2回目	—	—	1,700	100.5	1,670	98.8	—	—
B社	第1回目	1,750	102.9	1,850	109.4	1,900	112.4	1,850	101.6
	第2回目	—	—	1,730	102.3	1,750	103.5	—	—
C社	第1回目	1,780	104.7	1,800	106.5	1,880	111.2	1,830	100.5
	第2回目	—	—	1,720	101.7	1,780	105.3	—	—
D社	第1回目	1,740	102.3	1,820	107.6	1,850	109.4	1,865	102.4
	第2回目	—	—	1,720	101.7	1,700	100.5	—	—
E社	第1回目	1,760	103.5	1,810	107.1	1,850	109.4	1,900	104.3
	第2回目	—	—	1,740	102.9	1,730	102.3	—	—

(注) 網掛けの数字は、落札価格及び落札率である。H13年度は、入札不調による随意契約である。

## 7 7 1 5 - 1 4 上松三丁目地区地籍図修正業務委託

(整理番号：1337)

契約件名	15-14 上松三丁目地区地籍図修正業務委託
担当部課	建設部監理課
委託先	社団法人長野県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
委託金額	1, 6 1 7, 0 0 0円
委託業務	15-14 上松三丁目地区地籍図修正業務
委託理由	高度・専門的な知識等
契約方法	一者随意契約
委託期間	平成15年11月5日～平成16年1月30日

### 【指摘事項】

#### (1) 業務委託に当たって契約を締結すべきもの

本件地籍図修正業務を委託するに当たって、財政部管財課締結の単価契約（表示登記嘱託業務）の適用があるものと考え、以前から発注書を単価契約の相手方に送付し、受注書を受け取って契約はできたものとして処理してきた。

しかし、財政部管財課締結の単価契約第1条には、「甲が取得又は処分する土地又は建物等の表示等の表示に係る嘱託登記に関する次に掲げる業務……を委託する。」

（甲は長野市）とあるのみで地籍図の修正業務は入っていない。契約がないまま本件業務を委託し処理させてきたものであり適正でない。

業務の委託に当たっては、契約を締結した上で行うべきである。

## 7 8 国有財産譲与申請に伴う数値地番図作成業務委託

(整理番号：1346)

契約件名	国有財産譲与申請に伴う数値地番図作成業務委託
担当部課	建設部監理課
委託先	アジア航測株式会社
委託金額	99,015,000円
委託業務	国有財産譲与申請に伴う数値地番図作成業務
委託理由	高度・専門的な知識等、業務効率化・経費削減、一時的・大量事務
契約方法	指名競争入札
委託期間	平成15年4月15日～平成16年2月27日

## 7 9 国有財産譲与申請に係る特定作業業務委託

(整理番号：1347)

契約件名	国有財産譲与申請に係る特定作業業務委託
担当部課	建設部監理課
委託先	株式会社ジャステック
委託金額	88,200,000円
委託業務	国有財産譲与申請に伴う特定作業業務
委託理由	高度・専門的な知識等、業務効率化・経費削減、一時的・大量事務
契約方法	一者随意契約
委託期間	平成15年4月15日～平成16年3月24日

## 8 0 国有財産譲与申請に係る特定作業業務（その2）委託

(整理番号：1348)

契約件名	国有財産譲与申請に係る特定作業業務（その2）委託
担当部課	建設部監理課
委託先	株式会社ジャステック
委託金額	96,600,000円
委託業務	国有財産譲与申請に伴う特定作業業務
委託理由	高度・専門的な知識等、業務効率化・経費削減、一時的・大量事務
契約方法	一者随意契約
委託期間	平成15年11月10日～平成17年3月25日

(注) 整理番号1348は、債務負担行為による平成15年度から平成16年度に至る複数年度契約であり、上記表中の委託金額は複数年度にわたる契約金額である。平成15年度の委託業務に対応する金額は、16,840,000円である。

## (1) 委託業務の内容のレベルに応じた設計積算とすべきもの

この業務は、平成 10 年度に閣議決定された「地方分権推進計画」により、平成 12 年度に開始した事業で、法定外公共物である里道・水路のうち、現に公共の用に供している国有財産を市町村へ譲与し、機能管理及び財産管理とも自治事務とするが、機能を喪失しているものは国の普通財産として国が直接管理事務を執行する、ための整理作業である。

譲与申請の準備作業として、平成 14 年度に市犀北地区の数値地番図作成を業務委託し、平成 15 年度には市犀南地区の数値地番図作成を業務委託（整理番号 1346）している。

また、これを受けて、実際に国へ譲与申請する対象を特定化する業務を、犀北地区は平成 15 年度（整理番号 1347）に、犀南地区は平成 15 年度から平成 16 年度にかけて（整理番号 1348）、委託している。この特定作業の業務は、平成 14 年度にシステム開発した「公有財産管理システム」と一体で進める業務で、作業内容の確認をシステムで行い、作成されたデータもシステムに搭載することから、「公有財産管理システム」を開発した業者以外に委託できないため、株式会社ジャステックと一者随意契約を行っている。

ところで、国へ譲与申請する特定作業の業務委託において、仕様書第 4 章「国有財産譲与申請業務」のうち、背景図データ変換作業は、業務に必要な背景図データとして、各種土地電子情報等の変換を行うものである。この作業の概要は、市所有の平成 15 年度補正終了後の道路台帳図ラスタデータ（市全域）を利用し、座標読み取り装置（地図入力システム）に搭載するためのデータ変換処理を行うものであり、また、市所有の都市計画基本図 DM データファイル[市街地 248.57K m<sup>2</sup>]を使用して座標読取装置（地図入力システム）に搭載するためのデータ変換処理を行うものである。従前は測量士業務として設計積算していたものであるが、平成 15 年度からはシステム関連業務として設計積算している。

しかしながら、この業務をシステムエンジニア（SE）相当の業務として設計しているが、この業務は、データの入力作業であり、通常はオペレーター業務に位置づけられるものであり、SE の業務として設計したのは適正でない。

業務の内容に応じたレベルの要員で設計積算すべきである。

## 8 1 測量設計技術指導委託

(整理番号：1432 外)

契約件名	測量設計技術指導等委託
担当部課	建設部道路課
委託先	長野土木振興会
委託金額	2, 8 9 8, 4 7 2 円
委託業務	測量・設計業務
委託理由	業務効率化・経費削減
契約方法	一者随意契約
委託期間	平成15年4月1日～平成16年3月31日

(注) 委託金額は、整理番号1430、1431、1432を合算した金額である。

(内訳)

整理番号	契約件名	契約方法	委託金額
1430	測量設計技術指導委託料 (小田切26号線)	一者随意契約	66, 360
1431	測量設計技術指導委託料 (長野東42号線)	一者随意契約	287, 910
1432	測量設計技術指導委託料 (市単独分)	一者随意契約	2, 544, 202
合 計			2, 898, 472

(注) 委託先はすべて長野土木振興会である。

### 【指摘事項】

#### (1) 委託協定について是正改善すべきもの

長野市は、平成15年度、長野土木振興会（任意団体）に測量設計技術指導委託に当たり協定を締結している。同振興会は昭和9年に土木事業の共同処理を目的に創設され、監査日（平成17年2月4日）現在も長野建設事務所管内の各市町村から多くの設計業務等を受託している。

長野市は、当該振興会に委託する理由として、「県の標準歩掛を保持しており、それをもとに設計等を行うためコンサル等に委託するより事務量の削減が図られる。そのため、市民等の要望により早く対応できるため」としている。

具体的な委託方法は、市が委託工事を内定したときは、あらかじめ同振興会に委託工事箇所内定通知書により通知し、同振興会がこれを承諾して行うこととしている。

当該委託料については同振興会が定めるところによるとし、協定書に「受託事業料率」が添付されている。それは工事設計で算出された工事費の一定割合の額であり、支出負担行為については設計書が完成納品されたときである。

しかしながら、この長野土木振興会は、土木技術者等が在籍しない各町村の測量設計技術指導等を共同処理するのが目的である。長野市の事務量の削減が図られるとしても、長野市には設計技術者が在籍しており、今年度5件程度の設計委託であるのでそれ程大きな影響はない。したがって、あえて一者随意契約として同振興会に委託する合理的理由はないことから是正改善すべきである。



## 8 8 蛭川排水機場技術指導等業務委託

(整理番号：1641)

契約件名	蛭川排水機場技術指導等業務委託
担当部課	建設部河川課
委託先	株式会社鶴見製作所
委託金額	50,000円
委託業務	排水機場の試運転及び技術指導
委託理由	高度・専門的な知識等、緊急時等の対応のため
契約方法	一者随意契約
委託期間	平成15年4月1日～平成16年3月31日

### 【指摘事項】

#### (1) 契約をメーカーごとに集約して行うべきもの

排水機場技術指導等業務委託契約は、委託料 50,000 円ということで（株）鶴見製作所との間に請書もないが、同社はこの他 3 排水機場についても受託している。この契約の中心は年 1 回の試運転で、その他は緊急対応である。

河川課が管理する排水機場は、この他に 10 排水機場があるが、いずれも個々の排水機場ごとに委託され支払われている。排水機場の委託契約の中心は、年 1 回の試運転であるため履行確認のうえから、また、メーカーごとに集約すると 10 万円を超えるメーカーもあることから、これを集約し、請書によって文書化しておくべきである。

なお、それぞれ仕様書は作成されている。

(表 51) 排水機場技術指導等業務委託契約一覧

(単位：円)

整理番号	契約件名	金額	委託先
1628	西寺尾排水機場技術指導等業務委託	50,000	B社
1629	小鮎川排水機場技術指導等業務委託	50,000	B社
1630	花立排水機場技術指導等業務委託	50,000	B社
1631	東福寺排水機場技術指導等業務委託	50,000	C社
1632	西寺尾第三排水機場技術指導等業務委託	50,000	D社
1633	前淵排水機場技術指導等業務委託	50,000	C社
1634	砂田排水機場技術指導等業務委託	50,000	C社
1635	柴排水機場技術指導等業務委託	50,000	B社

1636	岩野排水機場技術指導等業務委託	50,000	E社
1637	北八幡川排水機場技術指導等業務委託	50,000	F社
1638	加賀井排水機場技術指導等業務委託	50,000	A社
1639	山根井排水機場技術指導等業務委託	50,000	A社
1640	西田川排水機場技術指導等業務委託	50,000	A社
1641	蛭川排水機場技術指導等業務委託	50,000	A社
合 計		700,000	

(注1) 契約期間はいずれも H15.4.1～H16.3.31 である。

(注2) 個別調査対象は整理番号 1641 であるが、他は関連項目として調査している。

## 9 2 市営住宅今井団地健康異常管理装置保守業務委託

(整理番号：1701)

契約件名	市営住宅今井団地健康異常管理装置保守業務委託
担当部課	建設部住宅課
委託先	愛知時計電機株式会社名古屋支店長野出張所
委託金額	577,500円
委託業務	水センサー、非常用ボタン、各室住戸盤の目視点検及び動作確認
委託理由	高度・専門的な知識等、緊急時等の対応のため
契約方法	一者随意契約
委託期間	平成15年5月21日～平成16年3月31日

### 【指摘事項】

#### (1) 実績報告書の提出がないもの

当該委託業務の内容としては、高年齢者を対象にした住居21戸及びL S A室（管理人室）について、

- ① 目視点検として、水センサー、非常用ボタン、各室住戸盤の汚れ、変形及び損傷などの有無等、主として外観から判断できる事項について確認する。
- ② 動作確認として、水センサー、非常用ボタンを動作させ信号が緊急通報電話に入力されるか確認する。

ことを定期点検として年2回実施することとなっている。

また、この他の業務について随時、機器の故障等があった場合、また入退去時の不明点の説明などを義務付けている。

ところで、定期検査の報告は受けているものの、その他の業務について業者は実施しているとのことであるが、その実績報告書が提出されていないのは適切でない。

定期点検報告書に加え、その他業務の実績報告書についても提出させ業務実態を適正に把握し今後の事業展開の参考とすべきである。

## 9 5 市営住宅北五明東団地他樹木剪定業務委託

(整理番号：1723)

契約件名	市営住宅北五明東団地他樹木剪定業務委託
担当部課	建設部住宅課
委託先	松代園芸有限会社
委託金額	220,500円
委託業務	団地内の高木剪定
委託理由	高度・専門的な知識等
契約方法	随意契約
委託期間	平成15年6月12日～平成15年6月30日

### 【指摘事項】

#### (1) 作業方法を改善すべきもの

市住宅課は、団地内の樹木の剪定については住民から苦情がきた場合、その都度、苦情範囲の樹木についてのみ剪定する方法をとっている。

平成15年度の剪定実績についてみたところ、北五明東団地（106戸）を含め次の（表52）のとおり20件実施している。

このうち、剪定回数が多い今井団地（318戸）、宇木団地（399戸）の剪定状況をみると、それぞれ4回、5回実施し、団地樹木の1/3から1/2程度を剪定する結果となっている。

（表52）樹木剪定実施一覧

（単位：円）

団地名	整理番号	委託期間	委託金額	業者名	備考
今井	1725	H15. 7. 14～H15. 7. 28	96,600	A社	剪定
	1772	H15. 8. 5～H15. 8. 12	157,500	A社	剪定
	1731	H15. 8. 19～H15. 8. 25	147,000	A社	剪定・消毒
	1734	H15. 9. 2～H15. 9. 12	78,750	A社	剪定・消毒
宇木	1712	H15. 4. 17～H15. 5. 12	255,150	B社	剪定
	1722	H15. 6. 10～H15. 6. 30	273,000	C社	剪定
	1742	H15. 8. 19～H15. 9. 12	231,000	C社	剪定
	1754	H15. 10. 17～H15. 10. 31	231,000	D社	剪定
	1761	H15. 12. 3～H15. 12. 12	228,900	D社	剪定

犀 南	1724	H15. 7. 7～H15. 7. 18	186,900	B社	剪定
	1755	H15. 11. 7～H15. 11. 7	73,500	A社	剪定
大豆島東	1714	H15. 5. 13～H15. 5. 27	286,650	E社	剪定
	1760	H15. 12. 22～H15. 12. 26	31,500	B社	剪定
小 市	1717	H15. 5. 20～H15. 6. 18	499,800	B社	剪定
	1748	H15. 10. 7～H15. 10. 24	304,500	B社	剪定
上野ヶ丘	1720	H15. 6. 2～H15. 6. 30	497,700	D社	剪定
北五明東	1723	H15. 6. 12～H15. 6. 30	220,500	A社	剪定
上 松 東	1771	H15. 7. 31～H15. 8. 12	283,500	C社	剪定
若 里	1733	H15. 8. 5～H15. 8. 22	244,650	B社	剪定
日 詰	1749	H15. 9. 18～H15. 9. 30	493,500	C社	剪定
合 計			4,821,600		

(注) 個別調査の対象は整理番号 1723 であるが、他は関連項目として調査している。

このように、苦情処理のため、その都度剪定していると樹木 1 本当たりの単価は、作業員及び器具の運搬費、諸経費等の要素が大規模に実施した場合と比べ割高となることが推定できる。

従って、今後 300 戸を越えるような大規模団地の剪定に当たっては、年次計画を策定するなどして、団地環境と経費節減の観点から、一団地を一括剪定できるようにすべきである。

## 9.9 都市計画支援システム構築調整及び都市計画基本図（DM）修正委託

（整理番号：1806）

契約件名	都市計画支援システム構築調整及び都市計画基本図（DM）修正委託
担当部課	都市整備部都市計画課
委託先	東武計画株式会社長野支店
委託金額	36,960,000円
委託業務	都市計画支援システム構築調整及び都市計画基本図（DM）修正業務
委託理由	高度・専門的な知識等、業務効率化・経費削減、一時的・大量事務
契約方法	指名競争入札
委託期間	平成15年6月13日～平成16年3月31日

### 【指摘事項】

#### （1）債務負担行為による委託契約について検討すべきもの

都市計画支援システム構築調整及び都市計画基本図（DM）修正委託契約は、都市計画法に基づく、基礎調査であり、長野市都市計画基本図（DM）修正と都市計画支援システム構築調整を行うもので、おおむね5年ごとに実施している。この都市計画の図書は、縮尺2,500分の1以上の平面図である。

長野市は、当該業務の委託契約に当たり、（表53）のとおり、市を3分割して3年をかけて1年度ごとにそれぞれ指名競争入札によって業務委託契約を締結し、3年間契約総額83,947,500円で実施している。

（表53）3年間の業務委託契約状況

（単位：円）

年度	対象地域	委託先	委託期間	委託金額
13	北部地域一円	東武計画(株)長野支店	H13.9.26～H14.3.29	9,187,500
14	南部地域	東武計画(株)長野支店	H14.6.18～H15.3.31	37,800,000
15	長野市内一円	東武計画(株)長野支店	H15.6.13～H16.3.31	36,960,000
合 計				83,947,500

しかしながら、それぞれ3年ごとに予定価格の設計積算を行っているが、諸経費は、直接費によって諸経費率が異なりその額の増によって逡減することから一括して契約することによって諸経費において設計積算上、4,280,000円（都市計画課試算）の経費節減になる。

都市計画法による法定調査については、事業計画全体が完了して初めて完結するものである。単年度予算の制約もあって業務完了に3年を要しているが、債務負担行為により一括委託契約にすれば、約400万円の経費節減になるとともに、競争入札においてもより競争性が発揮できるものと考ええる。

## 102 若里公園外周高木他剪定業務委託

(整理番号：1873)

契約件名	若里公園外周高木他剪定業務委託
担当部課	都市整備部公園緑地課
委託先	株式会社木公園
委託金額	498,750円
委託業務	公園における高木他剪定業務
委託理由	高度・専門的な知識等
契約方法	随意契約
委託期間	平成15年8月18日～平成15年8月27日

## 105 今里公園他2公園樹木剪定業務委託

(整理番号：1914)

契約件名	今里公園他2公園樹木剪定業務委託
担当部課	都市整備部公園緑地課
委託先	株式会社園建
委託金額	499,800円
委託業務	公園における樹木剪定業務
委託理由	高度・専門的な知識等
契約方法	随意契約
委託期間	平成15年11月4日～平成15年11月25日

### 【指摘事項】

#### (1) 契約事務の簡素化に努めるべきもの

市街地の市立公園における樹木剪定業務等について、住民からの要望事項に対して即座に対応するとして、(表54)のとおり、その都度、少額契約として2者の見積書による随意契約を締結し、実施している。

しかしながら、公園内の樹木剪定について住民からの要望で即座に対応することとしているが、各契約額をみると少額の随意契約とするため50万円未満に分割したものと認められ適切でない。

委託契約期間をみると秋から冬の季節が多く、公園の樹木等の伐採あるいは落葉後の剪定等であることから、入札等を行える程度の時間的な余裕はあるものと考えられるので、時期的に集約できるものは極力集約し、契約事務の簡素化に努めるべきである。

(表 54) 樹木剪定業務の状況

(単位：円)

整理 番号	委託件名	委託先	委託期間	委託金額
1873	若里公園外周高木他剪定業務委託	A社	H15. 8. 18～H15. 8. 27	498,750
1914	今里公園他2公園樹木剪定業務委託	B社	H15. 11. 14～H15. 11. 25	499,800
1915	差出公園他樹木剪定業務委託	C社	H15. 10. 16～H15. 10. 27	483,000
1916	松代城東団地公園他剪定委託	C社	H15. 11. 11～H15. 11. 26	430,500
1917	栗田公園他樹木剪定業務委託	D社	H15. 11. 26～H15. 12. 10	451,500
1918	北長池遊園地他樹木剪定業務委託	E社	H15. 10. 20～H15. 12. 22	495,600
1919	東福寺公園他樹木剪定業務委託	F社	H15. 11. 13～H15. 11. 28	493,605
1920	若槻東条南遊園地他草刈・樹木剪定業務委託	G社	H15. 12. 22～H16. 1. 15	472,500
1921	上駒沢公園他樹木剪定業務委託	E社	H16. 3. 1～H16. 3. 10	199,500
合 計				4,024,755



### 103 西居帰公園他樹木病虫害防除委託

(整理番号：1906)

契約件名	西居帰公園他樹木病虫害防除委託
担当部課	都市整備部公園緑地課
委託先	株式会社長野県消毒公社長野営業所
委託金額	281,137円
委託業務	公園の樹木の病虫害防除業務
委託理由	高度・専門的な知識等、緊急時等の対応のため
契約方法	一者随意契約
委託期間	平成15年8月18日～平成15年8月25日

### 104 神明広田中央公園他樹木病虫害防除委託

(整理番号：1910)

契約件名	神明広田中央公園他樹木病虫害防除委託（篠ノ井地区後期）
担当部課	都市整備部公園緑地課
委託先	朝日サニター株式会社
委託金額	373,012円
委託業務	公園の樹木の病虫害防除業務
委託理由	高度・専門的な知識等、緊急時等の対応のため
契約方法	一者随意契約
委託期間	平成15年9月1日～平成15年9月8日

#### 【指摘事項】

#### (1) 契約事務の簡素化等を図るべきもの

市街地の市立公園における樹木の病虫害防除については、住民からの電話、窓口来庁、「緑のハガキ」による要望があるものについて即座に対応・対処することとしている。樹木病虫害防除委託契約をするに当たっては、事前に4業者から見積もりを取り、薬剤散布量10当たり単価35円を決定しているが、実際の契約に当たってはその都度の随意契約による総価契約を行っている。

しかしながら、平成15年度における当該病虫害防除契約は、(表55)のとおり、4業者で契約15件、4,415,471円であるが、いずれも少額の随意契約(請書)をその都度締結することとなり、契約手続きに時間を要し、適切でない。

この15件の契約期間についてみると5月20日から9月30日までの5か月間に実

施されている。したがって、おおむねこの期間を契約期間とする単価契約を年度当初に契約し、住民からの要望・要請の都度電話等による指示を行い、月ごとに実績による請求、支払をすることによって事務の簡素化を図るとともに競争性のある契約方法をとるべきである。

(表 55) 公園樹木に係る病虫害防除契約調べ

(単位:件、円)

整理番号	委託先	契約件数	委託金額	委託金額合計
1898	(株) 岡沢薬局本店	3	246,592	1,066,117
1902			422,625	
1936			396,900	
1899	(株) 長野県消毒公社 長野営業所	3	205,432	772,667
1906			281,137	
1907			286,098	
1900	(株) アグロ信州	2	179,156	368,014
1901			188,858	
1910	朝日サニター (株)	7	373,012	2,208,673
1911			240,712	
1912			297,675	
1935			395,062	
1959			229,687	
1960			316,050	
1962			356,475	
合 計		15	4,415,471	4,415,471

## 107 茶臼山動物園及び城山分園施設管理運営委託

(整理番号：1977 外)

契約件名	茶臼山動物園及び城山分園施設管理運営委託
担当部課	都市整備部公園緑地課
委託先	社団法人長野市開発公社
委託金額	351,341,349円
委託業務	動物園の管理運営業務
委託理由	条例等での定め
契約方法	一者随意契約
委託期間	平成15年4月1日～平成16年3月31日

(注) 委託金額は、整理番号1977と1986を合算した金額である。業務委託契約は1つの契約であるが、アンケート調査は次のように2つに分けた回答になっている。

アンケートの回答

整理番号	契約件名	委託先	契約方法	委託金額
1977	茶臼山動物園管理運営委託契約	社団法人長野市開発公社	一者随意契約	275,180,950
1986	茶臼山動物園城山分園管理運営委託契約	社団法人長野市開発公社	一者随意契約	76,160,399
合 計				351,341,349

### 【指摘事項】

#### (1) 委託契約の積算に当たり委託業務範囲の経費とすべきもの

長野市は、茶臼山動物園及び城山分園施設管理運営について(社)長野市開発公社と委託契約を締結している。当該契約における委託業務の範囲は、次のとおりである。

- ① 動物の展示、飼育に関すること
- ② 施設、付帯施設及び物品の維持に関すること
- ③ 入園料及び動物園遊具使用料の徴収及び収納に関すること
- ④ 園内の清掃に関すること
- ⑤ 園内の安全、防火、防犯に関すること
- ⑥ 園内農業用水路の管理に関すること
- ⑦ 移動動物園の実施に関すること
- ⑧ その他動物園の管理に関し、承認を得て実施する事項

これら業務について人件費(給料、手当、法定・厚生福利、賃金)、飼料費、委託料等委託必要経費が積算されて、契約(362,748,000円、精算額351,341,349円)さ

れているものである。この委託経費のうち、20,815,000円は長野市から同開発公社に派遣されている職員（（社）長野市開発公社事務局長及び課長補佐）2名分の人件費である、との説明である。

しかしながら、茶臼山動物園及び城山分園施設管理運営の委託業務の範囲は前述のとおりであり、委託必要経費は必要にして十分な経費をもって積算されているため、委託業務の範囲外で人件費を如何なる名目をもって支出するとしても過大な支出となることから適正でない。

当該契約はあくまで茶臼山動物園及び城山分園施設管理運営業務であることから、その積算に当たっては契約書及び仕様書に示された委託業務範囲とすべきである。

## （２） 使用料の徴収委託について公報で告示すべきもの

長野市は、茶臼山動物園及び城山分園施設管理運営委託契約において動物園使用料（入園料：大人470円、小中学生100円）及び動物園遊戯施設使用料（遊具使用料：各種10円～150円）の徴収も併せて委託している。なお、平成15年度におけるこれら使用料の歳入額は、入園料35,654,750円、遊具使用料11,844,920円である。

しかしながら、歳入の徴収を委託したときは、その旨を告示し、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない（地方自治法第243条及び同施行令第158条第2項）とされているが、これを行っていないのは適正でない。

使用料の徴収委託について市公報で告示をするとともに見やすい方法により公表すべきである。

## （３） 財産に関する調書に物品として登載すべきもの

動物園における展示用動物は、長野市財務規則においては物品のうち備品として分類されており、その台帳価格については取得原因によって取得価格あるいは評価価格によることとされている。財産に関する調書（地方自治法施行令第166条）に登載すべき物品は、100万円以上の重要物品である。

しかしながら、動物園で飼育展示している動物についていずれも価格表示されていないため、ベンガルトラ、アジアゾウ、オーストラリアウオンバット等取得価格100万円を超える動物として重要物品と推定される動物が、重要物品として財産に関する調書に登載されていないのは適正でない。

当該動物園管理の受託者には、展示動物の異動報告義務は課されているものの、全ての事務手続きを行うものではなく、物品管理については委託者の都市整備部に留保していることから展示動物について価格表示を行い、100万円以上の動物については財産に関する調書に物品として登載すべきである。

## 108 茶臼山動物園春期植栽管理委託

(整理番号：1979)

契約件名	茶臼山動物園春期植栽管理委託
担当部課	都市整備部公園緑地課
委託先	株式会社神山緑地産業
委託金額	493,500円
委託業務	動物園の植栽管理
委託理由	高度・専門的な知識等
契約方法	随意契約
委託期間	平成15年6月2日～平成15年6月6日

### 【指摘事項】

#### (1) 茶臼山動物園内の植栽管理等を集約し、競争入札とすべきもの

茶臼山動物園の植栽管理等については、次のとおり、春期・夏期・秋期の高木剪定等に分割していずれも少額契約として2者の見積書による随意契約としている。

(表56) 茶臼山動物園内の植栽管理等の状況

(単位:円)

整理番号	委託業務	委託期間	委託金額
1979	茶臼山動物園春期植栽管理	H15. 6. 2～H15. 6. 6	493,500
1980	茶臼山動物園夏期植栽管理	H15. 7. 22～H15. 7. 25	492,450
1981	茶臼山動物園秋期植栽管理	H15. 10. 6～H15. 10. 10	483,000
1982	茶臼山動物園高木剪定	H15. 12. 1～H15. 12. 22	367,500
1983	茶臼山動物園風倒木撤去	H16. 3. 22～H16. 3. 26	399,000
合 計			2,235,450

(注) 委託先はいずれも(株)神山緑地産業である。

しかしながら、動物公園内の植栽管理について特段の理由がないまま分割することによって随意契約とし、(表56)のように結果として一者随意契約となっているのは、他の植栽業者が契約に参加する機会を奪うこととなるので妥当でない。また、契約事務の簡素化、経費節減の観点からも適切でない。

それぞれの契約を集約(契約合計2,235,450円)し、一つの契約、例えば年間契約とするなど契約事務の簡素化に努めるとともに競争入札によって多くの業者に参加の機会を与え競争性を高めるべきである。

### 1 1 1 南長野運動公園トイレ清掃業務委託

(整理番号：2010)

契約件名	南長野運動公園トイレ清掃業務委託
担当部課	都市整備部公園緑地課
委託先	長野ビル管理株式会社
委託金額	3, 218, 250円
委託業務	公園内9か所のトイレに対する定期清掃業務
委託理由	業務効率化・経費削減
契約方法	指名競争入札
委託期間	平成15年4月1日～平成16年3月31日

#### 【指摘事項】

#### (1) 仕様書の内容を具体的に行うべきもの

南長野運動公園トイレ清掃委託は、同公園内にある9か所のトイレの清掃業務〔(35週×3回/週+17週×2回/週)×9か所=延べ1,251か所〕を行うものである。9か所のトイレはいずれも同一規格で、面積は37.80㎡、便器の形、個数は同じである、との説明である。

しかしながら、仕様書においてトイレの場所については図示されているものの、トイレ内の便器、洗面箇所等については双方で既知のこととして明記されていないとともに、仕様書で具体的な清掃内容が指示されていないのは適切でない。契約書及び仕様書に基づいて検査検収が行われることから、具体的に指示すべきである。

#### (2) 競争性を発揮できる入札方法について改善すべきもの

南長野運動公園トイレ清掃業務委託契約については、毎年度、指名競争入札によって契約の相手方を決定し契約を締結しており、指名競争の入札状況は、(表57)のとおりである。毎年度、6業者から7業者を指名して入札を実施しているが、平成12年度から平成15年度までの4年間で入札において予定価格を下回っているのは、平成12年度(99.6%)及び平成15年度(98.8%)の2回のみでいずれもE社(長野ビル管理(株))である。その他の年度においては入札不調によって最低価格入札者と随意契約によって契約締結しているが、いずれもE社である。

しかしながら、行政事務事業の委託化が進んでいる昨今、このような高位安定的な落札率は不自然であって、十分に競争性が発揮されているものとは言い難い。

より競争性を発揮できるような入札方法に改善すべきである。

(表 57) 南長野運動公園トイレ清掃委託契約における指名競争入札状況調べ

(単位：千円、%)

指名業者	入札	平成 12 年度		平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度	
		入札額	入札率	入札額	入札率	入札額	入札率	入札額	入札率
予定価格 (消費税抜き)		3,150		2,720		3,480		3,100	
A 社	1 回目	3,380	107.3	4,000	147.0	4,145	119.1	3,200	103.2
	2 回目	3,200	101.5	3,200	117.6	3,650	104.8	—	—
B 社	1 回目	3,600	114.2	3,800	139.7	4,100	117.8	3,170	102.2
	2 回目	3,210	101.9	3,180	116.9	3,720	106.8	—	—
C 社	1 回目	3,550	112.6	3,880	142.6	4,200	120.6	3,220	103.8
	2 回目	3,190	101.2	3,260	119.8	3,630	104.3	—	—
D 社	1 回目	3,410	108.2	3,700	136.0	4,170	119.8	3,120	100.6
	2 回目	3,220	102.2	3,200	117.6	3,800	109.1	—	—
E 社	1 回目	3,300	104.7	3,550	130.5	3,980	114.3	*3,065	98.8
	2 回目	3,140	99.6	*2,980	109.5	*3,600	103.4	—	—
F 社	1 回目	3,500	111.1	辞退	—	辞退	—	非指名	
	2 回目	3,250	103.1	—	—	辞退	—		
G 社	1 回目	3,400	107.9	3,750	137.8	非指名		非指名	
	2 回目	3,240	102.8	3,290	120.9				
H 社	1 回目	非指名		非指名		非指名		3,145	101.4
	2 回目	非指名		非指名		非指名		—	—

(注) 網掛けの数字は落札価格及び落札率であり、網掛けで\*印は入札不調による随意契約の交渉対象業者 (E 社) を示す。H13 年度 2,680 千円、H14 年度 3,440 千円でそれぞれ決定している。

## 1 1 2 南長野運動公園植栽管理業務委託（第1工区）

（整理番号：2019）

契約件名	南長野運動公園植栽管理業務委託（第1工区）
担当部課	都市整備部公園緑地課
委託先	有限会社元田造園
委託金額	15,435,000円
委託業務	芝生、樹木、プランター及び花壇の植栽管理業務
委託理由	業務効率化・経費削減
契約方法	指名競争入札
委託期間	平成15年4月1日～平成16年3月31日

### 【指摘事項】

#### （1）一括契約することによって経費節減等を図るべきもの

南長野運動公園植栽管理については、平成10年度から逐次公園工事を実施し、その完成の都度植栽管理を植栽業者に委託してきており、公園植栽計画の全体が平成15年度に完成した。現在、同公園の植栽管理について公園全体29.7haを5工区（契約5件、契約額合計72,922,500円）に分割して実施している。最後に完成した第5工区もすでに現在2年を経過し、植物は根付き活性化しているものと考えられる。

公園の植栽管理工区について見直しを行い、当該工区を集約し、一括契約することで諸経費の節減を図り、併せて事務の簡素化を行うべきである。

#### （2）高木剪定について図面をもって具体的に指示すべきもの

南長野運動公園植栽管理業務において芝生及び樹木管理の積算を行っており、高木剪定については462本中、本数を限定して130本について278,700円と積算しているが、仕様書及び図面等において明確に指示されていない。

しかしながら、これらについては毎年度定期的には実施するものではない、という説明である。したがって剪定すべき樹木を特定する必要があるが、その樹木を特定していないのは妥当でない。その他の高木、低木、芝生等についても公園台帳等において明確になっていることから、図面をもって具体的に指示すべきである。



### 1 1 3 街路樹管理業務委託

(整理番号：2036 外)

契約件名	街路樹管理業務委託
担当部課	都市整備部公園緑地課
委託先	社団法人長野シルバー人材センター
委託金額	15,897,881円
委託業務	街路樹の除草、刈り込み、清掃及び施肥等の業務
委託理由	高齢者の雇用促進
契約方法	一者随意契約
委託期間	平成15年4月1日～平成16年3月31日

(注) 単価契約：委託金額は、整理番号2036、2046、2050、2055、2068、2090、2095、2102、2105を合算した金額である。

(内訳)

(単位：円)

整理番号	契約件名	委託先	委託金額
2036	街路樹管理業務委託 4月分	長野シルバー人材センター	538,607
2046	街路樹管理業務委託 5月分	長野シルバー人材センター	2,233,666
2050	街路樹管理業務委託 6月分	長野シルバー人材センター	3,342,271
2055	街路樹管理業務委託 7月分	長野シルバー人材センター	2,499,579
2068	街路樹管理業務委託 8月分	長野シルバー人材センター	2,936,683
2090	街路樹管理業務委託 9月分	長野シルバー人材センター	3,722,456
2095	街路樹管理業務委託 10月分	長野シルバー人材センター	429,895
2102	街路樹管理業務委託 11月分	長野シルバー人材センター	130,952
2105	街路樹管理業務委託 12月分	長野シルバー人材センター	63,772
合		計	15,897,881

#### 【指摘事項】

#### (1) 契約形態を総価契約とすべきもの

長野市は、(社)長野シルバー人材センターと街路樹管理業務委託契約を締結している。その作業内容は、中低木刈り込み、植栽帯除草であり、次のとおり、それぞれ1時間当たりの単価契約となっている。

- ① 除草・清掃・施肥：856円
- ② 刈り込み：1,070円

③ 刈り込み補助者：963 円

④ 樹木萌芽取り・名板取付け：856 円

ただし、⑤ 片付けについては軽トラック 1 台当たり単価 3,800 円である。

これらの単価は、(社)長野シルバー人材センターの公共事業(長野市)受注単価見積表による 1 人 1 時間当たりの労務単価で、予定価格の経費積算の基礎となるものであるが、これをそのまま契約単価として採用している。

しかしながら、経費積算に当たりその業務量は街路別に作業延長(62,200m)として把握されており、植栽管理については設計基準も確立しており、しかも労務単価については同人材センターから示されているので作業量による単価が可能であることから、時間当たりの契約単価を採用することは適切でない。また単価契約の支払いについては実績の確認が重要であるが、これをあえて個々の作業能力差も生じる 1 人時間当たりを基準とする単価契約は経費的にも履行確認の面からも妥当でない。

単価契約は、単価のみを決定して契約期間を通じてあらかじめ数量が確定できないものについて一定期間ごとに実績によって支払いするものである。あらかじめ数量が確定できないときの契約形態で、総額をもって契約金額とする契約上の原則に対する特例である。街路樹の手入れは季節的に年間を通じておおむね決まっていることであり、手入れは一定区間で行われることから単価契約とすべきではなく、総額をもって行う総価契約とすべきである。

## (2) 仕様書により発注方法を具体的に指示すべきもの

街路樹管理業務委託契約書及びその仕様書をみると、契約書は全体でも 8 条までの条項で簡単なもので、仕様書も契約単価及び指定か所の別図を示す以外は、双方協議によるものとして具体的な指示内容は示されておらず、発注方法は規定されていない。

しかし、街路樹及び植樹帯の雑草には剪定、除草の適切な時期があるにもかかわらず、このことについて文書等によって適切に指示していないのは妥当でない。

当該契約は年間契約であることから、年間の作業計画を策定し、適宜適切に仕様書で定める具体的な発注方法によって業務の発注を行うべきである。

#### 1 1 4 長野駅前街路樹診断調査委託

(整理番号：2056)

契約件名	長野駅前街路樹診断調査委託
担当部課	都市整備部公園緑地課
委託先	林業笠原造園株式会社
委託金額	105,000円
委託業務	樹木医による樹木の診断業務
委託理由	高度・専門的知識等による
契約方法	一者随意契約
委託期間	平成15年7月7日～平成15年7月31日

#### 【指摘事項】

##### (1) 樹木医による診断を明記すべきもの

長野駅前街路樹診断調査委託契約は、少額の随意契約で請書により法人相手に契約している。その業務内容の中心は樹木医の診断を求めるものであるが、特段そのことについて指示していない。

しかし、当該法人には樹木医が在籍していることを前提に契約していることから、仕様書において樹木医の診断について明確に指示しておく必要がある。

## 1 1 8 駅周辺整備局事務所清掃業務委託

(整理番号：2135)

契約件名	駅周辺整備局事務所清掃業務委託
担当部課	駅周辺整備局
委託先	株式会社サニクリーン甲信越
委託金額	1, 312, 500円
委託業務	日常清掃・定期清掃
委託理由	業務効率化・経費削減
契約方法	指名競争入札
委託期間	平成15年4月1日～平成16年3月31日

### 【指摘事項】

#### (1) 積算に当たり算出根拠を明確にすべきもの

長野駅東口の駅周辺整備局事務所清掃委託について予定価格積算書をみたところ、清掃の種類として日常清掃、床面清掃、ガラス清掃、剥離清掃、玄関マット清掃(大・小)からなっているが、建物延べ床面積及びそれぞれの清掃方法は示しているものの、清掃内容ごとの面積が明示されていない。清掃面積は、1回当たりの積算単価に大きな影響を及ぼし積算額全体を算出するからには必要不可欠なものとなっていることから、この面積を明示しないまま予定額を積算しているのは適正でない。

そもそも仕様書に清掃種別ごとの面積が表示されていない状態では、業者は適正価格算出が難しく、入札に当たり公平・公正な競争確保に問題が生じるものと思われる。

市は、積算に当たり前年度実施した業者から見積書を徴し、その内容を参考に算出しているとのことであるが、担当者は清掃すべき場所を清掃種類別に正確に把握し発注できるよう今後、予定価格積算に当たり改善すべきである。

### 1 2 3 住民基本台帳データ渡し

(整理番号：2254)

契約件名	住民基本台帳データ渡し
担当部課	消防局通信指令課
委託先	株式会社電算
委託金額	403,200円
委託業務	消防業務を受託している町村から住民基本台帳に登録されている住民データのフロッピーディスク登載
委託理由	(無回答)
契約方法	一者随意契約
委託期間	平成15年4月1日～平成16年3月31日

(注) 契約方法：アンケートでは随意契約と回答している。

#### 【指摘事項】

#### (1) 契約に当たり確認すべきもの

消防局は、消防指令業務の一環として消防に関する事務を受託している町村の住民基本台帳の内容を、平成6年度から(株)電算を通して取得している。

ところで、この業務を(株)電算と一者随意契約しているが、その理由として「消防業務を受託した町村の住民記録についてのデータ管理は、(株)電算と契約している。従って消防局が必要とする住民記録データは(株)電算が管理保有しているので、他社との契約は難しい。」としている。

住民記録のデータについては各町村が保有し、各町村はデータ管理について(株)電算に委託しているもので、データの流失を防ぐためにデータ持ち出しについては禁止している。

長野市消防局にデータが渡るにしても各町村の了承が必要となるが、この契約に当たって消防局は、直接書面により各町村の了承を取っていないのは適切でない。

また、(株)電算が各町村から了承を受けたとする書面は出てきたものの平成6年にとったもので、その後の社会情勢が大きく変化してきている現在、新たな承認を取るよう指導されたい。

契約に当たっては、遺漏のないよう留意すべきである。

住民基本台帳の個人情報流出防止については、行政として最重要課題の一つであることから、消防局としても厳格な事務処理を行うべきである。

## 1 2 5 真田宝物館警備業務委託

(整理番号：260)

契約件名	真田宝物館警備業務委託
担当部課	教育委員会松代文化施設等管理事務所
委託先	セコム上信越株式会社
委託金額	455,112円
委託業務	真田宝物館における機械警備業務
委託理由	高度・専門的な知識
契約方法	一者随意契約
委託期間	平成15年4月1日～平成16年3月31日

### 【指摘事項】

#### (1) 契約条項について改善すべきもの

真田宝物館警備業務委託契約の条項において「警報機器の配線の自然損耗により、乙（受託者）の業務提供に支障が生じた場合は、業務開始日から起算して5年間に限り、乙の費用負担で配線の補修又は取替えを行うものとする。」（12条）と規定している。

この業務開始日は、機械警備の業務開始日（昭和60年5月）あるいは単年度契約としての契約初日という意味にもとれる。これは当初の規定を前例踏襲して削除していないものと推測されるが、このような誤解を招きやすい条項は削除すべきである。

### 1 2 6 山王小学校南校舎耐震診断業務委託

(整理番号：2344)

契約件名	山王小学校南校舎耐震診断業務委託
担当部課	教育委員会総務課
委託先	株式会社アルス設計
委託金額	3, 360, 000円
委託業務	山王小学校南校舎耐震診断業務
委託理由	高度・専門的な知識等
契約方法	指名競争入札
委託期間	平成15年8月5日～平成15年10月31日

### 1 2 7 山王小学校北校舎耐震診断業務委託

(整理番号：2345)

契約件名	山王小学校北校舎耐震診断業務委託
担当部課	教育委員会総務課
委託先	株式会社岡澤仁建築設計事務所
委託金額	3, 255, 000円
委託業務	山王小学校北校舎耐震診断業務
委託理由	高度・専門的な知識等
契約方法	指名競争入札
委託期間	平成15年8月12日～平成15年10月31日

#### 【指摘事項】

#### (1) 一括発注すべきもの

この事業は、阪神淡路震災の後、耐震改修促進法の趣旨にのっとり、平成8年度に開始したものである。市内には、全217棟の対象があり、うち119棟(55%)は診断を完了している。その結果は、耐震補強不要と診断されたもの15棟、要2次診断76棟、要耐震補強工事28棟となっている。

平成15年度は、小学校44棟、中学校9棟の計53棟の耐震診断を実施するものである。

山王小学校校舎の耐震診断業務委託に当たっての契約手続きをみたところ、平成15年8月1日に南側校舎の指名競争入札(8者)を行い、平成15年8月8日に北側校舎の指名競争入札(8者)を行っている。このうち6者は共通である。

教育委員会は、平成 15 年度に、この 2 件を含む 56 件の耐震診断業務を委託している。

校舎耐震診断という同じ業務を委託するに当たって、場所が同じで、時期的に同時であるものを別契約として発注しているのは適切でない。

一括して発注することで事務処理の手順の合理化が図ることができ、諸経費の積算でも節減が可能となるはずである。

業務委託の設計に当たっては、事業の全体計画との調整を行い、一括して発注できるものは一括して発注すべきである。

## (2) 診断の結果必要な手段を講じておくべきもの

2 次診断の結果で要耐震補強とされた 28 棟のうち 6 棟は、平成 19 年度までに補強工事を完了する方向で考えているとのことであるが、山王小学校は、2 次診断の結果要耐震補強と診断されているにもかかわらず、耐震補強工事対象の 6 棟には入っていない。それは諸般の事情（学校配置計画）によるものとのことである。

学校配置計画によって廃校の可能性があるとしても、見直しの結論がでるまでの児童生徒の安全確保の観点から、何らかの手立てを講じておくべきものとする。

また、要耐震補強とされたもののうち、工事計画に入っていない 22 棟については、地震（周期：60 年プラス 13 年）被害の発生状況を考えると、早急な対応が求められる。

なお、要 2 次診断とされた 76 棟は、平成 27 年度までに 2 次診断をした上で、所要の措置を講じていくことを目標としている。

## (3) 契約の方法を改めるべきもの

平成 15 年度に教育委員会が実施した市内小中学校の建物耐震診断業務委託のうち 50 万円以下のものについてのアンケートの結果は、(表 58) のとおりである。

(表 58) 市内小中学校の耐震診断業務委託 (50 万円以下)

(単位：円)

整理番号	契約件名	契約金額	契約先	委託期間	備考
2347	城山小学校 13-1・13-2 番棟	404,250	A 社	3/15~3/31	※ ①
2348	城山小学校 14-1・14-2 番棟	404,250	A 社	3/15~3/31	※ ①
2349	加茂小学校校舎 3 番棟	302,400	B 社	2/25~3/31	※ ②
2350	加茂小学校 4-1 番棟	323,400	B 社	2/25~3/31	※ ②



2351	山王小学校校舎 6 番棟	217,350	B社	2/25~3/31	
2352	古牧小学校校舎 7 番棟	308,700	C社	2/20~3/31	※ ③
2353	古牧小学校校舎 8 番棟	380,100	C社	2/20~3/31	※ ③
2354	据花小学校校舎 2-1・2-2 番棟	391,650	B社	2/25~3/31	※ ④
2355	据花小学校校舎 5 番棟	323,400	B社	2/25~3/31	※ ④
2356	南部小学校校舎 12-1・12-2 番棟	362,250	A社	3/15~3/31	※ ⑤
2357	南部小学校 13-1・13-2 番棟	383,250	A社	3/15~3/31	※ ⑤
2358	大豆島小学校校舎 1-1・1-2 番棟	336,000	D社	2/20~3/31	※ ⑥
2359	大豆島小学校校舎 2-1・2-2 番棟	359,100	D社	2/20~3/31	※ ⑥
2360	大豆島小学校校舎 3-1 番棟	297,700	D社	2/20~3/31	※ ⑥
2361	朝陽小学校校舎 1-1 番棟	416,850	E社	2/20~3/31	※ ⑮
2362	柳原小学校校舎 1-1・1-2・1-3	362,250	F社	2/25~3/31	※ ⑦
2363	柳原小学校校舎 8 番棟	319,200	F社	2/25~3/31	※ ⑦
2364	古里小学校校舎 5-1・5-2・5-3	407,400	G社	2/20~3/31	
2365	若槻小学校校舎 2-1・2-2 番棟	359,100	H社	2/20~3/31	※ ⑧
2366	若槻小学校校舎 1-1・1-2・1-3 番棟	336,000	H社	2/20~3/31	※ ⑧
2367	若槻小学校校舎 3-1・3-2・3-3 番棟	359,100	H社	2/20~3/31	※ ⑧
2368	浅川小学校校舎 2-1・2-2 番棟	404,250	I社	2/20~3/31	
2369	松ヶ丘小学校校舎 8 番棟	308,700	C社	2/20~3/31	
2370	篠ノ井東小学校校舎 1-1・1-2・1-3 番棟	426,300	J社	2/18~3/31	※ ⑨
2371	篠ノ井東小学校校舎 2-1・2-2 番棟	341,250	J社	2/18~3/31	※ ⑨
2372	篠ノ井西小学校校舎 1 番棟	362,250	F社	2/25~3/31	※ ⑩
2373	篠ノ井西小学校校舎 12-1・12-2 番棟	319,200	F社	2/25~3/31	※ ⑩
2374	共和小学校校舎 7-1 番棟	405,300	J社	2/18~3/31	
2375	松代小学校校舎 3-2 番棟	238,350	B社	2/25~3/31	
2376	東条小学校校舎 1 番棟	281,400	B社	2/25~3/31	※ ⑪
2377	東条小学校校舎 3-2 番棟	238,350	B社	2/25~3/31	※ ⑪
2378	寺尾小学校校舎 2-1・2-1・2-3	276,150	F社	2/25~3/31	※ ⑫
2379	寺尾小学校校舎 5-1 番棟	319,200	F社	2/25~3/31	※ ⑫
2380	綿内小学校校舎 10 番棟	319,200	F社	2/25~3/31	※ ⑬
2381	綿内小学校校舎 12 番棟	319,200	F社	2/25~3/31	※ ⑬
2382	川田小学校校舎 12-1 番棟	341,250	J社	2/18~3/31	
2383	昭和小学校校舎 20-1 番棟	397,950	K社	2/20~3/31	※ ⑭
2384	昭和小学校校舎 21 番棟	352,800	K社	2/20~3/31	※ ⑭
2385	青木島小学校校舎 16-1・16-2 番棟	341,250	J社	2/18~3/31	

2386	更府小学校校舎 1 番棟	499,800	C社	2/20~3/31	
2387	朝陽小学校校舎 1-2・1-3 番棟	416,850	E社	2/20~3/31	※ ⑮
2419	北部中学校校舎 17-1 番棟	380,100	I社	2/20~3/31	※ ⑯
2420	北部中学校校舎 17-2 番棟	380,100	I社	2/20~3/31	※ ⑯
2421	据花中学校校舎 1-1 番棟	430,500	B社	2/25~3/31	
2422	川中島中学校校舎 17-1・17-2	426,300	J社	2/18~3/31	※ ⑰
2423	櫻ヶ岡中学校校舎 1-1・1-2 番棟	426,300	A社	3/15~3/31	※ ⑱
2424	櫻ヶ岡中学校校舎 3 番棟	426,300	A社	3/15~3/31	※ ⑱
2425	東部中学校校舎 3-1・3-2 番棟	357,000	L社	2/20~3/31	
2426	芋井中学校校舎 1 番棟	238,350	B社	2/25~3/31	
2427	篠ノ井東中学校校舎 4-1 番棟	447,300	A社	3/15~3/31	
2428	川中島中学校校舎 18 番棟	298,200	J社	2/18~3/31	※ ⑰

(注 1) アンケート票によると、表中の業務委託はすべて随意契約となっているが見積業者数は 1 者のみであり、一者随意契約である。

(注 2) 備考欄の※は○数字ごとに、同一の小中学校、契約先及び契約期間である。

本件業務委託に当たっての経緯を見ると、平成 14 年 7 月 31 日付 14 委施助第 1 号により文部科学省初等中等教育局施設助成課長から、各都道府県教育委員会施設主管課長宛に「公立学校施設の耐震診断実施計画の策定等について」通知され、3 年以内に耐震診断が終了する実施計画を策定するよう市町村に依頼することを求める通知が出された。

これを受けて、長野県教育委員会事務局義務教育課長は、平成 14 年 8 月 8 日 14 教義第 193 号で、その旨を各市町村に通知している。

市は、これを受けて予算措置等の準備作業を行い、設計・積算の参考とするため 2 者から見積書を徴し、設計・積算を行ったうえで、2 月 18 日から耐震診断業務委託契約の締結作業を開始した。

長野市契約規則第 29 条は、50 万円以下の業務委託契約は随意契約によることができる旨定めている。表中の業務委託はすべて契約金額が 50 万円以下であり、一見すると随意契約によることができるように見える。しかし、備考欄に※印をつけたものは、○数字ごとに、同一の小中学校又は中学校であり、同一の業者と同一の期間で契約を締結している。○数字ごとに契約金額を足すと 50 万円を超えており、中には 100 万円以上になるものもある。

原則として担当課で直接契約できる業務委託契約は、予定価格が 100 万円未満のものであり、この場合においても予定価格が 1 件 50 万円を超えるものは指名競争入札により契約することとなっている。

本件業務委託は、業務の質・量の見込みを誤り作業開始時期が遅れ、業務完了予定日までの期間に余裕が持てず、契約事務手続きにおいて、本来なら競争入札によるべきものを分割して 50 万円以下とすることによって随意契約の形式をとったものであり適正でない。

担当課は契約規則等を遵守し、契約課は担当課が行う契約手続きに準拠性（コンプライアンス）が保持されているかどうか監督すべきである。

## 128 テレビ会議用システム構築委託

(整理番号：2434)

契約件名	テレビ会議用システム構築委託
担当部課	教育委員会学校教育課
委託先	東日本電信電話株式会社長野支店
委託金額	3,828,000円
委託業務	テレビ会議用システム構築
委託理由	高度・専門的な知識等、緊急時等の対応のため
契約方法	一者随意契約
委託期間	平成15年12月25日～平成16年1月30日

### 【指摘事項】

#### (1) 物品購入費で処理すべきもの

平成10年度から、東日本電信電話(株)と協定して、長野市教育情報化推進共同研究会において実験的に共同研究してきた学校間交流の実績を踏まえ、市の自前の「テレビ会議用システム」を構築したものである。

この業務委託は、NICER（教育情報化に関する情報収集等を行っている文部科学省の外郭団体）が学校教育用にカスタマイズする箇所と方向を示唆し、NTTが構築したテレビ会議システムの導入をNTTに委託したものである。

テレビ会議システム構築業務委託予定価格積算書によると

ソフトウェア	ミーティングプラザ (TV 会議システム)	2,901,905 円
サーバー機器	(TV 会議用システム専用サーバー)	800,000 円
工 事 費		200,000 円
消 費 税		195,095 円
合 計		<u>4,097,000 円</u>

とあるのみで、NICERの学校教育用にカスタマイズした「テレビ会議システム」という既存のシステム及びサーバーマシンの購入であり、システム構築ではないと受け止めざるを得ない。

契約に当たっては、業務委託に当たるか物品購入で処理すべきかについて十分検討すべきである。

## 1 2 9 共和小学校・児童センター建設敷地地盤調査委託

(整理番号：2460)

契約件名	共和小学校・児童センター建設敷地地盤調査委託
担当部課	教育委員会学校教育課
委託先	株式会社中部地質
委託金額	4, 431, 000円
委託業務	共和小学校・児童センター建設敷地地盤調査
委託理由	高度・専門的な知識等
契約方法	指名競争入札
委託期間	平成15年11月26日～平成16年1月31日

### 【指摘事項】

#### (1) 契約条項に明確に定めておくべきもの

共和小学校・児童センター建設敷地地盤調査委託契約は、共和小学校建設予定地(29,199 m<sup>2</sup>)の地盤調査のため、およそ500 m<sup>2</sup>に1点、計10地点、深度25mのボーリング調査を委託するものである。

履行状況を見ると、(表59)のとおり、平成15年12月15日、掘削地点No.Aについての業務委託協議(指示)書が業務受託会社から提出され、これに対して市は、同地点の掘削を終了すると回答している。以後、(表59)のとおり協議し、いずれの掘削地点についても、協議を受けた深度で掘削終了深度としている。

(表59) 掘削深度協議経過

掘削地点	協議日	掘削深度	掘削深度累計
No.A	H15. 12. 15	16m	16m
No.E	H15. 12. 19	15m	31m
No.B	H15. 12. 22	10m	41m
No.F	H15. 12. 26	15m	56m
No.G	H16. 1. 8	10m	66m
No.I	H16. 1. 9	15m	81m
No.J	H16. 1. 13	9m	90m
No.C	H16. 1. 14	12m	102m
No.D	H16. 1. 15	13m	115m
No.H	H16. 1. 16	13m	128m

その上で、1月26日に契約上250mの累計掘削深度が、掘削作業の結果128mだったことを理由に、2,919,000円の契約金額を減額する変更契約を締結している。

当初契約には、契約上の掘削深度と現実の掘削深度が異なった場合の扱いについての条項をおかないまま、このような扱いとすることは適切でない。

地盤調査のためのボーリング調査委託の受・委託に関する取引例は「契約上は掘削深度を決めておくが、契約した深度まで掘削しなくても地盤の強度が一定の値を示したときは協議して掘削を終了する」扱いになっているとの説明であるが、取引例がそうであれば、単に「25mまでの掘削深度」という定めでなく、「地盤の強度が一定の値を示したときは協議して掘削を終了する」旨を契約条項上で定めておくべきである。

### 133 少年科学センター清掃環境衛生業務委託

(整理番号：2773)

契約件名	少年科学センター清掃環境衛生業務委託
担当部課	教育委員会少年科学センター
委託先	株式会社第一エンジニアリング
委託金額	4,987,500円
委託業務	少年科学センター清掃環境衛生業務
委託理由	業務効率化・経費削減
契約方法	指名競争入札
委託期間	平成15年4月1日～平成16年3月31日

#### 【指摘事項】

#### (1) 競争性のある契約方式とすべきもの

少年科学センター清掃環境衛生業務委託については、毎年度、指名競争入札によって受託者を決定しており、指名競争入札の状況は（表60）のとおりである。毎年度7業者から8業者を指名している。

（表60）少年科学センター清掃環境衛生業務委託契約入札状況調べ

（単位：千円、％）

業者名	入札	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
		入札額	入札率	入札額	入札率	入札額	入札率	入札額	入札率
予定価格(消費税抜き)		4,950		4,990		4,750		4,850	
A社	第1回目	5,180	104.6	4,900	98.1	5,250	110.5	4,920	101.4
	第2回目	4,960	100.2	—	—	4,960	104.4	—	—
B社	第1回目	5,250	106.0	4,930	98.7	5,270	110.9	4,850	100.0
	第2回目	4,980	100.6	—	—	4,970	104.6	—	—
C社	第1回目	5,150	104.0	4,920	98.5	5,230	110.1	4,800	98.9
	第2回目	4,950	100.0	—	—	4,950	104.2	—	—
D社	第1回目	5,200	105.0	4,910	98.3	5,300	111.5	4,800	98.9
	第2回目	4,970	100.4	—	—	4,980	104.8	—	—
E社	第1回目	5,300	107.0	4,950	99.1	5,350	112.6	4,950	102.0
	第2回目	5,000	101.0	—	—	5,100	107.3	—	—
F社	第1回目	5,100	103.0	4,850	97.1	5,180	109.0	4,750	97.9
	第2回目	4,850	97.9	—	—	4,848	102.0	—	—

G社	第1回目	5,230	105.6	4,940	98.9	5,280	111.1	4,900	101.0
	第2回目	4,990	100.8	—	—	5,000	105.2	—	—
H社	第1回目	—	—	—	—	—	—	4,900	101.0
	第2回目	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 網掛けの数字は、落札価格及び落札率である。H14年度は、入札不調による随意契約である。

指名業者をみると、平成15年度は1者増加しているものの、他はすべて過去4年間指名を受けた業者となっている。また、毎年度、競争入札の結果は入札参加者に知らされており、仕様も清掃環境衛生業務で内容に変化がないにもかかわらず、予定価格を超える札を入れている業者があり、競争性が損なわれているものと見ざるを得ない。

指名業者の指名に当たっては、毎年度予定価格を超えて入札する落札の意図が認められない業者をはずすとともに、指名業者の入れ替え等により競争性のある契約方式とすべきである。

## (2) 業務の処理に当たっての指導を委託の趣旨に沿って行うべきもの

少年科学センターは、空気環境測定（年6回実施）結果報告書によると、4月、10月、12月、2月の空気環境測定の結果「湿度管理」について、基準値を達成できていないという報告を受けながら、必要な措置をとっていない。

(表61) 空気環境測定日の状況

測定月	測定		最多		備考
	日(曜日)	入館者数	日(曜日)	入館者数	
4月	17日(木)	210人	20日(日)	837人	
6月	11日(水)	257人	28日(日)	708人	
8月	8日(金)	548人	15日(金)	1,027人	夏休み
10月	3日(金)	295人	13日(月)	1,023人	
12月	4日(木)	105人	7日(日)	501人	
2月	18日(水)	78人	29日(日)	676人	

これは、空調の操作で適切な湿度に維持できる体制になっており、その運用がタイミングを失したことによるものであり、また、平成15年度の空気環境測定結果については、たまたま測定日に入館者が少なく、電気代節約の意味もあって空調を切っていたために、異常値が出た形になったとのことである。

しかしながら、空気環境測定が、(表61)のとおり、入館者が少ない時期に行われており、少年科学センター利用者等の健康保持のための測定業務の趣旨に合わない業務執行となっており、適切でない。

委託業務の執行に当たっては、過去のセンター利用状況等を参考にしながら測定日を指示するなど、より効果的な業務執行となるよう指導すべきである。



### 1 3 4 史跡大室古墳群案内板等作成業務委託

(整理番号：2806)

契約件名	史跡大室古墳群案内板等作成業務委託
担当部課	教育委員会文化課
委託先	株式会社電弘
委託金額	903,000円
委託業務	史跡大室古墳群案内板等作成業務
委託理由	高度・専門的な知識等
契約方法	一者随意契約
委託期間	平成16年3月1日～平成16年3月31日

#### 【指摘事項】

#### (1) 明確な仕様書を作成すべきもの

大室古墳群は、北山、大室谷、霞城、北台、金井山の5支群からなる。全体では500基以上の古墳があり、そのうちの大室谷支群（全16.3ha・166基）が平成9年7月28日に史跡に指定された。

古墳群の整備は、平成15年度が初めてのもので、今後国からの補助を受けながら本格的に整備していく予定である。

この委託契約は、大室谷支群の入口部分（エントランスゾーン）に総合案内板（1枚）を、また、その周辺にある古墳の説明板6枚を、歴史景観保全ゾーン・遺構復元整備ゾーンの接点付近に古墳説明板2枚を作成・設置する業務の委託であり、一者随意契約で(株)電弘に委託している。

史跡大室古墳群案内板等作成業務委託仕様書は、

- ① 古墳説明板 塩ビプレートCS張り 600×300 8枚
- ② 史跡総合案内板 基礎及び木部本体 案内表示デザイン製作

とのみ記載されたもので、史跡大室古墳群案内板の規模（縦、横、奥行き）、使用する材料等についての記述が一切ない。設計・積算が1者の見積もりによって行われ、適正性の検証が行われた形跡を認めることができなかった。

この業務委託契約は、企画立案型のものではなく、本来、説明版・案内板ともに担当課が仕様を指示し、この仕様に基づき委託業者が作成すべきものであるから、明確な仕様を作成すべきである。

## (2) 契約の方法を検討すべきもの

一者随意契約の理由として、「(株)電弘は、平成13年度に実施した大室古墳館の展示パネル製作の請負業者であり、平成14年度に発注した表示板等の作成業者である。今回発注する看板についてもデザイン・企画の統一を図る必要性から、同一の業者を選定するものです。」としている。

しかしながら、平成14年度に発注した表示板等のデータは担当課が当然に保管しているものであり、また、看板のデザイン・企画の統一については担当課が熟知していなければならないものであるため、一者随意契約にする理由は乏しい。

この契約の予定価格は890,000円であり、担当課が契約する場合は競争入札を原則とすべきである。

なお、平成13年度に「大室古墳館の展示パネル製作業務」を受託しているのは(株)丹青社であり、その受託した業務の中心的な部分(展示パネルの製作)を、発注者である教育委員会の了解を取ることなく、(株)電弘に再委託していたものである。

以 上